

令和4年度 包括外部監査報告書

観光振興・観光関連事業に関する
事務の執行について

令和5年2月

三重県包括外部監査人
税理士 神谷 研

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部局	2
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	外部監査の手続	3
9	外部監査の意見表明の方針	4
10	外部監査の補助者	5
第 2	観光事業から選定した施策・事業	6
I	「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」について	6
II	三重県における観光の現状	6
1	令和 3 年度における観光指標と実績	6
2	県における観光客の状況	7
3	推計結果の概要	9
4	県への観光客の外観	10
III	各施策の概要と監査対象として選定した事業	11
1	施策 251 南部地域の活性化（地域連携部）	11
2	施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）	12
3	施策 331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）	14
4	施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）	19
第 3	監査対象事業の補助金及び負担金等並びに委託料について	21
1	監査対象として抽出した事業について	21
2	みえ観光の産業化推進委員会について	24

第4	外部監査の結果 施策番号別の監査の結果	25
I	施策 251 南部地域の活性化（地域連携部）	25
1	豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費	25
II	施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）	32
1	東紀州地域振興推進事業費	32
2	選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費	34
3	Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費	39
4	東紀州地域集客交流推進事業費	43
5	熊野古道活用促進事業費	49
6	さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費	52
III	施策 331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）	55
1	観光事業推進費	55
2	観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費	60
3	安全・安心な観光地づくり推進事業費	65
4	県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費	71
5	宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費	76
6	県内観光事業者支援金	83
7	国内誘客推進事業費	89
8	みえ観光の産業化推進委員会負担金	95
9	地域観光産業支援事業費	96
10	県内旅行商品造成・販売支援事業費	97
11	海外プロモーション推進事業費	98
12	日台観光交流推進事業費	104
13	海外誘客推進プロジェクト事業費	105
14	海外MICE誘致促進事業費	111
15	観光デジタルファースト推進事業費	115
16	アフターコロナ・インバウンド復活事業費	118
17	三重県版観光スマートサイクル確立事業費	120
18	持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費	123
IV	施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）	124
1	戦略的営業活動展開推進事業費	124

2	関西圏営業基盤構築事業費	130
3	みえモデルワーケーション推進事業費	133
4	首都圏営業拠点推進事業費	140
第5	みえ観光の産業化推進委員会について	147
I	みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等	147
1	みえ観光の産業化推進委員会の概要	147
2	活動財源と実施事業について	148
3	意見表明（指摘・意見）	156
II	みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業について	164
1	三重県版観光スマートサイクル確立事業費	164
2	地域観光産業支援事業費	167
3	県内旅行商品造成・販売支援事業	174
4	持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費	176
5	県内教育旅行促進支援業務等	180
6	観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費	182
第6	契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について	185
1	契約保証金免除について	185
2	業務委託料の積算について	187
	補記 監査対象事業を事例とする技術者単価と業務内容との比較検討	188
3	積算表及び見積書における諸経費について	192
第7	監査対象事業に関する補足等	193
1	新型コロナウイルス感染症禍における観光事業の切実な状況と県の施策	193
2	監査対象事業の意見表明等について補足したいこと	195
3	新型コロナウイルス感染症禍の下での包括外部監査	200
第8	利害関係	201

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

三重県（以下「県」という。）には、伊勢神宮を代表とした有名な神社・仏閣、史跡が多く存在しており、御在所岳、伊勢志摩地方、熊野古道などの観光地を有している。伊勢エビ、アワビ、松阪牛など豊富な食材に溢れ、世界に知られた真珠など多くの特産品がある。また、関西地方からや名古屋方面からの中部国際空港などを経由したアクセスもしやすく、全国から集客できる地理的立地にも恵まれ、魅力に溢れた観光環境・観光資源が整っている。

そのため、県外からも多くの観光客が来県し、令和元年の観光消費額は5,564億円となっている。

県は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」において、観光振興・観光関連事業の施策を位置づけ、観光関連産業への支援、観光地の再生へ向けた取組、海外誘客の推進並びに観光分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進などに取り組み、また、「三重県観光振興基本計画」（令和2年度～5年度）を策定し、観光振興に係る施策に努めている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け地域経済の再生にも取り組む中で、新型コロナウイルス感染症で疲弊した観光地を支援する取組として宿泊施設の割引クーポンの発行など、旅行需要を喚起するための取組を実施している。

観光産業は、その経済効果が幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、県予算においても観光振興・観光関連事業に多くの財政資源が配分されていることを鑑みると、監査する意義は大きいと考えた。

このような理由により、特定の事件として選定したものである。

4 外部監査の対象部局

観光振興・観光関連事業の所管部局

5 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度についても対象とする。)

6 外部監査の実施期間

令和4年5月30日から令和5年2月1日まで

7 外部監査の方法

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第2項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」とされている。

さらに、法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、法令が遵守されていることを当然の前提としている。また、同第16項には正確な処理が行われているという前提も含まれていると解する。

すなわち、監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

また、県では、三重県観光振興基本計画（令和2（2020）年度～5（2023）年度）及び同年次報告書（令和2年度施策実施状況並びに令和3年度施策実施状況）、みえ県民力ビジョン、令和3年度当初予算「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」取組概要、令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）並びに令和4年版県政レポートなど観光事業に係る施策に関する多くの情報を公開している。

県における観光消費額の直近3年間の実績値推移は、令和元年度 5,564 億円、令和2年度 3,283 億円（目標値 5,700 億円）、令和3年度 3,562 億円（目標値 5,830 億円）であった。令和3年度で監査対象とした観光振興・関連事業において、多額の国費や県費が投入されていたが、新型コロナウイルス感染症下の観光事業は過去に経験したことが無い影響を受けたことが、容易に想像できる。

監査に当たっては、この新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響で疲弊した観光関連事業者を支援する施策並びに県外からの観光客の誘客事業及び県民が県内観光へ出かけられるよう支援する施策などを、県が手厚く実施したことを理解した上で行った。

よって、監査は、

- ① 観光振興・観光関連事業に関する事務の執行の合規性・正確性
- ② 観光振興・観光関連事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③ その他監査が必要と判断した事項

について、誠実に網羅的に確実にを行った。

8 外部監査の手続

以下の監査要点について、関連資料の閲覧及び担当部局へのヒアリング等を実施した。

【補助金・負担金】

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- (3) 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 交付団体への指導・監督は適切か。
- (6) 負担金は期待した効果を挙げているか。
- (7) 再負担（負担金の支出先が別の団体へ負担金を支出している場合をいう。）は正当な手続が行われ、必要な理由に基づく再負担であったか。
- (8) 負担金等を受領している団体に未費消の繰越金が多額に留保されていないか。また、入札・契約事務・経理処理等が適正に処理されているか。

【委託料】

- (1) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- (2) 委託理由に合理性があるか。

- (3) 委託事務に必要な金額が予算上明確になっているか。
- (4) 委託料の算定方法は適正か。
- (5) 委託契約は適法であり、支払は正確か。
- (6) 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- (7) 委託事業は予定した行政目的達成に貢献しているか、また、期待した効果を挙げているか。
- (8) 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか、また、事業完了報告を受けて正規の完了検査手続が行われているか。
- (9) 委託事業では契約上限額の算定においてその積算単価は適正な水準か。
- (10) 多額な委託契約を締結する時に契約保証金の免除は適正か。

【契約】

- (1) 契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り）の選定が適法かつ妥当であるか。
- (2) 契約の方式決定及び相手先の選定について競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているか。
- (3) 契約の締結について、契約書が確実にかつ適時に作成されているか。
- (4) 契約変更があった場合、契約変更の内容・手続が妥当であるか。
- (5) 契約の履行について物品の納品・引渡し時期は妥当か、また、その他契約の履行期限が守られているか。
- (6) 物品等の購入は契約書や仕様書どおりに履行されているか。
- (7) 契約の履行について契約代金の支払は適切か。
- (8) 検収について、検収立会が的確になされているか。
- (9) 再委託は正当な手続が行われ、必要な理由に基づく再委託であったか。

9 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び正確性、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項については、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、正確性、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

10 外部監査の補助者

内山 隆夫 (公認会計士・税理士)
小川 友香 (公認会計士・税理士)
山崎 智博 (公認会計士・税理士)
今西 孝彰 (税理士)
大谷 久美 (税理士・社会保険労務士)
滝澤多佳子 (税理士・行政書士・宅地建物取引士)
加藤 恭子 (税理士)
川岸 弘樹 (弁護士・弁理士)

第2 観光事業から選定した施策・事業

I 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

監査対象である令和3年度は「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」に基づき事業を実施しているが、政策展開の基本方向として三つの柱を定めるとともに、15の政策を位置づけており、さらに58の施策に区分している。監査の対象とした観光との関連性が高い施策は以下のとおりである。

政策展開の基本方向	政策	施策
創る	Ⅱ-5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
		252 東紀州地域の活性化
拓く	Ⅲ-3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光
		332 三重の戦略的な営業活動

II 三重県における観光の現状

1 令和3年度における観光指標と実績

主指標				
目標項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		目標値	目標値	目標達成 状況
	現状値	実績値	実績値	
観光消費額		5,700億円	5,830億円	0.61
	5,564億円	3,283億円	3,562億円	

観光消費額…観光客が県内において支出した交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等

副指標				
目標項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		目標値	目標値	目標達成 状況
	現状値	実績値	実績値	
観光客満足度		95.0%以上	95.0%以上	98.4
	93.7%	94.4%	93.5%	
県内延べ宿泊者数		910万人	920万人	56.3
	860万人	507万人	518万人	
県内の外国人延べ宿泊者数		45万人	52万人	3.3
	39万人	5.9万人	1.7万人	

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための往来制限など、観光産業は大きな影響を受けており、目標達成には至っていない状況となっている。

2 県における観光客の状況

県では、観光統計の充実を図るため、平成17年から全国観光統計基準（以下「全国基準」という。）に則った観光レクリエーション入込客数（以下「観光客数」という。）を推計している。

また、県内の観光地点における観光客の実態を調査し、適正な観光施策の実施に必要な基礎を得ることを目的として、毎年、「観光レクリエーション入込客数推計書 観光客実態調査報告書」を公表している。

なお、観光レクリエーション入込客とは、その者の居住地が観光地の範囲の内か外か、あるいは移動距離が長いかに短いかに関係なく、主として慰安、行楽、保健、休養、見学、研究、神仏詣、新婚旅行、海水浴、祭り、ゴルフ、〇〇狩り、釣り、登山、レクリエーション等の目的で観光地に入り込んだ者をいう。

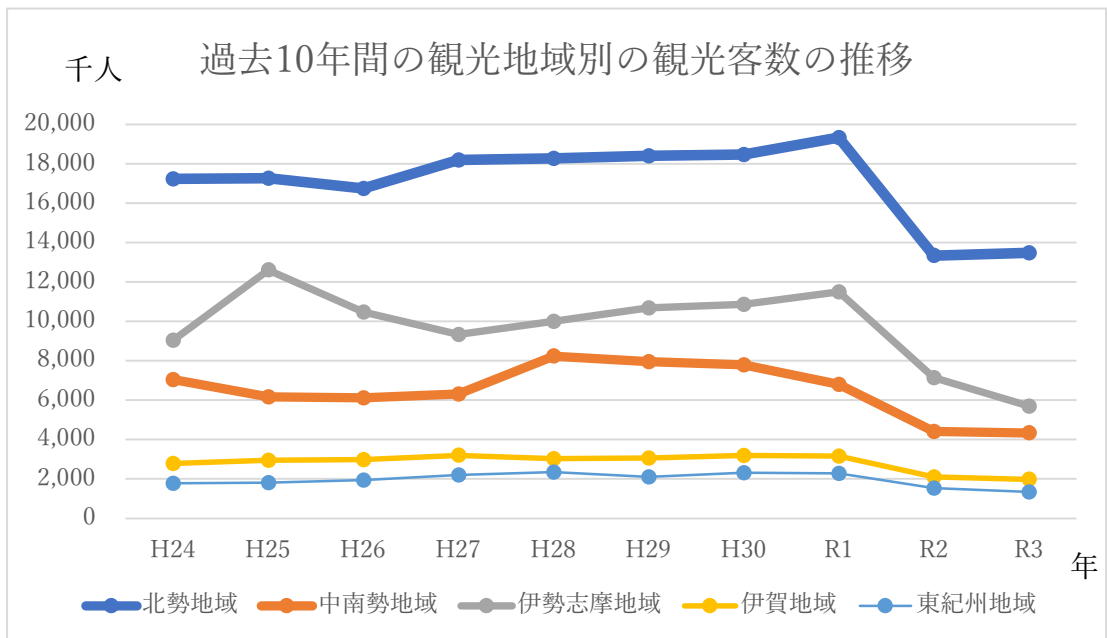
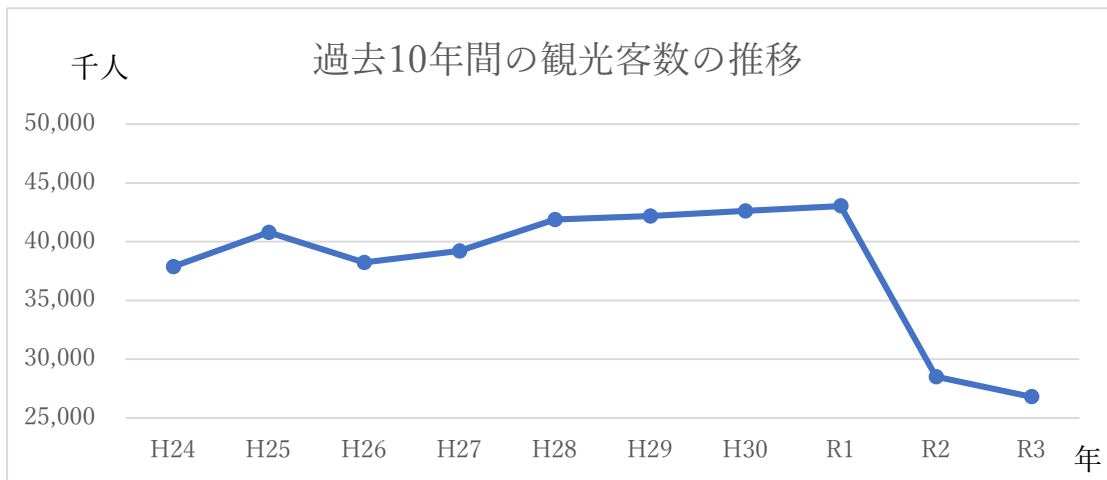
当該調査は、毎年1月1日から12月31日までを期間とし、調査した観光地点を5つの地域（北勢地域・中南勢地域・伊勢志摩地域・伊賀地域・東紀州地域）に分類し、地域別で集計されている。

5つの地域には、次の市町が該当する。

地域	構成市町
北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町

伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、度会町、玉城町
伊賀地域	伊賀市、名張市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

令和3年の「観光レクリエーション入込客数推計書 観光客実態調査報告書」によると、県における過去10年間の観光客数及び観光地域別の観光客数の推移は下図のとおりである。なお、客数については、県内の複数の観光地点を訪問している場合に、重複カウントを除いた実際の入込客数である実数を用いている。



(単位：千人)

地域 \ 年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
北勢地域	17,236	17,271	16,742	18,195	18,276	18,401	18,469	19,330	13,344	13,470
中南勢地域	7,039	6,166	6,119	6,304	8,239	7,955	7,785	6,790	4,412	4,337
伊勢志摩地域	9,041	12,611	10,468	9,325	10,003	10,685	10,854	11,488	7,144	5,693
伊賀地域	2,781	2,940	2,973	3,197	3,026	3,058	3,182	3,158	2,090	1,979
東紀州地域	1,771	1,811	1,941	2,191	2,348	2,096	2,315	2,274	1,535	1,341
合計(実数)	37,868	40,799	38,243	39,212	41,892	42,195	42,605	43,040	28,525	26,820
対前年比率	106.2%	107.7%	93.7%	102.5%	106.8%	100.7%	101.0%	101.0%	66.3%	94.0%

3 推計結果の概要

令和3年の県への観光客数は、実数で26,820千人と推計され、前年と比較すると、1,705千人(6.0%)減少している。

地域別の状況

北勢地域では、126千人(0.9%)増加しているものの、中南勢地域75千人(1.7%)減少、伊勢志摩地域1,451千人(20.3%)減少、伊賀地域111千人(5.3%)減少、東紀州地域194千人(12.6%)減少と各地域で減少傾向となっている。

コロナ禍前の観光客数が最も多かった令和元年と令和3年を比較すると以下のとおりである。

(単位：千人)

地域 \ 年	R1	R3	増減数	割合
北勢地域	19,330	13,470	-5,860	-30.3%
中南勢地域	6,790	4,337	-2,453	-36.1%
伊勢志摩地域	11,488	5,693	-5,795	-50.4%
伊賀地域	3,158	1,979	-1,179	-37.3%
東紀州地域	2,274	1,341	-933	-41.0%
合計(実数)	43,040	26,820	-16,220	-37.7%

各地域ともに30%を超える減少となっており、特に伊勢志摩地域は50%超、東紀州地域は40%超と落ち込み幅が大きい状況となっている。

4 県への観光客の外観

県を訪れた観光客の観光実態の主な傾向は以下のとおりである。

(1) 旅行の情報源として活用したメディア等（複数回答可）

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	全体
雑誌	2.2%	2.3%	3.0%	6.1%	3.6%	3.4%
テレビ・映画	12.4%	5.1%	2.9%	4.0%	6.9%	5.8%
観光施設等ホームページ	13.2%	6.0%	23.4%	8.1%	12.6%	12.6%
Webサイト観光三重	7.1%	6.2%	4.5%	12.5%	14.4%	8.5%
宿泊予約サイト	2.0%	0.2%	7.4%	1.3%	1.5%	2.6%
旅行パンフレット	3.4%	2.6%	2.5%	7.7%	2.1%	3.7%
SNS（Facebookなど）	11.2%	8.2%	12.0%	13.1%	10.0%	10.8%
友人知人からの口コミ	11.5%	31.5%	4.4%	28.9%	32.6%	21.7%
旅行会社	0.5%	2.2%	1.2%	0.2%	2.8%	1.4%
Google等の検索サービス	5.4%	6.5%	11.1%	12.1%	11.8%	9.4%
その他	47.6%	35.8%	18.4%	17.8%	21.9%	27.8%
未記入	1.2%	8.6%	22.1%	9.9%	5.9%	10.4%
回答数	410	648	594	544	389	2,585

「友人知人からの口コミ」が最も高い。

(2) 旅行先として県を選んだ理由

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	全体
以前来て良かった	49.5%	46.0%	32.3%	41.4%	31.6%	40.3%
特定の観光施設	12.9%	2.9%	29.3%	9.6%	6.2%	12.5%
特定のレストラン	－	0.6%	0.8%	1.1%	1.0%	0.7%
観光や食の資源が多様だから	8.0%	23.5%	19.0%	18.6%	33.9%	20.5%
自分の意志外（団体旅行・ビジネス・帰省等）	0.2%	2.0%	1.2%	0.4%	2.1%	1.2%
その他	26.1%	17.0%	9.4%	15.3%	18.8%	16.6%
未記入	3.2%	8.0%	7.9%	13.8%	6.4%	8.2%
回答数	410	648	594	544	389	2,585

「以前来て良かった」「観光や食の資源が多様だから」の割合が高く、一度、観光や食を目的として県を訪れた観光客は、リピーターとして再度訪れる傾向が見られる。

(3) 顧客満足度

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	全体
大変満足	32.2%	21.3%	35.5%	39.0%	36.0%	32.2%
満足	46.8%	48.9%	53.0%	41.7%	44.2%	47.3%
やや満足	13.7%	20.2%	7.9%	15.1%	11.6%	14.0%
どちらでもない	4.6%	6.2%	2.2%	2.8%	7.2%	4.4%
やや不満	0.5%	0.5%	0.7%	0.4%	－	0.4%
不満	0.5%	0.2%	－	－	0.3%	0.2%
大変不満	－	0.2%	－	－	－	0.0%
未記入	1.7%	2.6%	0.7%	1.1%	0.8%	1.4%
回答数	410	648	594	544	389	2,585
観光客満足度	92.7%	90.4%	96.4%	95.8%	91.8%	93.5%

各地域ともに、観光客満足度(大変満足、満足、やや満足と答えた割合)は90%を超えてはいるものの、県が目標とする95.0%以上を達成できているのは、伊勢志摩地域、伊賀地域のみであった。

Ⅲ 各施策の概要と監査対象として選定した事業

「みえ県民ビジョン 第三次行動計画」では、各施策の基本事業を以下のとおり記載している。

施策ごとに観光との関連性が高い事業から監査対象事業を選定した。

1 施策 251 南部地域の活性化(地域連携部)

(1) 基本事業

① 住み慣れた地域で暮らし続けるための取組

持続可能な地域社会の実現を図るため、南部地域活性化基金を活用し、若者に魅力的な働く場の確保に取り組むとともに、新たに、地域で暮らし続けるための生活サービスの維持、確保に関する取組を支援する。また、若者に地域の魅力や仕事を知ってもらう取組を進める。

② 地域で暮らしたくなる取組

地域の活力の向上を図るため、南部地域の魅力を生かして移住・定住を促進するとともに、関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援する。また、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材

の育成やネットワーク化に取り組む。

(2) 監査対象として選定した事業

令和3年度に上記2つの基本事業において6の細事業を実施している。その中から監査対象として、以下の細事業を選定した。

① 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費

南部地域への教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、今後の教育旅行受入に向けたプログラムの開発・改善や受入体制の構築等への支援、県内外の学校並びに旅行会社等に対する体験プログラム等の教育旅行向けメニューの紹介を行い、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれる仕組みづくりに取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、101,690千円である。

2 施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）

(1) 基本事業

① 持続可能な地域社会に向けた基盤づくり

地域のコーディネーターとしての役割を担う一般社団法人東紀州地域振興公社を軸に、東紀州地域の5市町と連携して、観光振興、産業振興、まちづくりなどの取組を進める。また、地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を次世代に伝える取組を進める。

② 地域資源を生かした観光地域づくり

熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの地域資源を生かすとともに、世界遺産登録15周年のネットワークを活用し、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり、国内外への情報発信、外国人旅行者の受入れ環境整備などの取組をさらに進める。また、集客交流の拠点となる施設を十分に活用し、交流人口の拡大に向けて取り組む。

③ 地域資源を生かした産業振興

地域製品のブランド力強化や販路拡大などの取組を支援するとともに、観光関連産業が東紀州地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けた取組を進める。

(2) 監査対象として選定した事業

令和3年度に上記3つの基本事業において8の細事業を実施している。その中から監査対象として、以下の細事業を選定した。

① 東紀州地域振興推進事業費

持続可能な地域社会づくりに向けた基盤を整えるため、地域のコーディネーターの役割を担う一般社団法人東紀州地域振興公社と連携し、地域が一体となり、観光振興を中心に、産業振興、まちづくりを推進する取組を進める事業である。

令和3年度当初予算額は、10,255千円である。

② 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費

東紀州地域の市町や関係団体が連携して行う地域産品の高付加価値化や販路拡大、観光サービスのブラッシュアップ等の取組を支援し、地域産業・雇用の活性化を図ることにより、東紀州地域の持続的な発展につなげる事業である。

令和3年度当初予算額は、11,259千円である。

③ Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費

地域の魅力発信や旅行者の受入環境整備について、一般社団法人東紀州地域振興公社等と連携して取り組む。また、他県も含めた広域連携による誘客促進に取り組み、東紀州地域における旅行者の周遊性・滞在性を高める事業である。

令和3年度当初予算額は、6,288千円である。

④ 東紀州地域集客交流推進事業費

熊野古道センターを通じて、熊野古道をはじめとした東紀州地域の歴史・文化、自然等を地域内外に発信するとともに、集客交流を促進する事業である。

令和3年度当初予算額は、71,911千円である。

⑤ 熊野古道活用促進事業費

世界遺産登録15周年の成果を20周年につなげるため、熊野古道の価値や魅力を国内外に発信することなどにより誘客推進を図る。また、伊勢から熊野まで熊野古道を結ぶ環境整備等に取り組むことにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る事業である。

令和3年度当初予算額は、5,158千円である。

⑥ さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費

子ども連れ家族等の来訪意欲を喚起するため、古道歩きが具体的に思い描ける映像や、来訪時にさまざまな楽しみや学びを提供できる動画等を作成する。また、安心して来訪できる機会を創出するため、体験ツアーを実施する事業である。

令和3年度当初予算額は、11,390千円である。

3 施策 331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）

（1）基本事業

① 世界の人びとを魅了する三重の観光地づくり

世界の人びとから旅の目的地として選ばれるよう、三重が世界に誇る観光資源を生かしたブランディングに取り組む。あわせて、データ収集・分析に基づいた戦略的な観光マーケティングの仕組みを構築し、旅行者の目線に立った体験等観光の魅力づくりや新たな価値の創造、国内外からの誘客拡大に向けた戦略的なプロモーションにオール三重で取り組み、「客が客を呼ぶサイクル」を確立する。

また、第9回太平洋・島サミットをはじめとしたMICE（注）をオール三重で成功させることでMICE開催地としてのブランド価値をさらに向上させ、三重ならではの特色を生かした戦略的なMICE誘致につなげる。

（注）MICE…企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

② 人にやさしい観光の基礎づくり

三重を訪れる全ての観光客に満足していただける、質の高い観光地を実現するため、「地域DMO（注）」や観光関連事業者、市町等、さまざまな主体との連携強化や産業間連携の促進、観光産業を支える人材の育成・確保等により三重の観光を変革し続けるとともに、誰もが快適でストレスフリーに旅行ができる旅行者目線に立った受入れ環境整備にオール三重で取り組む。

(注) DM0…観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。

(2) 監査対象として選定した事業

令和3年度に上記2つの基本事業において22の細事業を実施している。その中から監査対象として、以下の細事業を選定した。

① 観光事業推進費

「三重県観光振興基本計画」に基づき、県民や多くの関係者と観光事業の推進を図るとともに、観光地における感染予防対策を徹底し、安全・安心な観光地づくりを促進するため、観光客の動向の分析に必要な観光客実態調査、三重県版バリアフリー観光の推進、観光防災等に取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、22,460千円である。

② 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費

観光におけるDXを推進し、「新たな日常」を踏まえた旅行者のニーズに対応するため、県がこれまでに蓄積したデータやコンテンツ、デジタルツールを活用した事業を連携・連動させ、デジタルを活用した取組を実践できるプラットフォームを構築するとともに、プラットフォームを活用して得られたデータを、県内観光事業者によるサービスの向上や商品開発などにつなげ、地域の特性を生かした魅力的な観光地づくりを促進する事業である。

令和3年度当初予算額は、100,782千円である。

③ 安全・安心な観光地づくり推進事業費

観光地の安全・安心の確保の取組を強化し、感染症予防対策と経済活動を両立させるため、最先端技術を活用しニューノーマルに対応した観光地での受入環境整備を進め、地域の特性や課題に対応した感染症予防対策の展開など、安全・安心な観光地づくりを促進する取組を行う事業である。

令和3年度当初予算額は、65,045千円である。

④ 県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

観光庁の地域観光事業支援補助金を活用し、宿泊施設の感染症対策に資する物品の購入費用や前向きな投資に要する経費に対し支援する事業である。6月補正予算により予算計上されている。

令和3年度6月補正予算による予算額は、3,344,530千円である。

⑤ 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、宿泊施設や観光施設等を安心して利用できる環境整備を促進し、安全・安心な観光地づくりを推進するため、観光事業者に向けた「みえ安心おもてなし施設認証」制度を創設する。さらに、認証制度による「安全安心な観光地・三重」というブランディングを定着するため、デジタルプロモーションを展開する事業である。6月補正予算により予算計上されている。

令和3年度6月補正予算による予算額は、100,533千円である。

⑥ 県内観光事業者支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少している現状を鑑み、経営的に厳しい状況となっている観光事業者を救済し、今後実施する県の取組に積極的に参加してもらうため、観光事業者の経営を直接支援し、今後の安全・安心な観光地づくりと旅行需要の喚起につなげる事業である。6月補正予算により予算計上されている。

令和3年度6月補正予算による予算額は、1,048,114千円である。

⑦ 国内誘客推進事業費

県内の観光関連事業者等と連携し、観光情報の発信や誘客促進の取組を展開することにより、持続的な県観光の基盤強化に取り組む。また県内の観光関連事業者等への参画を通じ、三重県・伊賀が“忍者の本場”であることを国内外に発信し、観光誘客につなげる事業である。

令和3年度当初予算額は、10,216千円である。

⑧ みえ観光の産業化推進委員会負担金

観光の産業化と持続可能な観光地域づくりを推進するため、県内の地域DMO等観光地域づくりを行う団体に支援を行う。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催で全国から注目される機会を逃すことなく県内観光地の周遊を促進するとともに、交通事業者や観光事業者等と連携したプロモーション等に取り組む。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により多大な影響を受けた県内観光関連産業の早期再生に向け、宿泊施設や体験施設等の割引クーポンの発行、県内学校による県内での教育旅行の支援など、旅行需要や消費を喚起するための取組を実施する事業である。

令和3年度当初予算額は、1,141,223千円である。

⑨ 地域観光産業支援事業費

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、危機的状況にある県内観光関連産業を支援するため、感染防止対策を徹底したうえで県民向けに県内観光需要を喚起するための事業である。6月補正予算により予算計上されている。

令和3年度6月補正予算による予算額は、3,778,196千円である。

⑩ 県内旅行商品造成・販売支援事業費

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、危機的状況にある県内観光関連産業を支援するため、感染防止対策を徹底し、旅行事業者が交通事業者等と連携して行う県内発着かつ県内を目的地とする県民向けの旅行商品の造成・販売に対して支援を行う事業である。6月補正予算により予算計上されている。

令和3年度6月補正予算による予算額は、136,256千円である。

⑪ 海外プロモーション推進事業費

海外での旅行博覧会出展や商談会開催、セールス活動等の実施、海外メディアや旅行会社の県内招請による取材・視察の受入などを通じて、県の認知度を高め、外国人旅行者の誘客を図る事業である。

令和3年度当初予算額は、13,232千円である。

⑫ 日台観光交流推進事業費

台湾との観光交流をさらに発展させるため、観光事業者等と連携した高雄市等からの誘客及び新北市との交流の取組を行う事業である。

令和3年度当初予算額は、1,261千円である。

⑬ 海外誘客推進プロジェクト事業費

コロナ後の時代における新たな旅行ニーズに対応し現地情勢を踏まえた適時適切なプロモーションを展開するため、現地にレップ(営業代理人)や相談窓口を設置し、個人旅行者や教育旅行の誘致に取り組む。また、従来の台湾と欧州(フランス)に加え、新たにタイにもレップを設置する事業である。

令和3年度当初予算額は、13,094千円である。

⑭ 海外 MICE 誘致促進事業費

伊勢志摩サミットの開催から5年目を迎え、太平洋・島サミットの開催で注目される機会を生かし、新たな生活様式に基づく国際会議の誘致や開催の支援に取り組むことで、MICE 開催地としてのブランド価値の向上に取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、12,508千円である。

⑮ 観光デジタルファースト推進事業費

インターネットを通じてより効果的に三重の旅の魅力を伝えるため、SNS や口コミサイトなどに現れる旅行者の生の声からそのニーズを把握するとともに、地域の旅の魅力を伝える記事の制作と Web サイトでの発信、旅行者自身による県観光情報の拡散を目的とした SNS 投稿キャンペーンに取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、19,898千円である。

⑯ アフターコロナ・インバウンド復活事業費

インバウンド再開後、国内の観光地間の競争に打ち勝ち、訪日需要をいち早く取り込むため、現地に強いネットワークを持つ事業者等とも連携し、オンラインで体験できるバーチャルツアーなどを効果的に活用した新たなスタイルの商談会等の誘客プロモーションに取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、12,313千円である。

⑰ 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

観光事業者や旅行者にとって、より魅力的な観光コンテンツの開発やサービスの提供を行うため、スマートフォン等を活用し、観光客に楽しんでもらいながらマーケティングにもつなげる「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」を県内の観光関連事業者等と一体となって進めるとともに、動画を活用したブランディングプロモーション等を実施するなど、観光における DX を推進する事業である。

令和3年度当初予算額は、45,584千円である。

⑱ 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

持続可能な観光地づくりを促進するため、地域 DMO 及び地域経済活性化支援機構 (REVIC) や県内金融機関等とも連携し、地域の観光産業が有する構造課題の解決に向けた検討や実証を行う事業である。

令和3年度当初予算額は、15,000千円である。

4 施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）

（1）基本事業

① 営業本部の展開

三重県営業本部では、県、市町、県内事業者、関係機関等とのオール三重体制により、ビッグイベントの機会を生かして、三重の魅力を発信することで、認知度向上に取り組む。また、首都圏、関西圏及び中部圏にターゲットを絞った営業活動を行うほか、包括協定を締結した企業等とも連携しながら、物産観光展や商談会を開催し、県産品の販路拡大や観光客の増加につなげる。さらに、三重ファンと連携した取組を拡大し、重層的な三重の魅力発信に取り組む。

② 首都圏営業拠点の強化

三重テラスにおいて、三重の応援団や、首都圏メディア・SNS を活用した情報発信に取り組み、三重の認知度をさらに向上させる。商品・食材の背景や生産者の思い、三重の自然や伝統、伊勢志摩サミットのレガシーを来店者に伝えることで、新たな三重ファンの獲得につなげる。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の機会を生かし、「応援村 OUEEN-MURA」等との連携により、世界の人びとに三重の魅力を発信する。

③ 関西圏営業活動の強化

関西圏営業戦略に基づき、県、市町、県内外の事業者、関係機関など官民一体となって、ターゲットを絞った三重の魅力発信に取り組み、関西圏の経済団体や県人会など多様なパートナーとのネットワークを生かしながら、関西圏からの観光客の増加や県産品の販路拡大に向けた取組を効果的に展開する。

また、令和 7（2025）年大阪・関西万博開催のチャンスを生かし、三重を知って、選んで、来て、リピーターになっていただけるよう、オール三重による取組を進める。

④ 伝統産業・地場産業、地域資源の魅力増進

伝統産業・地場産業等の事業者の創意工夫や、他事業者との連携による商品づくり、体験メニューの開発等、新たな魅力や価値を創出する取組を支援するとともに、伝統工芸品と日本酒や食材など他の産品と一体となったプロモーションにより、広く情報発信する。

(2) 監査対象として選定した事業

令和3年度に上記4つの基本事業において9の細事業を実施している。その中から監査対象として、以下の細事業を選定した。

① 戦略的営業活動展開推進事業費

地域のブランド力の向上、販路拡大や県内への誘客を図るため、三重テラスを中心に、日本橋エリアの関係団体や他県アンテナショップ等の企画・イベント等と連携し、首都圏でのさらなるネットワークの強化と拡大に取り組むとともに、国内外で観光物産展を開催することで、三重の魅力を強力に情報発信する営業活動を展開する事業である。

令和3年度当初予算額は、7,354千円である。

② 関西圏営業基盤構築事業費

関西圏における県の認知度の向上につなげるため、情報発信の強化、県産品の販路拡大、観光誘客の促進、U・Iターン就職及び移住の促進、企業誘致、関西圏のネットワークの充実強化に取り組む事業である。

令和3年度当初予算額は、5,305千円である。

③ みえモデルワーケーション推進事業費

県でのワーケーションの受入れを推進するため、ワーケーションのモデル的な取組を県内に水平展開し、市町の取組と連携しながら“みえモデル”を構築するとともに、首都圏等の企業・個人へのプロモーションと県内受入施設とのマッチングを促進する事業である。

令和3年度当初予算額は、25,447千円である。

④ 首都圏営業拠点推進事業費

首都圏における三重の認知度の向上につなげるため、首都圏における営業活動の拠点であり、三重の魅力を集めたショールームである首都圏営業拠点「三重テラス」の効果的な管理・運営を行い、県産品の販路拡大や県内への誘客の取組を展開する事業である。

令和3年度当初予算額は、96,213千円である。

第3 監査対象事業の補助金及び負担金等並びに委託料について

1 監査対象として抽出した事業について

令和3年度の観光事業に係る事務事業の中から、29件の細事業を抽出して監査を行った。監査の過程において、全29監査対象事業すべての支出負担行為一覧表の提供を受け検討したところ、各事業の支出内容は、補助金、負担金、会費、拠出金及び支援金並びに委託料としてほとんどの支出が実行されており、これら以外のその他支出（自主事業及び事務管理支出等）は全体の2.2%しかなかった。

監査対象事業の全事業費合計は56億4,898万6千円（100%）で、内訳及び構成比は、みえ観光の産業化推進委員会宛負担金30億1,046万9千円（53.3%）、委託料7億5,177万円（13.3%）、補助金16億8,400万6千円（29.8%）、その他の負担金・会費及び拠出金7,954万7千円（1.4%）、支援金10万円（0.0%）、その他支出は1億2,309万2千円（2.2%）であった。

個々の細事業に係る支出状況は、以下の一覧表のとおりである。

令和3年度事業の内の監査対象事業 支出負担行為の内の負担金等支出区分

（単位：千円（切捨））

施策No. 節No. 目No. 担当部局	細事業名	全事業費	%	みえ観光の産業化 推進委員会負担金		委託料		補助金	
				負担金・会費	%		%		%
				拠出金	%	支援金	%	その他支出	%
251 I 1 地域連携部	豊かな自然の中で 安心して楽しめる 南部地域魅力発信 事業費	132,098	100			6,413	4.9	125,598	95.1
								86	0.1
252 II 1 地域連携部	東紀州地域振興 推進事業費	10,264	100						
				10,234	99.7			30	0.3
252 II 2 地域連携部	選ばれる東紀州 地域を目指して 産業活性化支援 事業費	10,399	100					5,708	54.9
				4,691	45.1				
252 II 3 地域連携部	Easy Access to 東紀州！ プロジェクト 推進事業費	5,796	100			924	15.9		
				4,864	83.9			7	0.1
252 II 4 地域連携部	東紀州地域集客 交流推進事業費	83,543	100			69,677	83.4		
								13,866	16.6

331 Ⅲ 11 雇用経済部	海外プロモーション推進 事業費	10,736	100			427	4.0		
				6,862	63.9			3,447	32.1
331 Ⅲ 12 雇用経済部	日台観光交流推進 事業費	509	100			462	90.8		
								47	9.2
331 Ⅲ 13 雇用経済部	海外誘客推進 プロジェクト 事業費	11,151	100			8,782	78.7		
				2,172	19.5			197	1.8
331 Ⅲ 14 雇用経済部	海外MICE誘致 促進事業費	3,496	100			996	28.5	2,000	57.2
								499	14.3
331 Ⅲ 15 雇用経済部	観光デジタル ファースト 推進事業費	19,799	100			19,799	100		
331 Ⅲ 16 雇用経済部	アフターコロナ ・インバウンド 復活事業費	11,070	100			11,070	100		
331 Ⅲ 17 雇用経済部	三重県版観光 スマートサイクル 確立事業費	45,351	100			9,295	20.5		
				36,056	79.5				
331 Ⅲ 18 雇用経済部	持続可能な観光地 づくりに向けた 宿泊施設集積地 活性化事業費	15,000	100	15,000	100				
332 Ⅳ 1 雇用経済部	戦略的営業活動 展開推進事業費	4,977	100			1,461	29.4		
				700	14.1			2,815	56.6
332 Ⅳ 2 雇用経済部	関西圏営業基盤 構築事業費	3,981	100			385	9.7		
				206	5.2			3,389	85.1
332 Ⅳ 3 雇用経済部	みえモデル ワーケーション 推進事業費	24,167	100			24,161	100		
								6	0.0
332 Ⅳ 4 雇用経済部	首都圏営業拠点 推進事業費	93,081	100			3,601	3.9		
				816	0.9			88,664	95.3
全29件	総合計	全事業費 5,648,986	100	産業化推進委員会 3,010,469	53.3	委託料 751,770	13.3	補助金 1,684,006	29.8
				負担金・会費等 79,547	1.4	支援金 100	0.0	その他支出 123,092	2.2

この結果を踏まえて、包括外部監査における監査の主眼は、補助金、負担金、会費、拠出金及び支援金並びに委託料等の観光事業に係る関係団体等への支出について、「第1-8 外部監査の手続」において述べた監査要点として列挙した諸事項を検証した。

その補助金や負担金等及び委託料は必要か、有効に活用されているか、非効率ではないか、契約事務に瑕疵はないか、支出負担行為は適正に行われたか、などを常に念頭において監査を実施した。

個々の監査対象として抽出した事業については、「第4 外部監査の結果 施策番号別の監査の結果」以降において監査結果の個別意見を詳細に報告している。

2 みえ観光の産業化推進委員会について

監査対象事業の中に、みえ観光の産業化推進委員会(以下「委員会」という。)への負担金支出事業があるが、委員会に対する支出負担行為の一覧表では、6億9,132万円を支出した旨が一行で表記されているだけであった。

しかしながら、観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、地域観光産業支援事業費、県内旅行商品造成・販売支援事業費、三重県版観光スマートサイクル確立事業費並びに持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費においても、負担金を委員会へ支出して同委員会の事業として執行されている。

令和3年度に監査対象事業29件の細事業の内から委員会へ負担金として支出したこれらすべての事業費合計金額は、30億1,046万9千円に上る。この金額は監査対象事業費全体の53.3%に相当することを鑑み、委員会に対し拠出した負担金については、「第5 みえ観光の産業化推進委員会について」において詳細に報告することとした。

第4 外部監査の結果 施策番号別の監査の結果

I 施策251 南部地域の活性化（地域連携部）

1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費

（1）事業内容

県の南部地域（注）は、地域経済の相当部分を観光業が支えており、新型コロナウイルス感染症により、来訪者の減少という影響を受けやすい構造を持っている。令和2年度に実施した教育旅行については、地域の豊かな自然と歴史文化の魅力によって大きな需要喚起があったことから、引き続き、南部地域への教育旅行の促進を図り、宿泊・観光業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復を支援するとともに、子どもたちの南部地域への理解の促進や愛着形成を図ることを目的とする。

（注）南部地域

伊勢志摩・紀勢地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町及び大紀町）及び東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町）をいう。（以下同じ。）

具体的な取組

- ① 南部地域への体験教育旅行を実施する県内学校の支援を行う。
- ② 今後の教育旅行に向けたプログラムの開発・改善や受入体制の構築等への支援、県内外の学校並びに旅行会社等に対する体験プログラム等の教育旅行向けメニューの紹介を行い、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれる仕組みを創る。

上記①の取組については、南部地域へ体験教育旅行を実施する学校へ、児童・生徒一人当たり最大5,000円の補助金を支給した。補助金の概要は以下のとおりである。

令和3年度南部地域体験教育旅行促進事業費補助金

項目	内容																			
補助対象者	県内の学校（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校）又は県内の学校から依頼を受けて体験教育旅行を企画、実施する旅行者等																			
補助対象事業	県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に校外で実施する遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等（令和4年2月28日前に出発し、令和4年3月1日以降に帰着するものを含む。）で、南部地域で実施される自然、歴史、文化等を体験することを目的とするもの（国の補助金等及び県の他の補助金等（一定のものを除く）の交付を受けないもの）																			
補助金額	<p>参加した児童・生徒の人数×該当する補助金単価（下表補助金単価表）</p> <p>【補助金単価表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の所在地</th> <th>補助事業区分</th> <th>体験教育旅行実施場所別の参加児童・生徒一人当たりの補助金単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 東紀州地域内の学校</td> <td rowspan="2">日帰りの体験教育旅行</td> <td>東紀州地域 1,000円</td> </tr> <tr> <td>伊勢志摩・紀勢地域 1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校</td> <td rowspan="2">日帰りの体験教育旅行</td> <td>東紀州地域 1,500円</td> </tr> <tr> <td>伊勢志摩・紀勢地域 1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 上記を除く県内の学校</td> <td rowspan="2">日帰りの体験教育旅行</td> <td>東紀州地域 2,000円</td> </tr> <tr> <td>伊勢志摩・紀勢地域 1,500円</td> </tr> <tr> <td>4 全ての県内の学校</td> <td>南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行</td> <td>上記単価に3,000円を加算（宿泊日数に関わらず加算額は同額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 実際に体験教育旅行に参加した児童・生徒を対象とし、教員等引率者を除く * 実費額から市町等の補助金等を除いた金額が上限</p>		学校の所在地	補助事業区分	体験教育旅行実施場所別の参加児童・生徒一人当たりの補助金単価	1 東紀州地域内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,000円	伊勢志摩・紀勢地域 1,500円	2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,500円	伊勢志摩・紀勢地域 1,000円	3 上記を除く県内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 2,000円	伊勢志摩・紀勢地域 1,500円	4 全ての県内の学校	南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行	上記単価に3,000円を加算（宿泊日数に関わらず加算額は同額）
学校の所在地	補助事業区分	体験教育旅行実施場所別の参加児童・生徒一人当たりの補助金単価																		
1 東紀州地域内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,000円																		
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500円																		
2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,500円																		
		伊勢志摩・紀勢地域 1,000円																		
3 上記を除く県内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 2,000円																		
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500円																		
4 全ての県内の学校	南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行	上記単価に3,000円を加算（宿泊日数に関わらず加算額は同額）																		

本事業の支給実績は以下のとおりとなった。（令和2年度についても記載）

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金実績

年度	日帰り			宿泊			合計		
	学校数 (校)	人数 (人)	補助額 (千円)	学校数 (校)	人数 (人)	補助額 (千円)	学校数 (校)	人数 (人)	補助額 (千円)
R2	105	6,834	9,732	305	17,334	79,487	410	24,168	89,219
R3	264	16,848	21,799	365	22,563	103,800	629	39,411	125,599

上記②の取組については、県は、事業の実施を委託している。

委託業務名	南部地域への教育旅行に係る受入環境整備及び情報発信業務
委託の内容	<p>(1) 南部地域の教育旅行受入環境整備業務</p> <p>① 大人数を受け入れることができる複数の宿泊施設が連携するモデルの構築</p> <p>② 大人数を受け入れることができる体験プログラムの構築</p> <p>③ 雨天時にも対応可能な体験プログラムの構築</p> <p>④ 他地域へ展開の可能性調査</p> <p>(2) 南部地域体験教育旅行に係る情報発信業務</p> <p>①セールスツールの作成</p> <p>②学校、旅行会社等へのセールスの実施</p>
外部委託の必要性	教育旅行のノウハウを活かして、事業全体をとおしてのコーディネートが必要となり、企画性、創造性が求められるため
契約金額	当初 6,594,500 円→変更後 6,413,000 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）（「調査委託契約実施要綱」第4条第3項（1）②ウ「価格や機能だけでなく、当該業務によりアイデアの提供など質の付加価値の増大が求められるもの」に該当。企画コンペにより選定した最優秀提案者と随意契約）
委託期間	令和3年9月6日～令和4年3月23日→変更後令和4年3月31日まで（期間延長）

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
101,690	138,148	132,098

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金	125,599
南部地域への教育旅行に係る受入環境整備委託料	6,413

(2) 監査手続

- ① 補助金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、南部地域体験教育旅行促進事業費補助金交付要領、三重県出納局検査要領の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 補助金の申請及び交付について適正に行われていることを確認するために、補助金申請書、旅行行程表等、学校からの旅行業者委託書面・契約書等、実績報告書、請求書・明細書・領収書等、審査チェックリスト、支出命令書等、南部地域体験教育旅行アンケート等の閲覧及びヒアリングを実施した。

上記②については、令和3年度に交付を実施した補助金のうち以下の9件を抽出し実施した。

(単位：円)

No	交付先	補助金額
1	a 社	253,500
2	b 社	111,000
3	c 社	400,500
4	d 校	697,500
5	e 校	711,000
6	f 社	679,500
7	g 校	364,500
8	h 校	184,500
9	i 校	95,000

- ③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、調査委託契約実施要綱、地域連携部競争入札審査会設置要綱、南部地域への旅行に係る受入環境整備及び情報発信業務委託企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ選定委員会設置要領、地域連携部調査委託企画提案コンペ取扱指針、企画提案コンペ選定表等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、実施報告書、履行確認書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 補助金実績報告書の添付書類の確認について【指摘】

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金については、抽出した案件の中で、補助金実績報告書に添付された教育旅行にかかった児童・生徒分の費用の請求明細の金額よりその領収書等の金額の方が多く1件判明した。最終的にバス代金の変更があったとのことであるが、その不一致に気付かず、再提出を要請すべきであった請求明細書等が提出されていなかった。結果的に補助額に変更はなかったが、支払額の確認は、請求額の正確性を担保する上で必要不可欠なものであることから、今後、手続の瑕疵が無いようにすべきである。

ii アンケート結果の活用と南部地域の魅力向上への取組について【意見】

令和3年9月7日～9月17日及び令和3年12月23日～令和4年1月14日に南部地域への体験教育旅行を実施した学校等に対して実施したアンケート結果（回答数延べ198校）をみると、体験教育旅行全体の満足度について1回目のアンケートでは満足・やや満足が約94%、2回目のアンケートでは約99%と満足度の高い結果となっている。しかし、「新型コロナ収束後の三重県南部地域への教育旅行実施」という問に対し、実施したいと回答した割合は、1回目47%、2回目42%と半分以下で、どちらでもないと回答した割合は、1回目44%、2回目49%、実施したくないと回答した割合は1回目8%、2回目9%となっている。

この理由については、南部地域への旅行に魅力を感じながらも、「社会科の学習とあわせて奈良・京都の歴史的建造物を見せたい。」「コロナ前の平和学習に大

きな意義を感じ、コロナ後は県外での計画を考えている。」「子どもに学ばせたい学習内容にあったコースが組みにくい。」等々、その学校の教育目的にあわせて旅行先を選択したいという意見が多く、特に修学旅行に関しては多くの学校が県外での旅行を視野に入れている。アンケートによって得られた情報については宿泊施設や関係機関に提供したとのことであるが、東紀州地域への教育旅行をさらに推進するためには、アンケート結果を踏まえた受入体制の整備をはじめ、様々な課題の解決に向けて南部地域の魅力をさらに高めるための官民挙げた継続的取組が必要と考えられる。

iii 県内教育旅行促進支援事業との関係について【意見】

本事業の補助金は、南部地域以外を目的地とする県内教育旅行促進支援事業による支援金（みえ観光の産業化推進委員会が実施）と比較すると、旅行内容に南部地域での「体験」が含まれる点等が若干相違するものの、その「体験」も柔軟な取扱いとなっており、制度の趣旨・実施時期・補助額等の内容もほぼ同じで、旅行先として格別に南部地域を選んでもらうインセンティブが乏しい結果となっている。

別事業とした経緯については、令和2年度において本事業の企画の方が先行しており、南部地域の活性化を目指す当初の企画を活かして別事業とした方がよいとの判断があり、他の部局とも協議の上、決定したとのことである。

利用者にとっての制度の公平性や県内全域の経済への配慮等々を考慮すると、ほぼ同一内容となった理由は理解できるものの、事務の効率性、経済性、制度の簡便性等からすると、それぞれ別々の事業とする意味が問われるのではないかと考えられる。

本事業については、別事業としたことにより、他地域に比べ南部地域の魅力をよりアピールできたかどうか、南部地域の活性化に寄与したかどうか等々、実施結果の分析等により説明責任を果たす必要があると思われる。

令和3年度教育旅行に対する支援事業比較

	南部地域体験教育旅行促進事業費補助金	県内教育旅行促進支援事業
趣旨・目的	新型コロナウイルス感染症の発生により、県外への旅行の実施が難しくなっている県内の学校に対して、南部地域への体験教育旅行を促すことで、県内の児童・生徒に改めて	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、県内観光事業者の早期回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然

	豊かな自然等を有する南部地域の価値を認識してもらうとともに、南部地域の経済の回復を図ることを目的とする。	や歴史・文化等をはじめとする県内各地の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を目的地として実施する教育旅行を支援する。
対象となる教育旅行	*両制度に該当する場合は、いずれか一方を選択	
1 行先	【伊勢志摩・紀勢】 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町 【東紀州】 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	【北勢】 桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 【中勢】 津市、松阪市、多気町、明和町 【伊賀】 伊賀市、名張市
2 期間	令和3年4月1日から令和4年2月28日までに実施するもの	
3 その他	学校行事として企画し、郊外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等であって、南部地域で実施される自然、歴史、文化等を体験等するメニューが含まれるもの	学校行事として企画し、郊外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等
申請期間	【4月に出発するもの】 令和3年4月1日～4月12日17時必着 【5月以降に出発するもの】 令和3年4月1日～出発日の前月10日17時（必着）	令和3年4月1日～令和4年1月11日17時
申請者	三重県内の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校）又はこれらの学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等	
支援額	児童生徒一人あたり最大5,000円	
申請先	南部地域活性化推進課	委託業者
申請方法	メール又は郵送	メールのみ

iv 企画提案コンペ選定委員会について【意見】

南部地域への教育旅行に係る受入環境整備及び情報発信業務委託については、

参考見積を2社に依頼し、2社の提案をもとに予定価格を算定している。公募による業者募集を行ったが、結果的にこの2社しか応募がなく、企画コンペが行われた結果、A社への委託が決定した。企画コンペ選定委員会は、選定委員5名中1名が欠席し4名で行っているが、選定要領では、定数（5名）の3分の2以上の者が出席であれば委員会の開催は問題ないとされているため法的瑕疵はない。しかし、より多様な意見を反映した選定ができるよう、欠席がある場合には、代理出席の方法をとることが望ましい。

II 施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）

1 東紀州地域振興推進事業費

（1）事業内容

東紀州地域が活性化するために、市町をはじめとする関係団体と連携を図りながら、観光振興、産業振興等の面から総合的に地域づくりを推進できる一般社団法人東紀州地域振興公社に対し支援を行う。

本事業は、一般社団法人東紀州地域振興公社が地域におけるコーディネーターとしての役割を担いながら、地域資源を活用した滞在型・体験型観光の推進や、地域特産品のブランド力の強化、宿泊施設等の受入体制の充実を図ることを期待するものである。

具体的な取組

① 一般社団法人東紀州地域振興公社に対する費用負担

県は、当該公社に対し、事務支援員人件費、光熱費等維持管理に必要な費用の半額を負担している。

② 県有物品の無償貸付

県は、当該公社に対し、車両4台及びカメラ等の県有物品を無償で貸し付けている。

一般社団法人東紀州地域振興公社の概要

設立	令和2年4月1日
目的	東紀州地域の自立的な発展を進めるための基盤として、地域

	づくりを観光面、産業面等から総合的に推進し、もって東紀州地域の活性化を図る。
構成	熊野市、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町、県
役員	理事 1 名（熊野市長） 監事 1 名（紀宝町長）
組織、職員等	観光課 産業課 総務課 職員 14 名（県 4、尾鷲市 2、熊野市 2、紀北町 2、御浜町 1、紀宝町 1、その他 2）
事業内容	観光振興、産業振興、地域おこし （令和 3 年度における主な取組） 〈熊野古道関係〉 ・熊野古道伊勢路ウェブ AR 制作 ・熊野古道伊勢路の魅力発信等 〈観光関係〉 ・東紀州地域観光推進計画の改訂 ・宿泊施設等受入体制の強化等 〈産業関係〉 ・東紀州の特産品プレゼントキャンペーン等
事務所所在地	熊野市井戸町 371 番地 （県熊野庁舎 2 階）

県有物品の無償貸付の状況

貸付物品	普通乗用車クラウン 1 台（初年度登録平成 16 年 6 月 25 日） 普通乗用車クラウン 1 台（初年度登録平成 16 年 6 月 25 日） 小型貨物自動車 AD バン 1 台（初年度登録平成 19 年 12 月 7 日） 小型貨物自動車プロボックス 1 台（初年度登録平成 18 年 1 月 17 日） 一眼レフデジタルカメラ 2 台、レンズ、三脚、ノートパソコン
貸付期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

< 予算及び決算の状況 >

（単位：千円）

令和 3 年度当初予算額	令和 3 年度最終予算額	令和 3 年度決算額
10, 255	10, 265	10, 265

決算額の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

令和 3 年度東紀州地域振興公社負担金	10, 234
---------------------	---------

(2) 監査手続

- ① 負担金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、一般社団法人東紀州地域振興公社定款、法人登記事項証明書を閲覧し、ヒアリングを実施した。
- ② 負担金の支出について妥当性を検討するために、当該公社の令和3年度事業計画、予算、事業報告、決算関係資料、総会資料、関係課長会議資料等を閲覧し、ヒアリングを実施した。
- ③ 県有物品の無償貸付の適切性を検討するために、財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例、県有物品使用貸借契約書を閲覧し、ヒアリングを実施するとともに、貸付物品の実査を行った。

(3) 意見表明

i 負担金の決定方法について【意見】

一般社団法人東紀州地域振興公社への負担金等については、基本的経費の負担以外に、事業に対する負担金等があるが、その金額、負担割合等は、事業や項目ごとに異なっており、事業等に合わせて構成員が協議し、社員総会での予算、決算に係る決議で承認されている。現状において、負担金に関する明文の規定等はないが、一定の負担基準、考え方、公社や構成員との合意事項、慣例等があると考えられることから、透明性、適切性の確保の観点からも、自主財源の確保等も含めた今後の公社の在り方・方針等を踏まえ、県としても公社への負担金について依るべき基本的事項を定めた規約等を整備することが望ましい。

2 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費

(1) 事業内容

地域の多様な主体が連携して行う東紀州地域の特産品を活用した商品開発や高付加価値化、販路開拓、産業人材の育成、観光サービスのブラッシュアップ等の取組を総合的に支援することにより、地域産業の活性化を図る事業である。

具体的な取組

① 東紀州産業活性化事業

県は、東紀州産業活性化事業推進協議会に対し、当該協議会が行う東紀州産業活性化事業（地域特産品を活用した新製品の開発、高付加価値化、販路開拓、PR等）に係る事業費総額の2分の1を補助している。

② 産業活性化基盤づくり事業

県は、一般社団法人東紀州地域振興公社に対し、当該公社が行う産業活性化基盤づくり事業（事業者の育成支援等）に係る事業費（人件費等）の全額を負担している。

東紀州産業活性化事業推進協議会の概要

設置	平成28年4月1日
目的	地域の多様な主体が連携し、地域の農林水産物等を活用した新商品の開発やブラッシュアップ、さらなる高付加価値化、物流やプロモーション等にも配慮した販路開拓、県内外に向けた地域の食の情報発信及び地域活性化のリーダーとなる産業人材の育成、並びに観光の産業化に関する取組等について総合的に支援することで、地域産業の活性化、雇用の拡大、地域人材育成を図り、東紀州地域の持続的な発展と活性化につなげる。
構成（委員） （幹事）	熊野市、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町の各首長 5市町の関係課長、2市の商工会議所専務理事、3町の商工会会長
役員	会長1名（尾鷲市長） 副会長1名 監事2名
協議会会員数	東紀州地域農林水産、商工事業者等80事業者（令和3年度）
事業内容	（令和3年度における主な取組） ・PRイベント 三重県フェア イオンモール新瑞橋、京都桂川にて当地域の情報発信 東紀州みかん・特産品祭り（三重テラスでの販売及び観光PR） ・バイヤーに学ぶマーケット戦略研修 ・ブランディング支援 ・情報発信としてInstagramを活用した特産品PR等

	(取組実績) <ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスの改良件数 111 件 ・新規販路開拓件数 22 件 ・YouTube 広告配信 2 回
事務局	熊野市井戸町 371 番地 (県熊野庁舎内)

当該協議会は、東紀州産業活性化事業に係る業務委託を行っておりその概要は以下のとおりである。

委託業務名	東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業
委託の内容	(1) ブランディング支援 (2) マーケティング戦略研修の実施 (3) テストマーケティングによる地域産品の高付加価値化支援 (4) 東紀州地域へのバイヤーの招へい (5) ビジネスマッチングの実施 (6) その他
外部委託の必要性	シンクタンク業務に係る委託であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	7,799,000 円
契約方法	随意契約 (公募型企画提案コンペ)
委託期間	令和 3 年 5 月 6 日～令和 4 年 3 月 11 日

委託業務名	東紀州地域観光マーケティングにかかるデータ収集・分析業務
委託の内容	東紀州地域の観光施策を実施する際に必要となる各種データの収集を、公的統計や文献、類似調査事例などからマクロデータを収集・整理するとともに、東紀州地域観光推進計画 (令和 3 年 6 月策定) における現状・課題の再整理を行う。
外部委託の必要性	シンクタンク業務に係る委託であり、広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	990,000 円
契約方法	見積合せ (2 社) による随意契約
委託期間	令和 4 年 2 月 16 日～令和 4 年 3 月 25 日

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
11,259	11,259	10,399

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

東紀州産業活性化事業費補助金（債権者 東紀州産業活性化事業推進協議会）	5,708
令和3年度東紀州地域振興公社負担金等	4,691

(2) 監査手続

- ① 補助金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、東紀州地域産業活性化事業費補助金交付要領、東紀州産業活性化事業推進協議会規約の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 補助金の申請及び交付について適正に行われていることを確認するために、東紀州地域産業活性化事業費補助金交付申請書、事業計画書、財源計画書、事業費予算内訳書、当初予算書、補助事業実施状況報告書、補助事業実績報告書、事業費実績内訳書、検査結果資料、補助金交付確定書等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、令和3年度東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業委託企画提案コンペ参加仕様書、東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業委託企画提案コンペ実施要領、委託仕様書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、産業支援事業委託契約書、委託仕様書、東紀州観光マーケティングにかかるデータ収集・分析業務委託契約書、委託仕様書、委託業務報告書、業務委託完成認定書、履行確認書、支出負担行為決議書、支払請求書、資金移動情報、東紀州地域観光推進計画等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ⑤ 負担金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、一

一般社団法人東紀州地域振興公社定款、法人登記事項証明書を閲覧し、ヒアリングを実施した。

- ⑥ 負担金の支出について妥当性を検討するために、一般社団法人東紀州地域振興公社の令和3年度事業計画、予算、事業報告、決算関係資料、総会資料、関係課長会議資料等を閲覧し、ヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 補助事業の完了検査における確認漏れについて【指摘】

東紀州産業活性化事業推進協議会は、A社に7,799,000円、B社に990,000円、合計8,789,000円の委託料を支払っている。

A社との契約書上、委託者は当該協議会であるが、B社との契約書においては、委託者は一般社団法人東紀州地域振興公社となっており、請求書も当該公社宛で、履行確認も公社検査職が行っている。当該協議会は、公社からは独立した団体であるため、当該協議会の事業であるならば、B社との契約は当然、当該協議会が行うべきものである。

B社に対する委託料は、当該協議会の決算に含まれ、令和4年5月23日に協議会名義の普通預金口座からB社に支払われている。B社には、契約者と支払者が異なることについて説明し、了解を得たとの説明を受けた。県からは、当該協議会が実施した産業活性化事業費の半額が補助されるため、当該公社契約のB社への委託料もその半額が補助金の対象となっている。

契約主体が異なる点について確認したところ、B社との契約上、委託者が一般社団法人東紀州地域振興公社となったことについては、事務局が当該公社内にあるため担当者が事務処理を誤ったということであった。この誤りは、県の当該補助事業の完了検査において見過ごされている。

県の東紀州振興課関係所管事項説明資料やマネジメントシート等に記載された当該公社の取組については、事業主体の記載があいまいで、公社の事業か、他の団体の事業か、あるいは共同して行ったものか、支援したものか等々、判然としないケースが見受けられる。多くの団体や組織に関わり、その事務処理を担う公社事務局において、事務上の混乱、認識不足等が生じる余地は否定できない。

県としては、事務的なミスが補助金の不適切な支給に繋がらないように、補助事業の内容をより一層精査するとともに、ダブルチェックを行うなどチェック体制の強化を図るべきである。

ii 補助金交付先団体における業者選定手続の確認について【意見】

東紀州産業活性化事業推進協議会が支払った委託料合計 8,789,000 円は、当該協議会が実施した産業活性化事業費総額 11,416,668 円の約 77%に当たる。しかし、県の簿冊には、この業務委託契約に関する業者選定資料またはその確認が行われた資料が綴られていない。この件に関し聞き取りを行ったところ、綴られていないだけで県の担当者は補助事業の完了検査においてその事実を確認しているとのことである。県の補助金額に直接影響するものであるため、確認した証拠を県の書類としても残しておくことが望ましい。

iii 補助金交付先団体の規約について【意見】

東紀州産業活性化事業推進協議会規約には、例えば、第 9 条第 2 項「委員会は、第 4 条に規定する事業を推進するため、毎年 1 回以上開催する。」とあるが、この第 4 条は（入会）の規定であって事業を規定したものではないなど、条文上の齟齬が見られる。補助金の対象となる団体の規約について、県は確認を行い、未整備のところがあれば指摘し、訂正依頼を行うことが望ましい。

iv 負担金の決定方法について【意見】

「1 東紀州地域振興推進事業費（3）意見表明 i 負担金の決定方法について」の意見と共通する。

3 Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費

（1）事業内容

国内外から東紀州地域への観光客の流れを戦略的に創出することにより、持続可能な観光地域づくりを目指す事業である。

具体的な取組

① 東紀州地域観光 DMO 事業

県は、一般社団法人東紀州地域振興公社に対し、当該公社が行う東紀州地域観光 DMO 事業（宿泊施設等における受入体制の充実、観光戦略の策定に向

けたマーケティング調査・分析、台湾向け観光プロモーション動画制作等) 推進のため、当該事業費総額の6分の1(2,800,000円)を負担するとともに、旅行ルート作成システム維持管理費の全額を負担している。

② 国道42号熊野尾鷲道路開通キャンペーン

国道42号熊野尾鷲道路開通の機会をとらえて、東紀州地域の周遊と消費喚起を促すために、「東紀州へいらっしやい！東紀州周遊促進キャンペーン」を実施

実施期間：令和3年10月18日～令和3年12月28日（応募812名）

県は、このキャンペーンの実施について、以下の業務を委託している。

委託業務名	東紀州へいらっしやい！東紀州周遊促進キャンペーン業務
委託の内容	キャンペーンの実施 東紀州地域の複数市町において、合計3,000円以上消費した者に対し、景品引渡し施設において当該消費に係るレシート3,000円分を1口として、先着順に、地域産品を進呈（東紀州以外からの来訪者に進呈）
外部委託の必要性	委託業者のノウハウを生かし業務を円滑に行うため
契約金額	924,000円
契約方法	三重県電子調達システム（物件等）による見積合せ 随意契約
委託期間	令和3年8月3日～令和4年3月14日（令和4年2月10日までに短縮）

③ 「吉野・高野・熊野の国」事業

三重・奈良・和歌山の3県在住者を対象に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域への誘客を図る宿泊キャンペーン「“今”だからこそ、“近場”で楽しもう！キャンペーン」を実施

実施期間：令和3年12月3日～令和3年12月28日（応募総数：173通）

令和3年度「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会の概要

目的	紀伊半島の観光振興と地域活性化を図るためには、三重県、奈良県、和歌山県が広域的に連携し、豊かな歴史・文化・自然等、観光資源の積極的な活用により共同で取り組む必要があることから、平成22年7月にこれら3県の世界遺産を中心とした地域
----	--

	を「吉野・高野・熊野の国」として建国、国内外の観光地間競争や観光客のニーズの多様化に対応した積極的な情報発信や地域資源に一層の付加価値を与える事業を実施する。
事業内容	“今”だからこそ、“近場”で楽しもう！キャンペーンを実施 実施期間：令和3年12月3日～令和3年12月28日 プレゼント：同地域内の宿泊施設のペア宿泊券（60名）、同地域の特産品（60名）
委員会組織	会長 三重県地域連携部南部地域活性化局長 副会長 奈良県、和歌山県担当者 計2名 委員 三重県、奈良県、和歌山県担当者 計8名 監事 和歌山県担当者 1名
事務局	三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課

- ④ 紀伊半島外国人観光客受入推進協議会 二次交通対策推進事業
熊野古道伊勢路の来訪者が利用する拠点バス停等の多言語案内表示を整備

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会の概要

目的	外国人観光客の旅行形態が団体型から個人型に変化していること等を踏まえ、地理に不慣れな外国人観光客が快適に観光できる環境整備を行い、国内外に向け積極的に観光周遊情報の発信を行うことで、高野山・熊野・伊勢エリアを中心とした紀伊半島の周遊・滞在を促進し、もって、地域の経済活性化を図ることを目的とする。
事業内容	外国人観光客の公共交通等の受入環境整備の課題整理、課題解決のための検討・実施、紀伊半島の周遊・滞在を促進する観光周遊情報の発信に関すること等
構成員	国（近畿運輸局和歌山運輸支局）、自治体（和歌山県、三重県、田辺市、新宮市、高野町、那智勝浦町）、交通事業者、DMO等
役員	会長1名、副会長1名、監事1名
事務局	和歌山県商工観光労働部観光局内

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
6,288	6,288	5,796

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

令和3年度東紀州地域振興公社負担金等	3,526
東紀州へいらっしゃい！東紀州周遊促進キャンペーン業務委託	924
令和3年度吉野・高野・熊野の国事業実行委員会負担金	839
紀伊半島外国人観光客受入推進協議会負担金	500

(2) 監査手続

- ① 負担金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、一般社団法人東紀州地域振興公社定款、法人登記事項証明書、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会規約、「吉野・高野・熊野の国」事業同実行委員会会計規程等、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会規約等を閲覧し、ヒアリングを実施した。
- ② 負担金の支出について妥当性を検討するために、一般社団法人東紀州地域振興公社令和3年度事業計画、予算、事業報告、決算関係資料、総会資料、関係課長会議資料等、令和3年度吉野・高野・熊野の国実行委員会担当国会議結果、令和3年度事業計画、予算、決算書、実績報告書、キャンペーン関係資料等、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会令和3年度事業計画、予算、決算書、担当国会議結果等を閲覧し、ヒアリングを実施した。
- ③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、電子入札システム案件情報詳細、見積結果調書等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、東紀州へいらっしゃい！東紀州周遊促進キャンペーン業務委託見積書、設計額資料、委託契約書、委託仕様書、履行確認書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 負担金の決定方法について【意見】

「1 東紀州地域振興推進事業費 (3) 意見表明 i 負担金の決定方法について」の意見と共通する。

ii 令和3年度「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会負担金について【意見】

県において当該実行委員会負担金に係る規定はないが、奈良県は、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会奈良県負担金交付要綱を作成し、これに則った手続を行っていることから、県においても交付要綱等の整備について検討することが望ましい。

4 東紀州地域集客交流推進事業費

(1) 事業内容

この事業の目的は、熊野古道及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の魅力を全国に発信する三重県立熊野古道センターにおいて、センターが担う機能である情報発信機能、情報収集、集積機能及び地域内外の人びととの交流機能を生かした様々な取組を実施し、東紀州地域への来訪者の増加、地域資源の発掘、有効活用などに繋げることにより、東紀州地域が活力ある地域となることをめざすとともに、東紀州地域（紀南）の地域資源や、紀南中核的交流施設の諸機能の有効活用により、交流人口の増加や地域産業の振興を図ることにある。

具体的な取組

① 三重県立熊野古道センター運営事業

三重県立熊野古道センター（以下「熊野古道センター」という。）は、熊野古道の魅力を全国に発信する「情報発信拠点」として、また、地域内外の人々が交流促進する「集客交流拠点」として平成19年2月に尾鷲市内に整備された。令和元年度末をもって前指定管理期間が終了し、令和2年度から6年度までの5年間、公募で選定した指定管理者が管理運営を行っている。

熊野古道センターの指定管理者は、地域との連携を図りながら運営を行うとともに、適正な施設等の維持管理のため、故障や不具合のある個所の修繕を行っている。なお、熊野古道センターは県からの指定管理料収入によって事業費のほとんどが賄われている。

新型コロナウイルス感染症の影響により「緊急事態宣言」が発出され、「三

重県緊急事態措置」が実施されたことに伴い、令和3年8月27日から9月30日までの休館や集客イベントを中止・延期する対応をしたが、比較的感染状況が落ち着いていた12月から1月にかけては開館15周年イベント「熊野古道音楽祭」、「スカイランタン～古道への祈りとともに」、記念特別企画展「東紀州今昔物語～名所図会と行く紀伊之国～」などを開催している。

令和2年度からの教育旅行の受入れにより、熊野古道のレクチャーや尾鷲ヒノキの箸づくり体験など、多人数に対応できるノウハウを構築できたため、令和3年度も教育旅行の参加が増加し、来校数・来場児童生徒数とも令和2年度を上回っている。

<熊野古道センターの概要>

建物の特徴

熊野古道にふさわしい木造の建物とするため、尾鷲ヒノキ・熊野杉という地場産の材料を使用している。

面積：(敷地) 38,863.45 m² (建築) 3,356.46 m² (延床) 2,429.33 m²

施設の内容

- ・交流棟（大ホール、小ホール、会議室、和室、体験学習室等）
- ・展示棟（展示ロビー、常設展示室、企画展示室、映像ホール）
- ・研究収蔵棟（図書資料室、特別展示室、収蔵庫）

管理運営の方法

指定管理者制度を導入

工事費

約21億3千万円



< 事業目標及び実績 >

項目	事業目標	実績
施設稼働率	50%	68.5%
来場者数	115,000人	98,345人
地域の歴史、文化に関する情報収集及び集積の成果発信	東紀州地域内での開催 10回 東紀州地域外での開催 2回 県外での開催 1回	東紀州地域内での開催 11回 東紀州地域外での開催 2回 県外での開催 1回
国内外の世界遺産登録地等との連携事業	2回	1回
学校連携事業	25校	14校
利用者の満足度	95%	99%

< 委託料：熊野古道センターの指定管理者との契約 >

委託業務名	熊野古道センター運営事業
委託の内容	熊野古道センターの管理運営
外部委託の必要性	民間事業者等が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮させ、もって県民サービスの向上と経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため
受託事業者	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク（注）
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
契約金額	令和3年度：当初 68,971,000 円→変更後 69,677,000 円
契約方法	公募による選定委員会による審査
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

（注）特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

熊野古道及び古道周辺地域の豊かな自然、歴史、文化を継承し、その良さを広く伝えるための活動を熊野古道に関わる人々と交流を深めることにより行い、もって地域の貴重な資源を活かしたまちづくりに寄与することを目的とする法人。

< 予算及び決算の状況 >

（単位：千円）

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
71,911	83,583	83,544

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

熊野古道センター指定管理料	69,677
熊野古道センター空調機器修繕	4,840
熊野古道センター映像ホール業務用プロジェクター 取替修繕	3,245
熊野古道センター換気設備修繕	2,200
熊野古道センター空調機器修繕	2,200
熊野古道センター浄化槽ブロワー取替	545
熊野古道センター駐車場内標識交換	396
熊野古道センター中央階段修繕	255

～修繕物件の写真～



熊野古道センター空調機器修繕



映像ホール業務用プロジェクター取替修繕



熊野古道センター換気設備修繕



熊野古道センター空調機器修繕



熊野古道センター中央階段修繕



熊野古道センター駐車場内標識交換

② 紀南中核的交流施設

紀南中核的交流施設の集客交流施設としての魅力をさらに向上させられるよう、紀南地域の市町と運営事業者が意見交換できる場を設けるなどの支援を実施している。

(2) 監査手続

- ① 熊野古道センターの指定管理者選定関連資料により選定方法の妥当性を検討するとともに、センター決算書のレビューにより同センターの運営状況を確認した。

また、指定管理料の支払が適正に実施されていることを確認するため、熊野古道センターの管理に関する年度協定書、履行確認書、概算払精算書と照合し支出内容を確認した。

- ② 令和3年度に実施した前述の修繕工事について、業者の選定及び支出の妥当性を検証するために支出負担行為一覧表に基づき、予定価格調書、電子入札システム入札結果詳細情報、指名停止業者一覧表、契約書、請求書、工事完了報告書等と照合し支出内容を確認するとともに、修繕工事の現場視察を実施した。

(3) 監査意見

i 契約保証金の免除にかかる契約実績の確認手続について【意見】

県と契約する者は、三重県会計規則第75条第1項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に納付することになる。しかし、同条第4項において免除要件が定められており、第3号では契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付が免除されることになっている。

県との契約では、契約金額が大きい場合にはコンペ実施要領等において「契約実績証明書」の提出が明記されていることが多いが、前述の熊野古道センター関連の修繕については、契約保証金の納付を免除されていても「契約実績証明書」

が提出されていなかった。

その理由を担当部署に確認したところ、熊野古道センター関連の修繕では、業者に「契約実績証明書」の提出は求めておらず、担当部署において県のデータベースから「入札結果詳細情報」及び「指名停止業者の一覧表」を呼び出し、過去3年間の契約実績の有無や不適格業者かどうかを確認しているとの回答を得た。

このように、担当部署において業者の適格性の確認を実施しているのであれば、契約保証金の納付を免除する条件を満たしていることが明確になるよう、今後は取引業者の適格性を確認した「入札結果詳細情報」及び「指名停止業者の一覧表」を簿冊にファイルしておくことが望ましい。

5 熊野古道活用促進事業費

(1) 事業内容

熊野古道世界遺産登録 15 周年による賑わいを継続し、20 周年につなげるため、情報発信を始めとする継続的な取組や熊野古道の価値を伝える取組を行うとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック、太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会を絶好の機会ととらえ、積極的にプロモーションを展開することで、交流人口の拡大と周遊性・滞在性の向上による経済効果の向上を図ることを目的としている。

具体的な取組

熊野古道を守り伝えるファンづくりや熊野古道の保全活動に関するサポートを行うとともに、伊勢から熊野を結ぶ環境づくりや国内外に向けた情報発信に取り組むことで誘客促進を図り、外国人旅行客を含む交流人口の拡大による観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図っている。

① 「伊勢路を守ろう」啓発事業

「熊野古道サポーターズクラブ」事務局を運営し、伊勢路ファンの募集、熊野古道の魅力発信、保全体験の参加機会の提供等を実施。

② 「伊勢路を歩こう」推進事業

ホームページやパンフレット等での情報発信、熊野古道周遊スタンプラリーの実施等により、伊勢から熊野をつなぐ環境づくりに取り組むとともに、

熊野古道の来訪者や交流人口の拡大を目的に、熊野古道セミナーをオンラインで開催。

③ 「伊勢路を知ろう」来訪促進事業

令和元年11月にスペイン・バスク自治州と締結した「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」に基づき、「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展を、百五銀行守山支店（愛知県名古屋市）、三重テラス（東京都中央区）、志摩スペイン村の3ヶ所で開催したほか、バスク自治州においても「熊野古道伊勢路」写真展を3ヶ所で開催し、相互の情報発信と交流を実施。

<事業目標及び実績>

項目	事業目標	実績
東紀州地域における観光消費額の伸び率	平成30年度比109%	平成30年度比65%

事業目標に対して実績が大きく未達成であったのは新型コロナウイルス感染症の影響による。

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
5,158	3,383	2,816

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

熊野古道伊勢路ナビ改修業務委託	875
東紀州へいらっしゃい！東紀州地域周遊促進キャンペーン地域産品	472
熊野古道伊勢路パンフレット改訂・印刷業務	397
熊野古道伊勢路はじめてガイド改訂印刷業務	183
熊野古道情報発信用ノベルティ（エコバッグ）	99
熊野古道情報発信用ノベルティ（ハンドジェル）	100
熊野古道情報発信用ノベルティ（箸置きペアセット）	100
熊野古道伊勢路来訪者支援サイト運営支援業務委託	66

(2) 監査手続

- ① 主な事業支出について、業者の選定及び支出の妥当性を検証するために支出負担行為一覧表に基づき、支出命令書、業者からの請求書、納品書、契約書、調達説明書、県の電子入札システム案件情報と照合し、支出内容を検証した。
- ② 熊野古道情報発信用に購入したノベルティ(エコバック、ハンドジェル、箸置きペアセット)の数量の管理状況を確認するため、ノベルティの保管場所(県庁会議室)にて、管理担当者立会いの下、ノベルティの受払管理簿と現物の照合を実施した。

(3) 意見表明

i 熊野古道情報発信用ノベルティの現物数量の適切な管理と積極的な配布について【指摘】

熊野古道情報発信用ノベルティのうち、アルコールジェルについては令和4年3月16日に405個購入されて以降8月19日の監査人による現物確認の時点で、受払管理簿上の残数は400個であり、5個しか払い出されていなかった。

また、現物の数量は受払管理簿の400個に対し、三重テラスに送った15個を差し引いた385個であるべきところ372個しかなかった。現物が13個不足していたが、差異の原因は不明であった。

さらに、令和4年3月23日に490個購入されたペア箸置きについては現物確認時の受払管理簿上の数量は222個で、268個が配布されていたが、現物の数量は220個しかなかった。現物が2個不足していたが差異の原因は不明であった。

エコバック(赤)と(緑)については受払管理簿の数量と現物の数量は一致していた。

現物の管理については、ノベルティは消耗品であるが、会計規則第100条(物品の管理)によると、「所属の長又は出張所の長は、その所管に属する物品を常に良好な状態においてこれを管理し、その目的に応じて最も効率的な運用を図らねばならない。」と記載されており、現物は適正に管理するべきである。

今回の監査ではノベルティを4品目現物確認したが、4品目の内2品目について数量が不一致であったという状況は、現物の管理が十分であったとはいえない。

現物の数量管理については定期的に受払管理簿と現物を照合し、差異があった場合は差異原因を適時に調査すべきである。

また、これらのノベルティは各種イベントで配布されているためイベントがないと配布されないとのことであるが、3月の購入以降配布された数量が少なく8月時点でも多数残っているものがあった。今後イベント開催時には積極的に配布することが望まれる。

6 さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費

(1) 事業内容

県では、世界遺産の熊野古道をはじめ、東紀州地域ならではの魅力をプロモーションして、交流人口の拡大等に取り組んできたが、令和元年度三重県観光客実態調査によると、子ども連れの家族旅行で、東紀州地域を訪れる旅行者の割合は、県全体に比べて低く（県全体 37.4%、東紀州地域 16.9%）、一定の層に対して、地域の強みを十分に生かし切れていない状況にある。

本事業では、子ども連れ家族など、今後の誘客が期待できるターゲットに向けてプロモーションを実施することにより、実際の来訪を促し地域の活性化につなげることを目的としている。

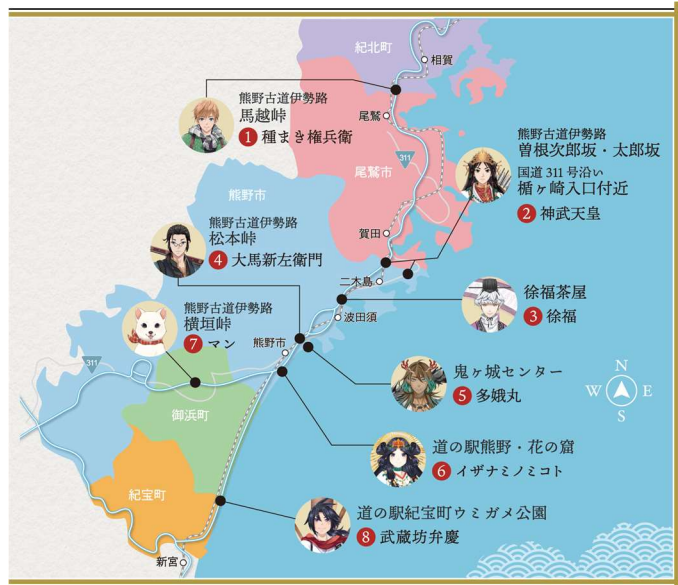
具体的には、AR 技術を活用したコンテンツ制作、熊野古道伊勢路プロモーション動画制作を実施している。

<AR 技術を活用したコンテンツ制作>

内容：実風景と重ね合わせられる異なる天候や季節の風景や解説、フォトフレームなどを無料で楽しめる、AR 技術を活用したコンテンツの作成。当該事業については、事業を実施する一般社団法人東紀州地域振興公社へ負担金を支出している。

結果：東紀州地域の歴史や伝承、当事業のターゲット層を考慮したキャラクター8体（東紀州八英傑）のデザインをするとともに、ユーザーがスマホのカメラでQRコードを読み込むことで、ウェブARを楽しむことができるコンテンツとして制作し、特設サイトにて公開している。

また、インフルエンサーを起用し、東紀州地域の観光旅行記事を SNS（YouTube、Instagram、Twitter）で発信するとともに、Instagramによるウェブ広告を実施している。



東紀州八英傑特設サイトより (<https://ar8eiketsu.higashikishu.org/>)

<熊野古道伊勢路プロモーション動画制作>

内容：熊野古道歩きに興味関心を持っているものの、峠道へのアクセスやウォーキングコースのイメージが持てずに来訪に踏み出せていないファミリー層をメインターゲットに、1日単位で歩ける熊野古道のコースを紹介する初心者向けのチュートリアル動画を作成するとともに、熊野古道の道中や周辺のおすすめスポットを紹介する 360 度動画を制作してプロモーションを展開する。

結果：YouTuber を起用し、「波田須の道」「松本峠・鬼ヶ城」「馬越峠・天狗倉山」の3コースについて紹介するチュートリアル動画・360度動画を制作するとともに、SNS (YouTube、Instagram、Twitter) で発信している。

なお、当該事業について県は業務を委託している。

委託業務名	熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務
委託の内容	熊野古道伊勢路プロモーション動画制作、Facebook 広告の配信及び成果測定
外部委託の必要性	広告、宣伝、出版、イベント業務にかかる委託に該当するため
契約金額	当初 5,939,890 円→変更後 5,999,890 円

契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月6日～令和4年3月31日

<予算及び決算の状況>

（単位：千円）

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
11,390	11,289	11,279

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務	6,000
令和3年度東紀州地域振興公社負担金等	5,229

（2）監査手続

- ① 負担金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、一般社団法人東紀州地域振興公社定款、法人登記事項証明書を閲覧しヒアリングを実施した。
- ② 負担金の支出について妥当性を検討するために、当該公社の事業計画、事業報告、決算関係資料等を閲覧しヒアリングを実施した。
- ③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書等を閲覧しヒアリングを実施した。
- ④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、業務完了報告書、支出明細書、実績報告書、履行確認書等を閲覧しヒアリングを実施した。

（3）意見表明

- i 委託業務内容の変更について【意見】

業務仕様書において熊野古道伊勢路プロモーション動画の撮影場所として当初必須とされていた「ツヅラト峠」が「波田須の道」へ変更されていた。

当該撮影場所の変更に関して、業務仕様書の変更は、撮影終了後に締結された変更契約まで行われていなかった。

撮影のために視察を行う過程で、初心者向けの場所としては「ツヅラト峠」よりも「波田須の道」が適切であったためとの回答を得たが、撮影終了後ではなく撮影場所の変更が決まり次第適時に変更契約を締結することが望ましい。

ii 企画提案コンペ選定委員会について【意見】

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務の企画提案コンペ選定委員は県職員5名により構成されていたが、当日1名欠席が生じたことにより4名で選定委員会が開催された。

また、当該企画提案コンペは、7件の事業者が参加し僅差での選定結果であった。

企画提案コンペ選定委員会設置要領第4条では、過半数の出席があれば開くことができるが、一方で第3条により委員に欠席が生じた場合は代理者を出席させることができる旨も定められている。

定数(5名)の3分の2以上の者が出席であれば委員会の開催は問題ないとされているため法的瑕疵はない。しかし、より多様な意見を反映した選定ができるよう、欠席がある場合には、代理出席の方法をとることが望ましい。

Ⅲ 施策 331 世界から選ばれる三重の観光(雇用経済部)

1 観光事業推進費

(1) 事業内容

県では、観光事業の推進を図るため、関係団体やみえの国観光大使との連携、有識者らによる観光振興に係る審議、観光動向の分析に必要な観光実態調査の実施、旅行業法の施行、観光の防災対策等に取り組んでいる。

本事業では、①県を訪れた観光客の観光実態や満足度を的確に把握することにより、県の観光施策の実現効果を高めること、②みえの国観光大使を活用した県の観光情報発信に取り組むほか、パーソナルバリアフリー基準による三重県版バリアフリー観光や観光客に向けた防災対策を推進することにより、観光客

の受入体制の充実、おもてなしの向上に努めることで、人に優しい観光の基盤づくりを進め、観光客の満足度の向上につなげることを目的としている。

具体的には、主に観光客実態調査、三重県版バリアフリー観光推進事業の実施、及び、国内外観光客の県への誘致促進を図るために、一般社団法人中央日本総合観光機構等の関係団体に対して負担金や会費を支出している。

なお、観光客実態調査については統計的把握であること、三重県版バリアフリー観光推進事業については単年度で調査できる施設に限りがあることから、毎年、継続して調査を実施している。

<観光客実態調査>

内容：本県を訪れた観光客の観光実態や満足度の傾向を把握し、本県の観光戦略に反映させるため、観光客の実態調査（聞き取り調査・アンケート調査）を実施する。

結果：令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している観光客への対面聞き取りによる実態調査は回数を減らし、県内13箇所の観光地で3回の実施とされた。

<三重県版バリアフリー観光推進事業>

内容：パーソナルバリアフリー基準による三重県版バリアフリー観光が浸透するよう、同基準による調査やアドバイスなどを実施する。

結果：令和3年度は5件の調査及びアドバイスを実施した。

なお、当該事業について県は業務を委託している。

委託業務名	令和3年度三重県観光客実態調査事業
委託の内容	県内の主な観光施設（以下「調査地点」という。）を訪れた観光客（以下「来訪者」という。）の旅行目的、滞在種別（日帰り・宿泊）、来訪手段、消費額、満足度など、県を訪れる来訪者の行動実態に関する調査（以下「三重県観光客実態調査」という。）を実施し、その特性、傾向等の分析、考察を行い、観光振興に関する施策の立案に生かす。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	当初4,708,000円→変更後3,828,000円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）

委託期間	令和3年5月27日～令和4年3月23日
------	---------------------

委託業務名	三重県版バリアフリー観光推進事業
委託の内容	パーソナルバリアフリー基準による三重県版バリアフリー観光が県全体に浸透するよう、同基準による宿泊施設等の調査と結果に基づくアドバイスを行うとともに、観光関係者を対象としたバリアフリーに関する実践的な体験研修等を実施し、地域全体において「バリアフリー」の意識を向上させ、地域が一体となって受け入れる気運を醸成し、障がい者や高齢者、外国人でも安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりを推進する。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	当初1,222,100円→変更後1,101,100円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年6月30日～令和4年3月23日

<一般社団法人中央日本総合観光機構 令和3年度負担金>

中部地域の観光事業の中核機関である一般社団法人中央日本総合観光機構と連携することで、県への誘客推進に資するために、毎年負担金を支出している。

一般社団法人中央日本総合観光機構の内容は、以下のとおりである。

機構の目的	中部9県の観光事業に関する中核機関として、国内外の観光振興をはかり、観光交流を通じて、中部9県の経済及び文化の向上発展に資することを目的とする。
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光に関する提言及び関係機関等への要請 2 観光に対する理解の促進及び啓蒙啓発 3 観光資源の開発及び利用の促進 4 観光地及び観光ルートの整備・形成 5 国内外観光客の誘致促進及び観光交流の促進
構成員	自治体：富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の中部9県。静岡市、浜松市、名古屋市の3市 その他、経済団体、観光関係団体、交通関連会社、旅行会社、空港会社、一般企業（ホテル、航空会社等）

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
22,460	19,789	18,906

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

三重県観光客実態調査事業	3,828
一般社団法人中央日本総合観光機構 令和3年度負担金	3,000
三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託	1,101
全国広域観光振興事業拠出金	1,000
公益社団法人日本観光振興協会	935
独立行政法人国際観光振興機構 令和3年度負担金	820
一般財団法人アジア太平洋観光交流センター賛助会費	500
第1回三重県観光審議会 委員報酬・旅費	129
三重県PRアンバサダー旅費	28

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書等を閲覧しヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、業務完了報告書、支出明細書、実績報告書、履行確認書等を閲覧しヒアリングを実施した。
- ③ 負担金・会費等の支出について妥当性を検討するために、事業計画、事業報告、決算関係資料等を閲覧しヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

- i 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】

当事業に関する委託業務完成報告書は令和4年3月23日付で提出され、同日付で履行確認が行われた。しかしながら実際は、令和4年3月に行われた調査に関する分析結果が終了していなかったため当該報告書は暫定版であり、最終の調査報告書を受け取ったのは令和4年4月に入ってからであった。

コロナ禍のため調査日が遅い時期になった影響もあるが、最終の調査報告書を受領する前に履行確認を行うべきではなかった。

今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。

ii 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】

当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。

コロナ禍でのことでありやむを得なかったと思慮されるものの、今後も同様の影響を受ける可能性が考えられる。

このため、統計調査という事業の有効性を担保できるよう、今後はコロナ禍や不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。

iii 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】

契約時の仕様書において、調査した施設の情報について、「施設ごとに内容をまとめたものを、県の観光情報やバリアフリー情報について訴求力のあるホームページ等において公表し、最新情報への更新を随時行うこと」と記載されている。

これを受け、委託先は、管理するホームページにおいて、各調査施設のページを設けて調査結果を公表していた。

しかしながら、調査施設・調査結果について、県のホームページには記載されおらず、委託先の管理するホームページにおいても新着情報欄等への記載が行われていないため、令和3年度にどの施設の調査が行われたのかわかりづらい状況であり、情報提供の点からは十分な公表が行われているとはいえない。

今後は、県のホームページにおいて、各年度においてどの施設の調査を行い、調査結果をどのサイトで公表しているのか明らかにするとともに、委託先の管理するホームページ上も、新着情報欄等に更新情報が適切に反映されるよう指

導することが望ましい。

iv 業務委託料の積算について、「第6-2」へ統合して記載している。

2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内観光産業が大打撃を受けている中、県がこれまでに蓄積したデータやコンテンツ、デジタルツールを活用した事業を連携・連動させ、「新しい生活様式」を踏まえた旅行者の新しいニーズにも対応できるよう、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」(注)という。)の取組をさらに加速させ、観光業の早期の回復とさらなる発展を促すことを、本事業の目的としている。

(注) DXとは、Digital Transformationの略語である。

Digitalとは、現実の世界の物事をコンピューターで扱える形に置き換えたこと。Transformationとは、変容という意味である。DXの和訳はデジタルを活用した変容である。すなわち、社会活動において、DXはデジタル技術を活用して、生活やビジネスなど社会全体を変容させていくことである。

① 事業目標

- ・DXを加速させることで、観光事業者が必要なデータを共有でき、適切なデジタルマーケティングが可能となる基盤整備を行うこと。
- ・地域の特性を生かした魅力的な観光地づくりを促進すること。
- ・旅行者のニーズに沿った観光コンテンツやサービスをワンストップかつタイムリーに受取ることができるなど、旅行者へのサービスの機能強化を図ること。

② 実施事業

実施した事業は、「観光におけるDXを加速する情報発信機能の整備事業」である。

観光産業のさらなる発展に向けて、観光業におけるDXを推進し、市町・観光関連団体・観光事業者がデータを活用したマーケティング活動を行える環境を整備するため、「三重県観光マーケティングプラットフォーム」を構築している。

③ 三重県観光マーケティングプラットフォームの概要

観光 CRM で旅行者を把握する仕組み

- ・旅行者データ（興味・関心、宿泊情報など）を的確に把握し、旅行者と継続的に、より良い関係性を築くための仕組みとして、観光 CRM（注）を導入する。

（注）CRM は、Customer Relationship Management の略で、顧客関係管理といい、顧客満足度の向上を通して売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略手法である。

- ・三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」で、旅行者に便利性的な機能を提供し、旅行者から同意を得ながらデータを取得する。

旅行者に最適な情報を配信する仕組み

- ・把握した旅行者データを活用し、旅行者一人ひとりの興味・関心・タイミングに合わせた観光情報やクーポンを自動的に発信する仕組みとして、MA（注）を導入する。

（注）MA は、Marketing Automation の略で、マーケティング活動の自動化・効率化を実現するツールのことを指す。

旅行者の把握	① 旅程作成機能	旅行者の条件や興味・関心に合わせて AI がおすすめモデルコースを提案する機能
	② 地域 OTA 機能	旅行者が地域の宿泊やアクティビティをオンライン予約できる機能
	③ 周遊促進機能	県内協力施設・店舗でアンケートに答えた数に応じてプレゼントキャンペーンに応募できる機能
	④ 旅行者データ管理機能（観光 CRM）	①～③で収集した旅行者データを一元管理し、旅行者の興味・関心を把握する機能
情報配信	⑤ クーポン機能	観光事業者がクーポンを発行し、旅行者がお得なクーポンを利用できる機能
	⑥ 情報発信機能（MA）	①～⑤の旅行者データを活用し、旅行者一人ひとりのニーズやタイミングに合わせて情報発信する機能

上記の①～⑥のうち③は、委員会が実施している「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」の仕組みの継続利用が最も効果的かつ効率的であるので、（1）プラットフォームとのデータ連携に係る改修と（2）システムの機能改修（アンケート追加機能等）の2項目の改修を、システム管理者である委員会への負担金として執行した。

負担金を受領した委員会は、「三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に係るアンケートシステム改修委託業務」（総額 19,700,918 円）のうち、上記（１）（２）の改修項目にこの負担金（12,587,000 円）を充当し、委託料として支出している。

なお、県が負担金として支出して、委員会で実施した個別細事業は「第 5 II 6 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費」に記載している。

また、この負担金の財源は、国費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で全額賄われている。

当該事業について、県は以下の業務を委託している。

委託業務名	観光マーケティングプラットフォーム構築業務委託
委託の内容	三重県観光マーケティングプラットフォームの主要機能として（１）データ連携機能（２）データ管理機能（観光客・事業者）（３）データ活用機能を構築する。 （１）データ連携機能は、①スマホでみえ得キャンペーン②旅程作成機能③地域 OTA 機能④電子チケット機能の各入口を三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」上にリンク等を設け実現する。
外部委託の必要性	コンピュータープログラム及びシステム開発業務にかかる委託であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	29,824,053 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和 3 年 10 月 6 日～令和 4 年 3 月 31 日

委託業務名	観光情報プラットフォーム構築に向けた技術支援業務委託
委託の内容	三重県観光デジタルトランスフォーメーション推進事業の核となる三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に向けた方向性を整理し、その仕組みを確立する。 （１）観光施策の目標達成に向けての調査及び課題整理・分析・提案 （ア）県観光局及び三重県観光連盟事業の課題の整理、可視化 （イ）施策の目標達成に向けての手段の整理 （ウ）県内市町・観光地域づくり法人（DMO）・県内観

	<p>光事業者等の現状調査・ニーズの把握 (エ) 自治体等の事例、パッケージ商品等の調査業務 (オ) 人材育成 (2) プラットフォーム構築に向けての方向性の整理、要件定義の策定 (3) プラットフォーム構築の支援、構築後の活用に向けての内容整理</p>
外部委託の必要性	コンピュータープログラム及びシステム開発業務にかかる委託であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 14,967,920 円→変更後 17,946,720 円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月25日

委託業務名	プラットフォーム（電子クーポン）構築業務委託
委託の内容	<p>本委託業務は、事業者が独自に電子クーポンを作成し、特設サイト内で発行できる仕組みを構築することで、旅行者が県内観光スポットやアクティビティを体験し、県内周遊を促すことを目的としている。さらに、電子クーポンの情報を、別途発注している「三重県観光マーケティングプラットフォーム」の一部として、旅行者ニーズに沿った情報をタイムリーに発信し、旅行者の満足度を向上させる。</p> <p>そのために構築する電子クーポン機能として、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子クーポン用の特設サイトの作成 (2) 特設サイトなどから各利用者別に種々の要件に対応できる電子クーポン機能を整備する (3) その他の導入・運用開始支援項目 <ol style="list-style-type: none"> 1. 操作説明書の作成及び操作研修の実施 2. 運用開始後の保守管理業務
外部委託の必要性	コンピュータープログラム及びシステム開発業務にかかる委託であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	15,576,000 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年11月4日～令和4年3月31日

委託業務名	プラットフォーム（旅程作成機能等）構築業務委託
委託の内容	旅行者のニーズに沿った県内の観光情報について、旅行者が周遊ルート作成等の作成過程で収集したデータを、「観光マーケティングプラットフォーム構築業務」で構築する「データ管理機能」等と連携して旅行者のデータを収集・蓄積し、マーケティングに生かしていくシステムを構築する。 併せて、「観光マーケティングプラットフォーム」と三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」を連携させるシステムを構築する。
外部委託の必要性	コンピュータープログラム及びシステム開発業務にかかる委託であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	12,480,050 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年12月2日～令和4年3月31日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
100,782	89,629	88,445

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

みえ観光の産業化推進委員会負担金	12,587
観光マーケティングプラットフォーム構築業務委託	29,824
観光情報プラットフォーム構築に向けた技術支援業務委託	17,947
プラットフォーム（電子クーポン）構築業務委託	15,576
プラットフォーム（旅程作成機能等）構築業務委託	12,480

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コン

ペ選定要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ実施要領、要件定義書（機能要件）、要件定義書（非機能要件）、随意契約理由、事業者選定理由書、個人情報の取扱いに関する特記事項等の閲覧及びヒアリングを実施した。

- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、変更委託契約書、構築業務委託契約書、業務委託仕様書、構築業務仕様書、再委託承認書、再委託承認申請書、契約実績証明書、積算表、見積書、業務完了報告書、決裁書、予定価格調書、予算協議書、支出明細書、事業報告書、履行確認書の閲覧及びヒアリングを実施した。

（3）意見表明

- i 業務委託料の積算について、「第6-2」へ統合して記載している。
- ii 積算表及び見積書における諸経費について、「第6-3」へ統合して記載している。

3 安全・安心な観光地づくり推進事業費

（1）事業内容

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内観光産業の再生に向けた取組として、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」の実施など、各事業者における感染防止対策の取組を促進し、安全・安心な旅行者の受入体制づくりを進めている。

本事業では、将来に向けてより継続性のある安全・安心な観光地づくりを促進するため、個別の店舗や事業所単位ではなく地域単位で、最先端技術を活用しニューノーマルに対応した観光地での受入環境整備を進めることを目的としている。

具体的には、「ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業」として以下の2地域（志摩市・鳥羽市相差地区）での実証事業を採択し、実施している。

なお、県としては単年度の事業であるが、当該実証事業の効果の測定、分析、

次年度以降の課題の整理等を行うことで、今後は事業者や市町が事業として引き継ぎ、単に一過性の事業とすることなく継続性を持った取組となることを前提にしている。

<志摩市>

新型モビリティの導入

内容：新型モビリティ（電動アシスト自転車 10 台・EV-BIKE 5 台・電動キックボード 2 台）の導入により交通拠点、宿泊施設集積地、観光スポット間での二次交通対策を図り、行先の分散化と市内周遊の促進を図る。

実証結果：実証期間中である 12 月～3 月の利用実績は電動アシスト自転車計 79 台、EV-BIKE 計 0 台、電動キックボード計 0 台であり、季節性や新型コロナウイルス感染症の影響で低調に推移した。

デジタル観光ガイド「観光しま」の提供

内容：LINE を活用した観光情報プラットフォームを構築し、AI を活用した観光情報の配信を実施するとともに、志摩市内の観光スポット、宿泊施設、飲食店、土産物店等を掲載したデジタル観光マップ等のサービスを提供する。

実証結果：実証期間中である 12 月 20 日～3 月 10 日で利用ユーザー数 3,679 件、LINE 友達件数 2,973 件であり、企画やキャンペーンを実施した 2 月以降が利用率としては高かった。

<鳥羽市相差（おうさつ）地区>

モビリティの導入

内容：電動キックボード（10 台）を導入し、新たな移動手段とすることで行先の分散化を図る。また、これまでより移動可能な範囲が広がることで、密を避けつつ来訪者の滞在時間の増加につなげる。

実証結果：実証期間中である 12 月～3 月の利用者は 86 名であり、季節性や新型コロナウイルス感染症の影響で低調に推移した。

相差まち歩きマップ

内容：観光客が相差をまち歩きしながらスマートフォンで観光スポットの写真や経路等を確認できる。また、観光スポットがユーザーの近くにあればプッシュ配信で通知し、隠れた観光地へ観光客を案内する。

実証結果：まち歩きマップアクセス状況は実証期間中である 1 月 20 日～3 月 6 日（46 日間）で計 50 ユーザー、15,513 ページビュー、平均セッシ

ョン6分9秒であり、利用者はわずかな数値にとどまった。

宿泊施設の大浴場の混雑可視化

内容：AI を利用して宿泊施設の大浴場の混雑状況を WEB で確認できるようにすることで、入浴者の分散化を図り、利用者が安全・安心に入浴することができる環境を整備する。

実証結果：可視化サイトアクセス状況は実証期間中である1月20日～3月6日（46日間）で計463ユーザー、1,332ページビュー、平均セッション2分52秒であり、宿泊客が多い土日にアクセス数が増加した。

なお、採択した2事業について県は業務を委託している。

委託業務名	ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務委託（志摩市）
委託の内容	地域単位での安全・安心な観光地づくり促進に向け、市町と連携し、最先端技術を活用した以下の取組を実証事業として行う。実証事業の効果の測定・分析を行い、今後の課題を整理する。 ・新型モビリティの導入 ・デジタル観光ガイド「観光しま」の提供
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	9,990,000円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年10月8日～令和4年3月25日

委託業務名	ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務（鳥羽市相差地区）
委託の内容	地域単位での安全・安心な観光地づくり促進に向け、市町と連携し、最先端技術を活用した以下の取組を実証事業として行う。実証事業の効果の測定・分析を行い、今後の課題を整理する。 ・モビリティの導入 ・相まち歩きマップ ・宿泊施設の大浴場の混雑可視化
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため

契約金額	9,649,200 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年9月27日～令和4年3月25日

< 予算及び決算の状況 >

（単位：千円）

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
65,045	20,315	19,639

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務委託（志摩市）	9,990
ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務委託（鳥羽市相差地区）	9,649

（2）監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書、再委託承認書、業務完了報告書、支出明細書、事業報告書、履行確認書の閲覧及びヒアリングを実施した。

（3）意見表明

i 再委託の適切性の検証について【指摘】

当事業では再委託があったため、委託事業者から再委託承認申請書及びその契約書が提出されていた。これらの資料を閲覧したところ、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも添付されていた再委託の契約書の金額のほうが大き

く、差異が生じていた。その理由としては、再委託の契約書の内容・金額は、県ともう一社別の事業者からの分を合算したものとなっているためとのことであり、別の事業者から同種の委託事業を受けたため、両者をまとめて再委託したとのことであった。

県が委託事業者に再委託承認申請書の提出を求めている趣旨としては、再委託の必要性や再委託事業者の適切性、再委託金額として著しい不合理がないかの経済性の検証を行うことである。同種の事業の再委託だったとはいえ、県の再委託部分の内容・金額が不明確であり、再委託に関する適切性の検討が十分にできたとはいえ、委託料が有効的に使われているかの検討が十分でなかったといえる。そのため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者に依頼するべきである。

ii 実証事業の継続性の検討について【指摘】

当実証事業は、単に一過性の事業とすることなく継続性を持った取組とすることや、他の地域が取り入れて横展開できるようにすることを目標としている。

そのため、事業の継続性の検討や他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化が可能であるか、今後費用がどれだけかかるか等について数値での収支見込み予測が重要となると考えられる。

委託事業者の事業報告書を閲覧したところ、1社では根拠を示したうえで今後の収支見込みが数値にて予測されていたが、別の1社では数値での収支見込みの検討は記載されていなかった。

事業の有効性の観点から考えると、委託料を有効的に活用し実証事業の前述の目標を達成するためには、根拠のある数値を用いて今後の収支見込みを検討するよう委託事業者に求めるべきであった。

iii 外部有識者・専門家等の関与について【意見】

当事業の契約方法は、公募型企画提案コンペでの随意契約であり、その企画提案コンペの選定委員会は、当事業の内容に特に関連する部局であるデジタル社会推進局や地域連携部、雇用経済部に所属している県職員5名が委員となっており、外部委員は選任されていない。

当事業は、すでに決まっている内容の業務を遂行するという内容のものではなく、各事業者が一から事業内容を提案し、契約上限金額の中でいかに効果のある実証事業を行うか、事業の趣旨にいかに沿った内容の提案であるか、など企画提案コンペの意義が大きかったと考えられる。

今後は、当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合には、より良い企画提案コンペの選定を行うために、必要に応じてその事業内容の専門知識を有する外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。

この点に関し、県に確認したところ、企画提案コンペ選定要領には委員について制限はないものの、外部委員は、地方自治法における「附属機関」（同法 138 条の 4 第 3 項）に該当し、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことである。

参考) 地方自治法 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

本件担当部署に限った話ではないが、今後も県において取組む事業に関しては、より一層高度な専門的な知見が必要とされるケースが増えることが見込まれることからすれば、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。

そして現状においても、外部委員ではなくオブザーバーであれば別途条例の手当がなくとも企画提案コンペ取扱指針（第 4 の第 4 項）に基づいて選任し、必要な意見を求めることは可能であるから、その積極的な活用を図ることが望ましい。

iv 実証事業内容の追跡調査について【意見】

当実証事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っており、県としてはその報告を受けているのみである。

未だ新型コロナウイルス感染症が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうかという事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として実証事業を追跡調査していくことが望まれる。

v 業務委託料の積算について、「第 6 2」へ統合して記載している。

4 県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により旅行者が大幅に減少し深刻な影響を受けている県内宿泊事業者を支援するため、感染防止対策に資する物品購入費用や前向きな投資に要する費用に対し補助を行う事業である。

国の地域観光事業支援補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用しており、県内宿泊施設事業者へ緊急的に経営支援を実施することを目的としている。

県内宿泊施設を営む事業者で補助金受給後も事業を継続する意思があり、さらに観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」に登録申請を行っていることを、補助対象事業者の要件としている。

「あんしん みえリア」への登録申請を要件にすることで、観光地における感染防止対策を徹底し安全・安心な観光地づくりを推進し、観光地の再生と発展を図っている。

補助対象経費	補助率
① 感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費	10/10
② マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修等新たな需要に対応するための取組に要する経費	8/10

①の具体例

(設備)

非接触チェックインシステム、混雑可視化システム、高機能換気設備、自動扉（非接触型）、自動水栓、トイレの自動洗浄化・蓋の自動開閉装置、食事スペース改修など

(機器)

サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーテーション、遮蔽用アクリル板、CO2 濃度測定器、ウイルス除去機能付き空気清浄機、モバイルオーダー機器、加湿器、換気扇、網戸設置、感染対策案内立看板など

(必需品)

マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類、密閉容器など

(その他)

感染症対策の専門家による検証費用、抗ウイルス対策など

②の具体例

地域の観光資源を活用したツアー造成、県産食材を活用した新たな飲食メニューの開発、インバウンド対応に要する経費、バリアフリー化のための改修・設備の導入に要する経費、ワーケーションスペースを用意するための改修・設備の導入（Wi-Fi 環境の整備・Web ミーティング用機器・テーブル及び什器の購入等）など

補助上限額が客室数に応じて段階的に設定されている。

事業種別	客室数	補助上限額 (補助率 10/10 の経費)	補助上限額 (補助率 8/10 の経費)
簡易宿所	—	100 万円	80 万円
ホテル ・旅館	1～9 室	100 万円	80 万円
	10～19 室	200 万円	160 万円
	20～29 室	400 万円	320 万円
	30～39 室	600 万円	480 万円
	40～49 室	800 万円	640 万円
	50 室以上	1,000 万円	800 万円

令和 3 年度の補助金交付実績は以下のとおりである。

交付決定件数	交付決定額
488 施設	1,609,302 千円

(交付決定額は一部事業について繰越額を含んでいる。)

なお、当該事業の運営について県は業務を委託している。

委託業務名	三重県宿泊事業者感染防止対策等支援事業運営業務
委託の内容	三重県宿泊事業者感染防止対策等支援のための補助金に関する申請受付、問合せ対応、審査等の事務処理を行う。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 62,490,655 円→変更後 60,100,561 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和 3 年 7 月 8 日～令和 4 年 3 月 29 日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
3,344,530	1,731,020	1,602,302

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金	1,542,200
三重県宿泊事業者感染防止対策等支援事業運営業務委託	60,101

(2) 監査手続

① 補助金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金交付要領、県内宿泊事業者感染防止対策等支援同補助金募集要項の閲覧及びヒアリングを実施した。

② 補助金の申請及び交付について適正に行われていることを確認するために、交付申請書、交付申請時チェックリスト、事業計画書、補助金申請額計算書、細事業集計表、交付決定通知書、実績報告書、実績報告時チェックリスト、補助金実績額計算書、細事業実績集計表、注文書、納品書、支払が確認できる資料、交付確定通知書、補助金請求書、支出命令書の閲覧及びヒアリングを実施した。

②については、令和3年度に交付を実施した補助金のうち以下の18件を抽出し実施した。

No	交付先	金額 (円)
1	a 社	990,000
2	b 社	777,000
3	c 社	3,440,000
4	個人事業者 d	2,000,000
5	個人事業者 e	1,660,000
6	個人事業者 f	963,000
7	個人事業者 g	993,000

No	交付先	金額 (円)
10	j 社	728,000
11	k 社	3,187,000
12	個人事業者 l	197,000
13	個人事業者 m	168,000
14	個人事業者 n	585,000
15	o 社	10,000,000
16	個人事業者 p	951,000

8	h 社	10,000,000
9	i 社	3,903,000

17	個人事業者 q	972,000
18	個人事業者 r	757,000

③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書の閲覧及びヒアリングを実施した。

④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、変更委託契約書、再委託承認申請書、再委託承認書、業務完了報告書、支出明細書、事業報告書、完成認定書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】

監査人が抽出した補助金のうち1件について、申請書を提出していない事業者に対して補助金が支払われていた。

具体的な内容としては、親子間で代替わりがあった宿泊施設であり、前事業主の名義で交付申請にかかる書類（交付申請書・旅館業営業許可証の写し・本人確認書類の写し・事業計画書・誓約書等）が提出されていたことが実績報告時に判明したため、現事業主名義での旅館業営業許可証の取り直しを求め、その後、現事業主名義の旅館業営業許可証や本人確認書類の提出を受けた上で、引き続き実績報告以降の手続を進め、補助金が支払われていた。

しかし、当該事業者は個人事業主でありこの2名については別人格であるため、申請のない事業者に対して補助金が支払われていたことになる。前事業主での申請は一度取り下げて、正しい事業者に新たに補助金申請以降のすべての書類の作成・提出を求めるべきであった。

この案件については、申請前にはすでに代替わりしていたが、申請時に提出を受けた旅館業営業許可証が前事業者の名義のままであり、実態に即していないにも関わらず、その事実が実績報告時に確定申告書の提出を受けるまで県で把握できなかったことが原因と考えられる。

県の担当者によると、旅館業法上の営業許可の手続が代替わりの際に適切に行われないことは実際にありえるとのことであった。それならば、営業実態を確認するために旅館業営業許可証の提出を求めることに意味はなく、代わりに申

請時に確定申告書の提出を求め、営業実態があることをまず確認するべきである。

ii 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】

交付要領第12条第2項によると、事業者は、補助金額の確定した日から14日を経過する日までに県へ補助金請求書を提出しなければならないとされている。しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、補助金金額確定日が令和4年1月31日、請求書日が令和4年3月22日となっていて請求書が期限内に提出されていないにもかかわらずその後補助金が支払われており、交付要領に従っていなかった。

なお、14日という期限を設けた理由としては、国の補助金の要件として3月31日までに補助金を支払う必要があり、支払が遅れないようにするために、他の補助金の交付要領を参考に設定したものであるとのことであった。当該事業の補助金支払の実態としては、請求書が提出されていれば、期限後であったとしても補助金を支払うという方針であったとのことであり、交付要領の該当箇所は形骸化していた。新型コロナウイルス感染症に関する緊急性を要する補助金であったため、やむを得なかった面もあると考えられるが、今後は実態に即した交付要領を作成するべきである。

iii 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】

募集要項によると、交付申請時に必要な書類のひとつとして、誓約書の提出を求めている。誓約書は、不正な申請を行わない意思確認や、補助金対象要件である事業継続の意思確認など誓約書でしか確認できない内容も含まれており、重要な書類であると考えられる。

しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、当該誓約書が添付されていなかった。

この件に関して、交付申請時の県のチェックリストでは、誓約書について問題無しとされていた。提出がなかったにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、提出書類について適切なチェックがされていなかったといえる。

また、県の担当者によると当時提出はあったものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があったといえる。

iv 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】

募集要項によると、実績報告時に必要な書類のひとつとして、支払が確認できる書類の提出を求めている。なお、支払は銀行振り込みを原則としており、クレジットカードによる支払の場合は実績報告期限までに支払を終え、利用明細書と通帳の該当部分のコピーを提出することを条件としている。これは、県として、事業者が適切に支払ったものに対して補助金を交付したいという考えから定めている事項である。

しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、クレジットカードの引き落としの該当部分の通帳コピーが提出されていなかった。

県の担当者によると、総合口座通帳で残高がなくても引き落とされる通帳であったため、引き落としの事実を確認しなくても問題ないと判断したとのことであったが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられ、前述の県の考えを鑑みると、通帳の該当部分のコピーの提出を求めるべきであった。

v 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】

当初の補助金交付申請件数の想定は、観光庁が毎月公表している宿泊旅行統計調査の情報から県の宿泊施設1,089件(令和3年3月現在)を参考に1,000件程度と見込んでいた。しかし、実績申請件数は503件であった。県の担当者によると、想定数より少なかった理由の一つとして、提出書類の書類作りが大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く書類作成が難しかったという点が考えられるとのことであった。

当該補助金の目的としては、コロナ禍により打撃を受けた宿泊事業者に経営支援を実施することであり、県としては申請方法や書類等についてできるだけわかりやすくするよう心がけたとのことではあったが、申請の実績件数は伸び悩んだ。そのため、今後同様の補助金がある場合には、より事業者が申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。

5 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費

(1) 事業内容

旅行者が安心して県内の観光地を楽しめる環境づくりを進め、県内観光産業の再生につなげるために、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度(あんしん みえリア)」を創設して新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む宿泊施設や観光施設等を県が認証する事業である。

当該認証制度は、県内観光地における安全・安心な旅行者の受入体制づくりを促進するため、感染防止対策に取り組む県内観光事業者からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、認証マーク（ステッカー）を交付するとともに県のホームページで認証施設を公開する制度である。各施設の感染防止対策の取組を発信することで、安全・安心な観光地であることの「見える化」を図っている。

認証制度の対象施設・事業及び認証基準は以下のとおりである。

対象施設・事業	認証基準
宿泊施設	77 項目（必須 34 項目、選択 32 項目、推奨 11 項目）
観光施設	90 項目（必須 31 項目、選択 45 項目、推奨 14 項目）
土産物店	53 項目（必須 27 項目、選択 15 項目、推奨 11 項目）
体験事業	59 項目（必須 27 項目、選択 22 項目、推奨 10 項目）

認証基準の項目については、各業種別ガイドライン等を基本にしており、すべての事業者が対象となる「必須項目」、各施設の状況に合わせて選択する「選択項目」、認証の必要要件ではないが自主的な取組として推奨する「推奨項目」の3つに分かれている。「必須項目」及び「選択項目」に適合していることが認証のための条件となっている。

「必須項目」の具体例としては以下のとおりである。

- ・ 入館者の検温や体調管理の実施
- ・ 入館者同士の距離の確保
- ・ 施設入口等の消毒設備の設置、手指消毒実施の要請
- ・ 施設内の十分な換気
- ・ 従業員の体温や体調管理、手指消毒の実施
- ・ 他人との共用物品等の定期的な清掃・消毒
- ・ ゴミ回収時の感染防止対策の強化
- ・ 感染防止対策を講じていることの周知
- ・ 入館者及び従業員に感染疑いがある場合の適切な対応 など

令和3年度の認証実績は以下のとおりである。 認証マーク（ステッカー）

対象施設・事業	認証件数
宿泊施設	688件
観光施設	74件
土産物店	352件
体験事業	103件
合計	1,217件



実際に店舗に貼られているステッカー

なお、当該認証制度の運営について県は業務を委託している。

委託業務名	観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運營業務
委託の内容	観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」に申請を行った宿泊施設等が県の定める感染症予防対策に係る認証の基準を準拠しているか、申請内容を確認し現地調査等を行う。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	84,469,000円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月9日～令和4年3月31日

また、県における安全・安心な観光地づくりへの取組をPRするため、「あんしん みえリア」のホームページで各施設の感染防止対策の取組を情報発信するとともに、選定された「三重県PRアンバサダー」1名、「三重県PR準アンバサダー」

一」2名が作成したプロモーション動画及び優秀20施設に選定された施設を紹介するWeb記事を掲載している。

なお、当該事業について県は業務を委託している。

委託業務名	観光事業者版認証制度サイト構築・保守業務及び安全・安心な三重プロモーション業務
委託の内容	「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ旅行需要を喚起するために、みえ安心おもてなし施設認証制度の専用サイトを構築し、認証制度により感染防止対策を徹底している観光地であることを幅広くプロモーションする。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	15,246,000円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月13日～令和4年3月31日

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
100,533	100,533	99,880

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運營業務委託	84,469
認証制度サイト構築等及び安心安全プロモーション業務委託	15,246

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、業務仕様書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、見積書、

再委託承認申請書、再委託承認書、委託業務報告書、完成認定書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運營業務の委託料の契約金額は、委託事業者からの見積書を基に決定されている。当該見積書を閲覧したところ、委託料のうち企画料（事務経費）として9,090,000円が計上されていたが、この経費の具体的内容や算出根拠の記載は一切なく、県も委託事業者に追加で詳細な資料の提出を求めていなかった。

当該業務委託の企画提案コンペ参加仕様書では、見積書の金額は個々の積み上げによる実費を原則とし具体的な経費の内訳が分かるよう求めているし、委託料の約11%の金額に当たる企画料（事務経費）の具体的内容や算出根拠が不明なままであることは、委託金額の適切性を十分に検証したとはいえない。

また、委託料の契約金額は認証申請件数を2,050件程度と想定したうえで見積もられていたが、実際の申請件数は1,217件であった。しかし、委託事業者からの最終の経費精算書の合計金額は当初の契約金額と同額が計上されており、さらに、内訳のうち企画料（事務経費）は契約時の見積書よりも増額され12,557,600円（委託料の約16%）が計上されていた。

県の担当者へのヒアリング及び委託事業者からの実績報告書によると、認証にあたり助言が必要な施設が多かったり、施設面積が大きい施設が多く現地調査に時間を要したりなど想定より作業が多かったとのことであった。そのため、想定申請件数を実績が下回ったからと言って契約金額が件数に比例して減少することに直結しない一定の理由があったとは考えられる。しかし、具体的内容や算出根拠の不明な企画料（事務経費）が増額されていたとなると、最終的に契約金額に帳尻を合わせるために計上された金額ではないかという疑念を払拭できず、県が委託金額の適切性を十分に検証していたとはいえないと考えられる。

今後は、委託料が有効的に活用されているか、委託料として無駄な支出になっていないかを十分に検討できるよう、県は委託事業者に対し、具体的内容や算出根拠の記載のある詳細な資料の提出を求めるよう改善すべきである。

ii ホームページ掲載の優秀20施設の選定方法について【指摘】

「あんしん みえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施している20施設についてアンバサダーによる取材レポート記事を掲載している。県の担当者によると、他の施設の認証の啓発や参考になることを主な目的として記事を掲載しているとのことであった。

しかし、ホームページのレポート記事を見てみると、感染対策の取組についてだけでなく各施設のアピールポイント等も紹介されており、結果的に旅行者に向けて各認証施設がプロモーションされ積極的な利用を進めているような内容も掲載されていた。そのため、特定の施設について県が無償でプロモーションしていることにならないよう、その選定方法は恣意性がなく合理的な方法で公平に行われていなければならないと考えられる。

20施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約1,200施設から40施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し40施設の中から20施設を選定している。

選定された施設のリストを監査人が閲覧したところ、委託事業者の関連会社の施設が40施設中4施設含まれており、絞られた20施設中1施設含まれていた。しかし、40施設の選定及び20施設への絞り込みを決定した際の具体的な方法や選定過程の記録の資料はなく、施設がどの地域にあるか記載された資料があるのみであり、選定方法について事後的に検証できない状態であった。

県としては、選定された施設に地域の偏りが無いことに留意していたのみであり、委託事業者の選定方法を十分に確認していなかった。

そのため、今後特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施することとなるような場合には、恣意性がなく合理的な方法で公平に選定されていることを十分に確認できるよう選定過程を記録に残しておくべきである。

iii 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】

県は、「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ県への旅行需要を喚起するために、安全・安心な三重プロモーション業務として、プロモーション動画の制作、PR記事コンテンツの作成、デジタルプロモーションの実施を委託している。

具体的には、「あんしん みえリア」のホームページを作成し、認証施設名及び各施設の感染対策の取組状況を掲載している。そのため、ホームページを多くの人に閲覧してもらい、感染対策を徹底している観光地であることを知ってもらうことが県への旅行需要を増やすことに繋がると考えられる。以上のことから、この委託事業の効果を検証するにあたり、ホームページのアクセス数が重要な判断材料になるといえる。

県は委託業務完了後に委託事業者から業務実施報告書を入力しており、報告書の中にはホームページのページビュー数やユーザー数、セッション数などが記載されている。しかし、これらの数値が多いのか少ないのか、周知されるために十分な数値なのか否か、県のPRに繋がっているといえる数値なのか否かなどの検証・分析を県は実施していない。そのため、当該事業への委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを今後継続していくべきかどうかの判断ができない状態となっている。

「あんしん みえリア」の制度については恒久的なものとは考えていないとのことであるが、令和5年度予算には計上されており、また、未だコロナ禍であり県への旅行需要について今すぐ効果が出るものではないにしても、アクセス数などの検証・分析を行うことでプロモーション業務の効果検証をしていくことが望ましい。

iv 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】

当事業では2件の業務委託を実施しており、両者とも企画提案コンペ選定委員会で最優秀提案を決定している。企画提案コンペ選定要領によると、各委員の得点の総合計点が同点の場合は出席委員の採決により最優秀提案を決定し、さらにその採決が同数の場合は委員長が決定することとされている。そのため、選定委員会では委員の互選により、委員長及び委員長の代理となる副委員長を決定している。しかし、選定委員会の議事録等については特に作成していないため、委員長及び副委員長が誰に決定したかの記録は書面として残っていなかった。

前述のように、委員長が最優秀提案を決定する場合も想定されることから、委員長としての責務は大きいと考えられる。そのため、今後は委員による互選により委員長及び副委員長が誰に決定したのかを記録として書面に残しておくことが望ましい。

また、2件の企画提案コンペ選定委員会について、それぞれメンバーは5名であるが当日の出席者は4名ずつであった。県の担当者によると、急な業務が入ったため欠席したとのことであった。企画提案コンペ選定要領では、定数（5名）の3分の2以上の者が出席であれば委員会の開催は問題ないとされているため法的瑕疵はない。しかし、多額の委託料の支払が生じることとなる事業提案を選定するという選定委員会の重要性を考えれば、委員に選ばれた全員が選定委員会に出席することの意義は大きいといえる。5名すべて県職員であり外部の第三者はいないことから予定の調整がしやすいと考えられるため、より多様な意見を反映した選定ができるよう、なるべく5名全員が出席できるよう業務の調整をするか、代理出席の方法をとることが望ましい。

v 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】

「あんしん みえリア」のホームページでは、エリアやジャンルから詳細な条件を指定して、認証施設を検索することが可能となっている。

実際に施設を検索し詳しい情報を閲覧しようとクリックすると、感染対策の取組状況に加え、施設の外観写真や地図、基本情報が掲載されていた。基本情報としては住所・営業時間・定休日・電話番号のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。

追加費用が発生すると考えられるため費用対効果の問題も考慮する必要はあるものの、例えば各施設のホームページや SNS の公式アカウントの URL を掲載するなどすれば、スムーズに施設の予約や情報入手ができ、旅行者にとってより使いやすいホームページになると考えられる。

vi 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。

6 県内観光事業者支援金

(1) 事業内容

当事業は、新型コロナウイルス感染症の影響及びまん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が大幅に減少し、収入が皆無となるなど、非常に厳しい経営状況となっている県内観光関連業者を救済するためのものである。

宿泊割引クーポンの発行等旅行需要喚起の取組をより効果的なものにし、直接的な支援が少なかった土産物店なども含めた観光事業者の経営を直接支援する事業を実施することにより、安全・安心な観光地づくりと旅行需要の喚起につなげることを目的としている。

<支援金事業の具体的内容>

対象事業者	対象施設
宿泊事業者	① 旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」 ② 住宅宿泊事業法第3条の届け出のあった施設（民泊）を営む事業者
観光施設	① 観光庁の「観光入込客数に関する共通事項」に基づき、県内各市町へ入込客数を報告している施設

	②「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」や市町の観光協会 HP で掲載されていることにより、観光客を受け入れていることが客観的に判断できる施設
土産物店	①「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」や市町の観光協会 HP で掲載されている土産物店 ② 協同組合三重県物産振興会の組合員 ③ みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店になっている土産物店
体験事業者	①「三重まるごと自然体験」「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」市町の観光協会 HP、じゃらん・アソビューーなどの OTA サイトで掲載されている事業 ② 観光客に対して体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業

主な支給要件

- ① 令和3年4月～6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年同月比で、30%以上減少していること。
- ② 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすること。
- ③ 令和3年4月以降に県で実施している各種時短要請協力金や支援金と重複して受給していないこと。

支給金額

主な支給要件の条件を満たした各月の売上減少額に対し、支援金を支給する。ただし、事業者ごとに以下の支給上限額が設けられている。

【宿泊事業者】

事業種別	収容定員数	支給上限額
民泊	—	30万円
簡易宿所	1人～99人	30万円
	100人～	70万円
ホテル・ 旅館	1人～49人	30万円
	50人～74人	70万円
	75人～99人	100万円
	100人～124人	120万円
	125人～149人	140万円

	150人～174人	160万円
	175人～199人	180万円
	200人～	200万円

【観光施設】

年間入込客数（2019年）	支給上限額
1千人～1万人未満	30万円
1万人～5万人未満	50万円
5万人～10万人未満	75万円
10万人～15万人未満	100万円
15万人～20万人未満	150万円
20万人～	200万円

【土産物店】

要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、法人等は30万円、個人事業主は15万円を上限とする。

【体験事業者】

要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、10万円を上限とする。

<支援金の当初見積りと実績>

事業種別	支援金の当初見積り		支援金の支払実績	
	申請件数	支給総額	申請件数	支給総額
宿泊事業者	1,000件		301件	196,521千円
観光施設	250件		14件	18,857千円
土産物店	500件		192件	49,261千円
体験事業者	300件		42件	4,117千円
合計	2,050件		954,400千円	549件

なお、当該事業の運営について県は業務を委託している。

委託業務名	三重県内観光事業者支援金支給業務
委託の内容	① コールセンター業務 事業者から寄せられる問い合わせに的確に対応するとともに、寄せられた声を適切に記録し、FAQ等に反映させる。

	<p>なお、コールセンター業務について、受託者は19,733千円で再委託している。</p> <p>② 支給業務 申請された内容の審査及び申請者への支払事務</p>
外部委託の必要性	事業開始までの時間が限られている中、コールセンター業務や支援金の審査・支給業務の実施に当たっては、事業者の専門的なノウハウや体制が必要であり、高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	<p>当初金額 1,014,402千円</p> <p>変更後金額 327,153千円</p>
契約方法	随意契約（公募による企画提案コンペ方式）
委託期間	令和3年6月18日～令和3年10月29日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
1,048,114	327,784	327,374

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

三重県観光事業者支援金支給業務委託 (うち支援金268,658、業務委託料58,495)	327,153
三重県観光事業者支援金(追加分)	100

(2) 監査手続

- ① 支援金の支給業務について受託者を選定した手続が適正かどうかを確認するため、企画提案コンペ実施要領、同参加仕様書、コンペ選定の手続資料、予定価格調書、見積書、委託契約書等を閲覧したほかヒアリングを実施し、支払が適正に実施されていることを確認するため、支払額について変更委託契約書、概算払精算書、履行確認書と照合した。

また、再委託が行われているコールセンターの管理・運營業務については再委託手続が適正に実施されていることを確認するため、再委託承認申請書、再委託承認書を閲覧した。

② 観光事業者からの支援金の申請が適正に行われていることを確認するため、申請書の添付書類である確定申告書、売上台帳等の売上金額がわかる書類、誓約書等の内容を閲覧したほかヒアリングを実施した。

また、受託者が実施した支援金申請書のチェック状況を確認するため、支援金不支給者及び不支給理由の明細を閲覧した。

②については、令和3年度に支払を実施した支援金のうち以下の12件を抽出し実施した。

No	事業者	金額（円）
1	a 旅館	1,800,000
2	b 旅館	2,000,000
3	個人事業者 c	249,000
4	個人事業者 d	132,280
5	個人事業者 e	257,686
6	個人事業者 f	150,000

No	事業者	金額（円）
7	個人事業者 g	131,203
8	個人事業者 h	107,632
9	個人事業者 i	500,000
10	個人事業者 j	80,230
11	個人事業者 k	85,626
12	l 社	100,000

(3) 意見表明

i 事業者が観光事業者支援金の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】

県内観光事業者支援金の申請には、売上台帳等売上金額がわかる書類や当該売上を間接的に確認するために確定申告書の提出が必要となる。

支援金の申請業者の中から12事業者を抽出し、申請書類の内容を検討した結果、宿泊事業者で確定申告書の事業収入欄が空白である事業者が見つかった。当該事業者の確定申告書は事業収入欄が0で、代わりに雑所得の収入金額欄に記載があった。この事業者の申請を認めた理由を担当部局に確認したところ、国税庁から出されているいわゆる「自己が居住する住宅を利用した「民泊」を行っている場合に得た所得は原則として雑所得」に区分されるという個人課税情報を斟酌して、当該事業者の確定申告書に記載された雑所得の収入を宿泊事業による売上と推定して、それ以上の確認はされていなかった。従って、当該宿泊事業者の確定申告書では宿泊事業の収入金額は不明であった。

どの所得に区分されるかは所得税法上の問題であり、確定申告書の提出は、支

援金事業において基準月に記載された売上金額の妥当性を間接的に検証するために、確定申告書で宿泊事業による収入を確認する趣旨だと思われる。

県には県内観光事業者支援金以外に三重県地域経済復活支援金制度があるが、当該支援金制度の申請手続では支援金の計算の基となる基準月の売上金額は、下記(参考資料)のように年間の売上金額が確認できるように記載することになっている。この点について、県内観光事業者支援金の申請手続では、年間の売上高がわかるようにという要請がされていないため制度上の不備でもあるが、確定申告書を添付させる趣旨としては同様であると考ええる。

確定申告書の記載において、雑所得の収入金額欄の金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、雑所得の収入金額が全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。

宿泊事業による売上金額を確認するためには、確定申告書の雑所得の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。

(参考資料) ～三重県地域経済復活支援金 申請要項、提出書類一覧より～

※比較年(2019年、2020年、2021年のいずれかの年)の対象月と同月の売上については、以下のとおり**確定申告書類で確認できる金額**とします。

- 法人：法人事業概況説明書における「月別の売上高等の状況」の金額
- 個人(青色申告の場合)
：所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の金額
- 個人(白色申告など月間売上が確認できない場合)
：所得税の申告書B(第一表)における「年間収入金額等÷12(※小数点以下切り捨て)」で算出した金額

ii 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】

支援金支給業務は受託者のチェックにより不支給となった事業者が56件あり、支給件数の合計が549件であることから、支援金申請者605件のうちほぼ1割近くが不支給になったことになる。

不支給の理由を確認したところ、施設が支援金の支給条件を満たさないケースが一番多く、既に飲食店時短要請支援金を受給していた事業者も相当数あり、件数は少ないが、事務局が通知した書類の不備が期限までに修正されなかったケースもあった。不支給事業者の件数や不支給理由をみると受託者のチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があったケースのみ回答する体制であった。

県が新型コロナウイルス感染症対策として宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」があるが、当該補助金も「県内観光事業者支援金」と同様、支給業務については外部に委託している。しかし、同補助金の支給業務については外部の受託業者がチェックするほか県の担当部署でも全件チェックしている。

補助金と支援金という違いはあるが、補助金の全件チェックにより発見された事象を参考に支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。

iii 観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】

観光事業者支援金申請書に添付する誓約書には「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすることが記載されている。誓約書では同施設認証制度への申請期限は決められていないが、支援金支給者合計 549 件のうち、令和 4 年 3 月 31 日現在で 13 件の事業者が施設認証制度への登録申請がなされていない。(令和 4 年 8 月 14 日現在でも 9 件の事業者が未申請で、うち 1 件は休業、1 件は連絡不可。)

観光事業者支援金は令和 3 年 10 月 29 日までにすべて支払われているため、支援金の支払後 5 ヶ月以上「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請がなされていないことになる。同施設認証制度への登録は、調査員による店舗の現地確認が必要なため、事業者が登録申請をしても登録が遅れることは考えられるが、申請自体はいつでもできるため、事業者支援金支払後 5 ヶ月経っても申請がなされていない事業者については誓約書に従っていないことになる。

観光事業者支援金の趣旨は観光事業者の経営支援を最優先にしている点は理解できるが、支援金を受領しておきながら 5 ヶ月経過しても申請をせず、誓約書に従っていない事業者については、誓約書に従って申請をしている大半の事業者と公平性の点で問題がある。未だに登録申請をしていない業者に対しては登録申請の指導を徹底すべきであり、いつまでも申請がなされない事業者に対しては適切な対応をすべきである。

7 国内誘客推進事業費

(1) 事業内容

三重県観光連盟や伊勢志摩観光コンベンション機構等と連携し、観光情報の発信や誘客促進の取組を展開することにより、持続的な県観光の基盤強化に取り組む、また日本忍者協議会への参画を通じ、三重県・伊賀が“忍者の本場”であることを国内外に発信し、観光誘客につなげることを目的とする。

具体的な取組

- ① 三重県観光連盟と連携し「観光三重」のホームページを中心とした観光情報の発信等を行う。
- ② 県観光の核である伊勢志摩地域と一体となって伊勢志摩観光コンベンション機構と連携して、観光情報の発信や誘客促進などに取り組む。
- ③ 日本忍者協議会を構成する関係市、県、観光協会、民間団体等と連携し、忍者に関するマーケティングや忍者ゆかりの地への誘客促進に取り組む。

<公益社団法人三重県観光連盟の概要>

県全域の観光地域づくりのかじ取り役を担う法人として、観光庁が進める「日本版 DMO 法人」に登録されている地域連携 DMO (注) である。会員は県内の市町、市町観光協会、観光施設、宿泊業者、交通事業者、旅行事業者等で、会費（1 口 1,000 円、50 口以上）、県及び観光庁からの補助金並びに県からの受託事業収益により運営されている。

なお、県は三重県観光連盟事業費補助金として 8,500,000 円を交付している。

三重県観光連盟の事業内容は以下のとおりである。

- ① マーケティングデータの分析・提供
 - ・旅行商品のインターネット広告運用代行によるデジタルマーケティング
 - ・旅行商品 Web サイトのアクセス解析
- ② 広域プロモーション
 - ・ホームページ「観光三重」のプラットフォーム化
 - ・ホームページ「観光三重」のプロモーションメディア化

(注) DMO (Destination Management Organization)

観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。

<公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構の概要>

伊勢志摩は伊勢志摩国立公園が所在する地域であり、年間8百万人以上が参拝する伊勢神宮をはじめ、多数の観光施設や名所旧跡を有する観光地である。観光が地域経済に多大な貢献をしている伊勢志摩地区において、行政区域の枠を超えた伊勢志摩広域で、かつ官民が一体となってさまざまな観光振興事業を展開することで地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として伊勢志摩観光コンベンション機構が設立されている。

会員は県、伊勢志摩地区市町、市町観光協会、宿泊施設、土産物業者、観光施設等であり、正会員の会費（1口20,000円、1口以上）、特別会員負担金、特別事業負担金、県からの受託事業収入、事業収入（宿泊予約手数料収入、広告費収入）等により運営されている。

なお、県は特別事業負担金として、960,000円（関西・中京地区からの誘客事業に対するもの）、みえ観光の産業化推進委員会経由で1,200,000円（札幌・福岡・仙台等の遠隔地からの誘客事業に対するもの）、合計2,160,000円の特別事業負担金を支出している。

伊勢志摩観光コンベンション機構の事業内容は以下のとおりである。

- ① インターネットやテレビ番組、パンフレットなどの各種媒体を活用した観光情報の発信事業
- ② 観光客及びコンベンション・インバウンドの誘致促進及び受入態勢の整備や旅行商品の造成観光展への出展による観光入込数の増大
- ③ 「伊勢志摩フィルムコミッション」の名称で、地域での映画・TV番組CM等の映像作品の撮影等を誘致・支援
- ④ 観光客へのアンケート実施による観光情報の調査研究及び観光客の満足度向上に関する事業
- ⑤ 観光事業者等を対象に、観光産業及び観光文化の振興と人材育成に関する研修やセミナーの実施
- ⑥ 伊勢志摩地域の官民が共同して毎年10月～3月に行う「伊勢志摩のキャンペーン」の実施

⑦ 主に関西圏からの小学生及び首都圏からの中学校の修学旅行の誘致活動を実施

<日本忍者協議会の概要>

日本忍者協議会は、国や大学、全国の忍者に関連する自治体、観光協会、民間団体、事業所等が全国的なネットワークのもとに連携して国内及び海外における「忍者/NINJA」を日本の文化資産として発信するなど、「忍者/NINJA」を活用した観光振興、文化振興、地域経済の活性化を図ることを目的として設立された団体である。

会員は自治体（県、伊賀市、名張市等）、観光協会会員（伊賀上野観光協会、渋谷区観光協会等）、事業会社等の賛助会員であり、会費収入、地方公共団体からの交付金、事業収益（ライセンス収入、物品販売）により運営されている。

日本忍者協議会の会費は以下のとおりであり、県は500,000円である。

会員種別	区分	会費（年額）
正会員	都道府県	500,000円
	市町村	200,000円
	観光協会	100,000円
賛助会員 （民間団体、事業者、民間企業）	ゴールド	100口以上
	シルバー	10口以上
	ブロンズ	4口以上
1口5万円	一般	1口以上

（日本忍者協議会 会員規程 別表より）

日本忍者協議会の事業内容は以下のとおりである。

- ① 国や大学、忍者と関連する地方自治体、観光協会、民間団体、事業者等の情報共有及び連携
- ② 忍者を日本固有の文化資産としてブランディング
- ③ 国内外の観光客を誘致するための情報収集及び情報発信
- ④ 国内外から全国の忍者と関連する自治体等への送客システムの確立
- ⑤ 「忍者の日」関連イベント等の開催
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要と思われる事業

<取組結果と成果>

① 三重県観光連盟補助金

三重県観光振興基本計画に示された施策や国の地方創生の考え方を踏まえ、三重県観光連盟が全県 DMO 機能を備えた組織へと段階的に変革し、体制を整備していくための取組等に対して補助を実施している。

三重県観光連盟は近年の旅行先の情報収集から予約までを全て Web で行う個人旅行客の増加に対応し、平成 28 年度から公式サイト「観光三重」を活用した戦略的な Web プロモーションの取組を進めている。

なお、補助金額は三重県観光連盟の総事業費予算の 2 分の 1 を補助することになっているが、現状は県観光局との取り決めで総事業費の 30% を上限としている。

② 「伊勢志摩キャンペーン」負担金

伊勢志摩観光コンベンション機構は、伊勢志摩広域で官民が一体となり、様々な業種を包含した観光振興事業を展開、推進していくことが必要であることから、関係市町や近鉄グループと連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえた国内誘客のプロモーションを実施した。

具体的には、新規顧客の獲得等をめざし、「癒し」や「SDGs」などをテーマとしたストーリー性の高い旅行商品を 5 つ造成した。

(旅行商品購入者【令和 3 年 12 月 4 日～令和 4 年 3 月 31 日】: 661 名)

また、伊勢志摩地域への来訪と地域内周遊を促進するため、伊勢神宮を中心とした伊勢志摩広域の魅力を伝えるランディングページを作成した。さらに、伊勢志摩地域内の消費を促進するため、地域内で買い物を行った旅行者を対象に、抽選で賞品が当たる「消費拡大キャンペーン」を実施した。(応募総数: 1,509 件)

県が支出する伊勢志摩観光コンベンション機構への負担金は「国内誘客プロモーション事業」の内、関西・中京地区からの誘客事業に対して県が直接支出する負担金と、札幌・福岡・仙台等の遠隔地からの誘客事業に対するもので、「みえ観光の産業化推進委員会」を通して支出する負担金がある。上記以外の首都圏からの誘客事業については県・伊勢市が実施する事業と可能な範囲で連携することになっている。

③ 日本忍者協議会負担金

忍者にゆかりのある 43 団体 (令和 4 年 11 月時点) が連携し、忍者を活かした観光振興、文化振興、地域経済の活性化などを図ることを目的に設

立した日本忍者協議会に参画している。東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、「NINJA TRAINER ARCADE」を選手村に設置し、多くの選手に手裏剣打ちの体験を実施した。

文化庁の「Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業（文化資源活用事業費補助金）」を活用し、三重大学の教授監修のもと開発された「忍道」の忍術修行を体験するプログラムのモニターツアーを実施し、さらに CBC テレビでコンテンツの魅力を発信した。

（YouTube「NINDO CHANNEL」の登録者数：21,000人）

< 予算及び決算の状況 >

（単位：千円）

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
10,216	10,131	10,037

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

公益社団法人三重県観光連盟	三重県観光連盟事業費補助金	8,500
公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構	令和3年度 VISIT 伊勢志摩事業負担金	960
日本忍者協議会	日本忍者協議会 令和3年度年会費	500

（2）監査手続

- ① 三重県観光連盟補助金について、補助金の算定根拠をヒアリングするとともに、三重県観光連盟の決算書をレビューし、資金の増減内容等を検証し、三重県観光連盟への補助金の支出について請求書、履行確認書と照合した。
- ② 令和3年度 VISIT 伊勢志摩事業負担金について、伊勢志摩観光コンベンション機構の決算書をレビューするとともに負担金の支払について請求書と照合した。

- ③ 日本忍者協議会に対する会費について、同協議会の決算書をレビューするとともに、会費の支払について日本忍者協議会会員規程及び請求書と照合した。

(3) 意見表明

i 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】

県は、令和3年度 VISIT 伊勢志摩事業負担金 960,000 円を公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「コンベンション機構」という。）に対して支給している。しかし、コンベンション機構に対して県は「みえ観光の産業化推進委員会」（注）（以下「委員会」という。）をとおして 1,200,000 円支給しており、県全体として 2,160,000 円を支給している。

同一の団体に対する負担金が一方は直接支給され、他方は委員会経由で支給されているため、県の担当部署にその理由を確認したところ、従来県から支給されていた負担金を、平成 28 年 3 月に委員会が設置されてからは一部を委員会経由で支給するようになったとのことであった。同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。

効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。

（注） 委員会の概要は「第 5 I 1 みえ観光の産業化推進委員会の概要」に記載している。

8 みえ観光の産業化推進委員会負担金

(1) 事業内容

委員会は、平成 28 年の伊勢志摩サミットを契機に設立され、行政機関・事業者・農水商工業関係団体・観光関係団体など、多様な構成団体と連携しながら施策を立案・実施することで県の地域活性化や持続可能な観光地域づくりに向けた取組を効果的・効率的に進めている。

なお、委員会の概要は「第 5 I 1 みえ観光の産業化推進委員会の概要」に記載している。

当事業は、委員会において、「1. 世界の人々を魅了する三重の観光地づくり」、

「2. 人にやさしい観光の基盤づくり」を基軸に、①「観光の産業化」の推進、②「日本版DMO」に対する支援、③受け入れ態勢のさらなる充実・強化、④マーケティングに基づくプロモーションの4つの視点で事業を展開することにより、観光の「質」を高め、観光消費額の増加につなげるとともに、持続可能な観光地域づくりを推進することを目的としている。

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し、委員会が事業委託を行っている。

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
1,141,223	1,141,223	691,321

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

みえ観光の産業化推進委員会負担金	691,321
------------------	---------

上記の委員会負担金は、委員会の以下の2事業とその他の事業の財源として支出されている。

事業の詳細は、「第5 II 2 地域観光産業支援事業費」で実施された事業の中の国内旅行商品割引販売業務(409,427千円)、及び「第5 II 5 県内教育旅行促進支援業務等」(121,873千円)に記載している。

9 地域観光産業支援事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある県内観光関連産業を支援するため、国の地域観光事業支援制度を活用し、県内旅行需要の喚起に取り組むことを目的とする事業である。

当事業は、具体的には、県内旅行者に対して地域応援クーポンを配布等することによって、県内旅行需要を喚起し、観光地での消費を促進し、旅行代金の割引により県内を目的地とする宿泊・日帰り旅行の誘客を促進することを目的とし

ている。

当事業費の財源は、全額国費で「地域観光事業支援補助金」の交付を受けている。

また、当事業は国費で受領した資金を全額委員会へ負担金として支出し、委員会が事業委託を行っている。

なお、みえ観光の産業化推進委員会の概要は「第5 I 1 みえ観光の産業化推進委員会の概要」に記載している。

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
3,778,196	17,902,224	2,239,843

なお、当事業は令和3年6月補正予算として議決されたものである。

決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

みえ観光の産業化推進委員会負担金	2,239,843
------------------	-----------

事業の詳細は、「第5 II 2 地域観光産業支援事業費」に記載している。

10 県内旅行商品造成・販売支援事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている県内観光産業の早期回復、再生を図るための取組として、県内旅行会社を対象に、県民が県内の魅力を再発見する旅行商品の造成及び販売を支援する事業である。

本事業では、より多くの県民が県内を旅行し、観光地で消費を行うことで、県内観光産業全体の支援につなげることを目的としている。

当事業は全額委員会へ負担金として支出し、委員会が事業委託を行っている。

なお、みえ観光の産業化推進委員会の概要は「第5 I 1 みえ観光の産業化推進委員会の概要」に記載している。

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
136,256	136,256	51,718

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

みえ観光の産業化推進委員会負担金	51,718
------------------	--------

事業の詳細は、「第5 II 3 県内旅行商品造成・販売支援事業」に記載している。

1.1 海外プロモーション推進事業費

(1) 事業内容

海外からの観光客を誘致するには、海外における県の認知度向上を図るとともに、県をコースに含めた旅行商品の販売を促進することが必要である。そのため、当事業は、近隣県や民間事業者等と連携しながら、海外観光展への出展や海外メディア・旅行会社への働き掛けや県内招へいを行うことで、海外への情報発信を強化し、県の認知度向上と県を訪問地とする旅行商品の造成を促進し、県内への誘客を図るものである。

新型コロナウイルス感染症にかかる渡航制限により、現地でのセールスコールや商談会、海外から旅行会社やメディアを招へいしてのファミトリップ(注)等が実施できなかった。しかし、国内に拠点を持つ海外旅行会社や国内のランドオペレーター等を招へいしたファミトリップに取り組んだほか、オンラインを活用した商談会やライブ配信、県内事業者向けセミナーなどの実施に取り組んだ。

また、国や近隣県等との連携事業により、タイ、フランス、香港等からの誘客に向けた情報発信などのプロモーション及び台湾で開催された旅行博への出展等を実施した。

(注) ファムトリップ

海外旅行会社(エージェント)等を招いて、旅行商品の造成可能性が高いコースを中心に視察していただき、観光地等の情報を提供するとともに旅行商品の造成を促す国内視察旅行。

当事業における負担金の支出先の詳細は、以下のとおりである。

三重県外国人観光客誘致促進協議会

会の目的	県内への外国人観光客誘致を促進し、ひいては県内の観光産業全体の活性化に寄与する
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 エージェント、メディア等への対応 2 県PR事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「三重の梅」動画多言語対応編集委託 (2) マレーシア MATTA フェアへの広告支援金 (3) Japan Fair2022 オンラインイベント参加（日本政府観光局 JNTO シンガポール事務所主催） (4) VISIT JAPAN トラベルマート 2021 出展（オンライン） (5) 台湾・屏東×日本友好感謝祭出展 (6) 中国向け動画プロモーション事業 (7) ベトナム向けオンラインプロモーション事業 (8) #visitmie キャンペーン PR ポスター作成 3 地域の観光資源を活用した訪日プロモーション事業（VJ事業） <ol style="list-style-type: none"> (1) レンタカーを活用した中部エリアへの FIT（個人旅行者）誘致促進事業 (2) 神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業 (3) 伊勢湾周遊セルフドライブプロモーション事業 (4) 在日ベトナム人・フィリピン人等を活用した訪日プロモーション事業 4 アウトドアスポーツツーリズムを通じた高所得者層の地方滞在促進事業（新型コロナの影響により実績なし） 5 「リアル忍者体験」映像制作事業 6 県事業海外商談会等への参加事業者に対する渡航経費等の一部負担（新型コロナの影響により実績なし） 7 外国人観光客誘致に関する市会員への支援（令和3年度実績なし） 8 県内事業者等に向けた#visitmie インバウンドセミナー開催事業 9 WELCOME TO MIE 委員会役員活動費（令和3年度実績なし）

負担金の県の比率	三重県 71.01% 東海地区外国人観光客誘致促進協議会（三重県部会） 28.99%
構成員	県、県内の市町、三重県観光連盟、県内で主に宿泊施設を運営する企業・団体等、県内に主要な事業所がある企業・団体等
事務局	県雇用経済部観光局海外誘客課

東海地区外国人観光客誘致促進協議会

会の目的	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県及び名古屋市・浜松市へ外国人観光客の誘致を行う
事業内容	<p>1 地域の観光資源を活用したプロモーション事業</p> <p>(1) 東海エリア誘客促進プロモーション事業</p> <p>① 中国市場に向けた東海エリア誘客促進プロモーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライター招請の実施 ・インフルエンサーによる情報発信 ・KOL 招請の実施 <p>② シンガポール市場に向けた東海エリア誘客促進プロモーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNTO シンガポール事務所と連携した広告 ・JNTO シンガポール事務所主催の訪日促進イベントにおける講演 <p>③ 台湾サイクリングプロモーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアの招請 ・純広告 <p>2 組織活動</p> <p>(1) 総会の開催</p> <p>(2) ワーキンググループの開催</p> <p>3 その他 部会事業</p> <p>(1) 岐阜県部会</p> <p>(2) 三重県部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三重県外国人観光客誘客促進協議会事業 ② 外客誘致促進事業 ③ 部会運営 <p>(3) 愛知・名古屋部会</p> <p>(4) 静岡県部会</p>

負担金の県の比率	三重県 12.04%
構成員	東海地区の自治体及び観光関係団体
事務局	愛知県

近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会

会の目的	個人旅行の比率が比較的高い台湾、タイ、香港、韓国、フランス等の市場において、個人旅行者の域内への訪問を促進させることを目的に、域内の効果的な交通手段の PR や旅行商品造成・販売に関する支援を行う事業を実施し、個人旅行者の誘客促進を図る。
事業内容	1 インフルエンサー招請：令和4年度へ繰越（タイ） 2 インフルエンサー招請の実施：12月（フランス）
負担金の県の比率	三重県 42.85%
構成員	近畿日本鉄道株式会社、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構、三重県
事務局	県雇用経済部観光局海外誘客課

中部国際空港観光案内実施協議会

会の目的	中部国際空港において、国内外の旅行者を対象に愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・福井県・名古屋市の魅力ある観光情報を総合的に PR する観光案内所を設け、その運営業務を行う
事業内容	1 観光案内業務委託 2 観光案内所運営 （1）JNTO 認定外国人観光案内所全国研修会（オンライン開催）へ案内所職員参加 （2）案内所における PR
負担金の県の比率	三重県 12.04%
構成員	愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・福井県・名古屋市、各県観光連盟及び公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
事務局	愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
13,232	11,333	10,737

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

三重県外国人観光客誘致促進協議会負担金	2,450
東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金	2,000
近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会負担金	1,500
中部国際空港観光案内実施協議会負担金	828
タイプロモーション現地レップ委託業務	427
会計年度任用職員 報酬、期末手当、社会保険料	2,665

なお、タイプロモーション現地レップ（営業代理人）委託業務については、当事業費と海外誘客推進プロジェクト事業費の2つの事業費に分割して支出されている。詳細については、後述の「13 海外誘客推進プロジェクト事業費」に記載している。

(2) 監査手続

- ① 負担金の支出について妥当性を検討するために、事業計画、事業報告、収支予算、収支決算、規約等一連の資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書 [変更]、委託業務仕様書 [変更]、予定価格調書、見積書、業務完了報告書、支出明細書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 手土産の持参について【意見】

県は、関係機関や企業への訪問の際に手土産を持参しており、当事業費で3回、海外誘客推進プロジェクト費で1回、海外誘客課全体として計4回の手土産の支出があった。手土産購入の際には、決裁のうえ購入しているとのことであるが、手土産の支出について内規のような文書は存在していない。「手土産の購入について（伺い）」決裁文書を閲覧したところ、配布先として国が所管する独立行政法人の名が記載されており、公的機関に手土産を持って行ったことが明らかになった。

今回手土産を持って行った先の独立行政法人の職員は、公務員とはみなされないケースであった。しかし、公務員とはみなされていないからといって、公的機関に手土産を持っていくことは、慎むべきである。

今後手土産の支出については、持参先やその金額、内容などについて十分検討されて行っていただきたい。

ii 負担金の支出について【意見】

負担金の支出先である三重県外国人観光客誘致促進協議会の予算書・決算書を閲覧したところ、当年度の負担金収入額を上回る金額の前年度繰越金があったが、年度末には減少し、翌年度繰越金は、前年度繰越金の約1/3であった。しかし、多額の前年度繰越金があったということは、負担金収入のうち使用されず、当年度に繰り越されたものが多くあったということである。

近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会においても繰越金が大幅に増加しているが、これはまん延防止等重点措置適用に伴い実施できなくなった事業の事業費を繰越処理したものであり、繰越金が増加していることはやむを得ない。

県の一般会計であれば、予算はあるが支出しなかった不用額について翌年度にその部署の歳出として使用することはできない。ところが、支出された負担金については、県では予算上使用されたことになるが、支出先で使用されなくとも返金されることはなく、繰越金となりその組織において翌年度以降も自由に使用できる。

県は、この事業において「三重県外国人観光客誘致促進協議会」、「東海地区外国人観光客誘致促進協議会」、「近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会」、「中部国際空港観光案内実施協議会」の4カ所に計6,778千円の負担金を支出している。このように多額の負担金を支出しているのであるから、支出後もその用途に

十分注意をされるとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望ましい。

1 2 日台観光交流推進事業費

(1) 事業内容

台湾との観光交流を通して県の認知度向上を図るとともに、台湾から県内への誘客を促進する。そのためには、観光だけではなく、産業や物産、食などを含めた総合的なPRを行い、県の知名度や存在感を高める必要がある。また、県への一方的な誘客だけでなく双方向の交流が重要である。そこで、台湾との観光交流をさらに発展させるため、観光事業者等と連携し高雄市等からの誘客及び新北市との交流の取組を行うことを目的とする。

令和3年12月17日から20日にかけて台湾で開催された高雄旅行博(2021KTF)に三重県ブースを出展し、訪日旅行関心層に対し三重の観光をPRした。新型コロナウイルス感染症の影響で日本から渡航はできないものの、現地来場者に対して県の観光地やモデルコース等の紹介を行うとともに、県内事業者から提供されたパンフレットを配布するなど、幅広い情報発信を行った。また、ブースでは忍者にちなんだ手裏剣ゲーム及び「三重県謎解きゲーム」のミニイベント、近畿日本鉄道株式会社と連携したスタンプラリーを実施するなど、訪日旅行の再開を願う多くの台湾人に県をアピールした。

一方、令和4年2月に予定していた新北市平溪国際天燈祭り(ランタン上げ)や台湾ランタンフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、参加を見合わせた。また、令和3年10月に予定されていた三重県津市で行われる津まつりは昨年引き続き中止となり、新型コロナウイルス感染症前には例年、津まつりに合わせて来県していた台湾観光局や踊りのチームについても、来県が中止された。

なお、当事業の大半は、台湾の現地レップ(営業代理人)に業務を委託して実施している。

<予算及び決算の状況>

(単位:千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
1,261	517	510

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

台湾プロモーション現地レップ委託業務料（出展料）	462
--------------------------	-----

台湾プロモーション現地レップ委託業務については、当事業及び海外誘客推進プロジェクト事業の2つの事業に分割して支出されているため、詳細については後述の「13 海外誘客推進プロジェクト事業費」に記載している。なお、同じ業者には、別契約で海外プロモーション推進事業からパンフレットの印刷費 93,882 円が支出されている。

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、委託業務仕様書、予定価格調書、見積書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

13 海外誘客推進プロジェクト事業費

(1) 事業内容

- ① 海外レップ等を活用した誘客プロモーション
海外市場の情報収集や現地の実情に即したきめ細かいセールス活動を行うため、台湾、欧州（フランス）、タイの3か所にレップ（営業代理人）を設置している。レップの業務については、現地情報の収集、海外旅行会社への

セールス、現地媒体を通じた情報発信の他、必要に応じて、現地旅行博への出展や現地での観光セミナーの開催等を行っている。

台湾に設置したレップを活用し、現地旅行会社へのセールス活動や、現地の旅行博への出展等を通じたプロモーションを実施した。台湾では日本の観光情報に対するニーズが高いため、メディア向けの情報発信や個人旅行者（FIT）に向けた三重県観光セミナーを実施した。

欧州（フランス）に設置したレップについては、新型コロナウイルス感染症の感染収束後に団体客を確実に取り込むため、フランスを中心に、英国、スペイン、ドイツの旅行会社に対しセールス活動を行った。新型コロナウイルス感染症収束後に増加が見込まれる個人旅行者（FIT）に対応するため、訪日旅行メディアを活用した情報発信を行った。

令和3年度から新たにタイにレップを設置し、現地旅行会社・メディアへのセールス活動を行うとともに、タイ語 Facebook による情報発信、現地の旅行会社・メディア等を対象とした三重県観光セミナーの開催等、プロモーションを実施した。

台湾、欧州及びタイのプロモーション現地レップ委託業務の詳細は、以下のとおりである。

欧州プロモーション現地レップ委託業務

委託業務名	欧州プロモーション現地レップ委託業務
委託の目的	<p>県は、伊勢志摩サミットの開催により知名度が向上した好機を生かし、アジアを中心とした従来の重点国・地域に加え、G7構成国を始めとする欧米からの誘客に取り組んできた。平成28年度以降は、特に県への関心の高いフランスを中心に、現地に設置したレップを通じた誘客活動に取り組んでおり、令和元年度からはFITに着目したプロモーションを開始し、令和2年度はコロナ禍においてもインバウンド再開後に団体客を的確に取り込むため現地旅行会社に対するセールス及び関係強化を行ってきた。</p> <p>令和3年度は、引き続きフランス市場を中心に旅行会社へのセールス及び関係強化、FIT向け情報発信を行い、訪日旅行再開時の誘客を促進する。</p>
委託の内容	<p>1 現地旅行会社へのセールス及び関係強化</p> <p>(1) フランスにおけるセールス (10社以上)</p> <p>(2) フランス以外の国におけるセールス (10社以上)</p>

	<p>フランス国内に拠点のある旅行会社及びフランス以外の欧州に拠点のある旅行会社にセールスを行うとともに、県内の宿泊を含む旅行商品の販売や造成に取り組むよう働きかけること。</p> <p>実施したセールスについては、セールス先会社ごとにレポートを作成すること。</p> <p>2 FIT 誘客に向けた情報発信 フランスを中心とする欧州からの誘客を促進するため、FIT 向けに効果的な情報発信を企画、実施すること。</p> <p>3 その他関連する業務 (1) 上記業務（セールスレポートを除く）及びセールス先旅行会社の属する国の市場の動向についてレポートを作成し、電子メールで提出すること（9月末及び12月末の2回）。</p> <p>(2) 事業終了後には、その時点での市場動向や本事業の実施結果をふまえ、今後のフランスを中心とする欧州市場向けのプロモーション手法等について提案すること。</p>
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	3,568,400 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月13日～令和4年3月25日

台湾プロモーション現地レップ委託業務

委託業務名	台湾プロモーション現地レップ委託業務
委託の目的	新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限されるなか、台湾からのインバウンド再開時にいち早く訪日旅行者需要を取り込み県への誘客を実現するため、現地で実施することが必要なプロモーションを、現地事情に精通し現地事業者とのネットワークを有する事業者へ委託することで、より効果的に実施することを目的とする。
委託の内容	1 旅行会社へのセールス 富裕層向けツアーやインセンティブツアーを取り扱う台湾の旅行会社10社以上を対象に、訪問によるヒアリング

	<p>等調査と県のプロモーション活動を実施</p> <p>2 FIT 等誘客に向けた企画実施</p> <p>(1) 高雄国際旅行博 (2021 KTF) への三重県ブース出展、企画、施工及び運営</p> <p>(2) 三重県観光セミナー等を開催</p> <p>(3) タイガーエア台湾・楽天桃猿ホーム球場イベントへのブース出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標題イベントに三重県ブースを出展し、プロモーションを行う ・ 同イベント用のノベルティグッズとして、県の観光地をデザインしたマスクを企画し、2,000 部制作する <p>3 メディア向け情報発信</p> <p>台湾現地メディアに対し、県の情報発信を行うこと</p> <p>4 その他</p> <p>上記及び台湾市場の動向に係るレポートを作成し、電子メールで提出 (月 1 回)</p>
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 2,677,500 円→変更後 3,177,300 円
事業別金額	日台観光交流推進事業費 (出展料他) 462,000 円 当事業費 (業務委託料) 2,715,300 円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和 3 年 4 月 9 日～令和 4 年 3 月 25 日

タイプロモーション現地レップ委託業務

委託業務名	タイプロモーション現地レップ委託業務
委託の目的	<p>県は、タイ人の旅行形態の移行傾向 (団体旅行から個人旅行への移行) を踏まえ、団体旅行誘致に加え、オンライン上での情報発信等に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年におけるタイからの訪日旅行者数は大幅な減少となった。</p> <p>しかし、海外渡航が難しい状況の中でもタイ人の訪日旅行意欲は失われておらず、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、タイ人の訪日旅行需要は回復すると想定される。</p> <p>このような中、タイからの旅行客誘致に関する業務及び</p>

	現地情報の収集等を行う営業代理店業務を委託し、現地の情勢を踏まえた適切なタイミングでプロモーション等を行うことでインバウンド再開時の効果的なタイからの旅行者誘致につなげることを目的とする。
委託の内容	1 Facebook を活用した情報発信 2 オンラインプロモーション及びセールスコール 3 ニュースレターの配信 4 県内観光事業者向けオンラインセミナー 5 訪日旅行動向に関する情報収集及び分析
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 2,499,000 円→変更後 2,926,416 円
事業別金額	海外プロモーション推進事業費（タイ語パンフレット作製費）427,416 円 当事業費 2,499,000 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年5月10日～令和4年3月25日

② みえゴルフツーリズム推進機構負担金（12月補正予算により実施）

一般社団法人みえゴルフツーリズム推進機構がスポーツ庁の「令和3年度地方スポーツ振興費補助金 スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業）（多角化支援）」を活用して実施する活動を支援した。この地方スポーツ振興費補助金は、事業主体が地方公共団体となっているため、県が国から補助金として受け入れ、県が一般社団法人みえゴルフツーリズム推進機構に同額を負担金として支出している。

一般社団法人みえゴルフツーリズム推進機構の内容は、以下のとおりである。

機構の目的	県へのゴルフツアー誘致を通じて、外国人高所得者層を中心とした交流人口の拡大や県の国際的知名度の向上を図り、地域社会・経済・スポーツ文化の活性化に寄与する。
事業内容	1 みえゴルフツーリズム推進事業 2 タイ・パタヤにある「東海岸ゴルフコース協会」との間に締結した覚書に基づく交流事業 3 スポーツによる地域活性化推進事業
構成員	公益社団法人三重県観光連盟、三重県ゴルフ連盟、三重県商

	工会議所連合会、三重県外国人観光客誘致促進協議会、県内ゴルフクラブ 17 社、中部国際空港株式会社、三重交通株式会社、株式会社伊勢志摩ツーリズム、HMG、金龍旅行サービス、長島観光開発株式会社等
--	---

地方スポーツ振興費補助金の概要は、以下のとおりである。

目的	スポーツ基本法の規定に基づき、地方公共団体が行うスポーツを振興するための事業に要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツ振興に寄与する
事業の種類	1 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業 2 国民体育大会開催事業 3 全国障害者スポーツ大会開催事業 4 スポーツによる地域活性化推進事業 5 国民体育大会開催準備事業
補助額	補助対象経費の実支出額と補助金の額とのいずれか低い額とする

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
13,094	15,697	11,151

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

欧州プロモーション現地レップ委託業務	3,568
台湾プロモーション現地レップ委託業務料及び送金手数料	2,728
タイプロモーション現地レップ委託業務	2,499
みえゴルフツーリズム推進機構負担金	2,172

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト、再委託承認申請書、再委託承認

書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書 [変更]、委託業務仕様書 [変更]、予定価格調書、見積書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 負担金・補助金の支出について妥当性を検討するために、事業計画、収支予算、国の地方スポーツ振興費補助金交付要綱、完了報告等一連の資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】

欧州プロモーション現地レップ委託業務については、9月末で受託者のフランスにある現地事務所を閉鎖したため、フランスにおけるレップの営業活動について別の法人の現地事務所に20万円で再委託をしたいという申し出が11月26日付で受託者からあった。現地事務所の閉鎖から再委託の間は、受託者がオンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行っていたということであるが、現地レップ委託業務については、海外の現地代理人として業務を委託しており、その業務の根幹にかかわる現地事務所の再委託であるので、今後このようなことが発生しないように、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望ましい。

1.4 海外MICE誘致促進事業費

(1) 事業内容

MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称である。(日本政府観光局JNTOのHPより)

伊勢志摩サミットの開催から5年を迎え、太平洋・島サミットの開催決定や新

型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、国内の MICE 都市の中で「MICE 開催地 三重」として国際会議に関する三重のブランドを向上させる必要がある。

国際会議等 MICE の開催は、地域への高い経済効果、地域での新たなビジネス機会やイノベーションの創出、開催地の競争力・ブランド力向上の効果があるとされている。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、県内での新しい生活様式に対応したオンライン併用会議の開催について、補助金を交付し、支援した。

県内 MICE 施設を対象に、会議室等の写真やインターネット検索の SEO (Search Engine Optimization、検索エンジンからサイトに訪れる人を増やすことで、Web サイトの成果を向上させる施策のこと) 対策等、デジタルツールの活用に係る研修の実施などを通して情報発信の支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した「国際会議等 MICE 主催者向けガイドライン&実践事例集」の運用を進め、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた MICE 誘致の体制に取り組んだ。

① 三重県海外 MICE 誘致促進補助金の主な内容

補助金の目的	県内で開催される国際会議の主催者に対し、参加者の国内移動費相当分を主催者に支援し、より良いプログラム（エクスカーション等）の実施や参加者の負担金軽減に寄与するとともに、感染症対策の徹底を支援することで、国際会議の誘致促進を図る。
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で会議が開催されるものであること ・主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること ・県内で開催される会議の参加者が 50 名以上（併用するオンライン会議の参加者除く） ・併用するオンライン会議の参加者も含め、参加国が日本を含む 3 か国以上であること ・開催期間が 1 日以上であること ・JCCB の「新型コロナウイルス（COVID-19）対応ガイドライン」（注）をはじめ、各種ガイドラインに基づき、感染症対策を実施していること ・特定企業の利益目的を有しないこと ・政治又は宗教目的を有しないこと ・国又は県が主催（共催を含む）するものでないこと

	<ul style="list-style-type: none"> ・県から他の補助・助成を受けていないこと ・開催日の属する年度の前2年度間において本補助金の交付を受けていないこと <p>(注) 一般社団法人日本コンgres・コンベンション・ビューロー「コンベンション推進機構及び MICE 関連事業者等における新型コロナウイルス (COVID-19) 対応ガイドライン」</p>
補助金額	<p>国外参加者1人当たり 10,000 円 ただし、国外参加者には在外日本人を含む</p> <p>国内参加者1人当たり 3,000 円 ただし、国内参加者には在日外国人を含む</p> <p>以上の算定については、現地参加者のみを対象とし、オンライン参加者は含まない</p> <p>感染症対策費用 100,000 円 (一律)</p>
補助上限額	100 万円 または、開催に要する経費の 1/2 (1,000 円未満切り捨て) のいずれか低い額

次の2学会に補助金各 100 万円を支給した。学会の詳細は、以下のとおりである。

第 36 回日本整形外科学会基礎学術集会

会議会場	主催者	参加人数 (人)			参加国 (国)	開催期間
			現地	オンライン		
三重県営 サンアリーナ	三重大学 整形外科	国外	2	5	7	5 10/14 ~15
		国内	504	1,437	1,941	
		計	506	1,442	1,948	

第 39 回日本神経治療学会学術集会

会議会場	主催者	参加人数 (人)			参加国 (国)	開催期間
			現地	オンライン		
三重県 総合文化 センター	三重大学 大学院医学系 研究科 神経 病態内科学	国外	0	6	6	3 10/28 ~30
		国内	625	987	1,612	
		計	625	993	1,618	

② 国際会議等 MICE 誘致広報業務

新型コロナウイルス感染症の影響により、国外からの渡航制限に加え国内においても行動規制が求められる中、ウィズコロナ時代の誘致活動において、オンラインを活用することが重要となっている。そのため、本事業では、国際会議の開催を検討している主催者等を効果的に県の MICE ホームページに誘導するための Web サイト（ランディングページ）を制作するとともに、Google 等の媒体を活用した Web 広告の実施及び効果の検証を行い、今後の国際会議等 MICE の誘致につなげる。

この業務を県は、委託により行っている。

委託業務名	国際会議等 MICE 誘致広報業務委託
委託の内容	1 Web ページ制作 2 Web 広告 3 アクセス解析、レポート作成
外部委託の必要性	広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	996,600 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和 4 年 1 月 27 日～令和 4 年 3 月 25 日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和 3 年度当初予算額	令和 3 年度最終予算額	令和 3 年度決算額
12,508	4,856	3,496

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

三重県海外 MICE 誘致促進補助金（三重大学整形外科、第 36 回日本整形外科学会基礎学術集会）	1,000
三重県海外 MICE 誘致促進補助金（三重大学大学院医学系研究科神経病態内科学、第 39 回日本神経治療学会学術集会）	1,000
国際会議等 MICE 誘致広報業務委託	996

(2) 監査手続

- ① 補助金の適切性について検討するために、三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 補助金の申請及び交付について適正に行われていることを確認するために、交付申請書、収支予算書、交付要件チェックリスト、交付決定通知書、実績報告書、実績報告時チェックリスト、学会収支決算書、会場料の金額を確認できる資料、交付確定通知書、補助金請求書、支出命令書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

②については、令和3年度に交付を実施した前述の補助金全2件について実施した。
- ③ 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ④ 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、委託業務仕様書、予定価格調書、見積書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

1 5 観光デジタルファースト推進事業費

(1) 事業内容

- ① 観光デジタルファースト推進事業

県が発信する SNS や動画を見て、県に興味を持った外国人旅行者が、さらに詳しく必要な情報を入手できるよう外国人ライターによる記事の制作を行うなど、外国人目線によるウェブサイトのコンテンツ整備を進めた。令和 2 年度に実施したソーシャルリスニングによる分析結果を踏まえ、より外国人旅行者の視点に立った観光情報の発信に取り組んだ。

SNS を活用した情報発信については、Facebook（8 種 7 言語）及び Instagram（3 言語）を活用し、記事制作に外国人ライターを起用することで、海外に向けて県の魅力を発信した。Instagram については、ユーザー参加型の「#visitmie」投稿キャンペーンを通じて、多くの投稿を獲得している（令和 4 年 3 月末現在 累計約 13 万 5 千件）

なお、当該事業について県は業務を委託している。

委託業務名	観光デジタルファースト推進事業委託業務
委託の内容	1 外国人目線による情報発信業務 （1）県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作 （2）SNS による情報発信業務 2 #visitmie 投稿キャンペーン運営業務
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 16,002,976 円→変更後 16,299,426 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和 3 年 5 月 10 日～令和 4 年 3 月 25 日

② ソーシャルリスニングデータを活用した外国人旅行者の動向分析

中部地域の広域連携 DMO である一般社団法人中央日本総合観光機構と連携し、令和 2 年度のソーシャルリスニングで収集したインターネット上のメディアに投稿された外国人ユーザーの話題量や評価のデータと、訪日外国人旅行者の位置情報等から得られる実際の来訪状況等を掛け合わせて分析を行った。今後、分析結果を活用し、情報発信の質の向上を図ることで、実際の来訪や周遊促進等へつなげる。

なお、当該事業について県は業務を委託している。

委託業務名	観光デジタルファースト推進事業（ソーシャルリスニングを活用した外国人旅行者の動向分析）委託業務
-------	---

委託の内容	ソーシャルリスニングデータを活用した外国人旅行者の動向分析
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	3,500,200 円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年12月15日～令和4年3月18日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
19,898	19,852	19,800

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

観光デジタルファースト推進事業委託業務	16,299
観光デジタルファースト推進事業(ソーシャルリスニングを活用した外国人旅行者の動向分析)委託業務	3,500

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト、再委託承認申請書、再委託承認書等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書 [変更]、委託業務仕様書 [変更]、予定価格調書、見積書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結

果、指摘事項及び意見はない。

1 6 アフターコロナ・インバウンド復活事業費

(1) 事業内容

① オンラインによる市場動向セミナー、オンライン商談会及びバーチャルツアーの実施

これまで築いてきた海外旅行会社等のつながりを維持強化し、訪日旅行再開時に海外からの誘客を図るため、アジア3市場（シンガポール、台湾、タイ）をターゲットとし、海外旅行会社と連携したオンライン商談会及び現地旅行会社を対象に、オンラインで県内の観光地等の魅力を紹介するバーチャルツアー等を実施した。

② オンラインを活用したキャンペーンの実施

現地の訪日旅行に関心が高い層を対象に、バーチャルツアー映像を紹介する記事を Facebook で投稿し、投稿を見てコメントをした人の中から抽選で県の特産品が当たるキャンペーンを実施した。

なお、これらの事業について県は業務を委託している。

委託業務名	バーチャルツアーを活用したインバウンド促進業務委託
委託の内容	1 バーチャルツアー等で使用する映像の制作 2 現地旅行会社向けバーチャルツアーの実施 3 バーチャルツアー映像を活用したプロモーションの実施 4 その他関連する業務
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	11,070,000 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年9月1日～令和4年3月25日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
12,313	11,070	11,070

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

バーチャルツアーを活用したインバウンド促進業務委託	11,070
---------------------------	--------

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、委託契約チェックリスト等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、委託業務仕様書、予定価格調書、見積書、業務実績報告書、完成認定書、請求書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 実績報告書の内容の確認について【指摘】

委託の業務仕様書には、オンライン商談会の開催の目標が、1市場あたり150件以上となっていたが、委託事業者からの実績報告書において、台湾153件、タイ142件、シンガポール140件となっており、3市場のうち2市場は目標を下回っていた。このことについて、どのように対応したのか県の担当者に問い合わせたところ「参加できなかった業者や旅行会社に資料を提供した」ということであった。これでは、不足分について十分補完されたとはいえない。目標に到達しなかった場合には、どのように対応すべきかを事前に県は業者に示しておくべきであった。また、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。

県の完成認定書には、目標に届かなかったものがあったことについての記載はない。県において完成認定書を作成する際には、委託業務の仕様書に沿った業

務の遂行がなされたかを確認するとともに、不足の部分がある場合にはその理由や対応を確認するべきである。

1.7 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

(1) 事業内容

日本を訪れる外国人観光客の増加やミレニアル世代の台頭、デジタルマーケティング導入の重要性の高まりに対応するため、国内及び国外の県への観光旅行者に楽しんでもらいながらデータを収集する仕組みを構築し、データに基づく、より戦略的な観光マーケティング活動につなげる PDCA サイクルを確立することを事業の目的としている。

データに基づいた、より戦略的な観光マーケティング活動を行い、国内外の見込(新規)観光客及びリピーター等の三重ファンに対する効果的なアプローチや、Web 上のコンテンツを活用したプロモーションの仕組みの構築など、持続可能な観光地経営の基盤を整備する。

「Once in Your Lifetime #visitmie」地域ブランディング創生事業

訪日関心層に向けて県の旅行ブランドを効果的に伝えることを目的とした動画を制作している。

制作した動画は、県が運営するソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)や YouTube 等による配信に加えて、オンライン広告を活用し、各ターゲット層(家族層、富裕層等)にリーチすることで、本県の知名度向上及びブランディングを図った。

観光客の“行動”と“声”を収集・分析するためのマーケティング基盤整備事業

「答えてラッキー! スマホでみえ得キャンペーン」については、観光のデジタルマーケティング推進を目的として構築した「観光マーケティングプラットフォーム」と連携するための改修を行った。また、施設ごとに独自のアンケート項目を追加できる機能を構築している。

この結果、観光マーケティングプラットフォームでは、旅行者の旅程情報や、宿泊施設の予約情報等のデータも収集をするため、それらのデータと本キャンペーンのアンケートデータを掛け合わせることで、旅行者のニーズに沿ったタイムリーな情報を発信できるようになった。

令和2年度に好評だった犬のキャラクター「ぺろち」の友達のインフルエンサ

一3名が、①アクティビティ旅、②フォトジェニック旅、③グルメ旅といったそれぞれの強みやジャンルでプロモーションを行い、幅広い層への「認知拡大」「利用促進」を図った。

ICT を活用した観光案内機能向上事業

個々の外国人旅行者に向けて、食事や体験など地域での多様な旅行ニーズに対応できる案内を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への対策として、非接触での観光案内を促進し、観光案内所等での3密を回避するため、AI チャットボットを活用してオンライン上で観光情報を提供している。

上記の事業について、以下2件の業務を委託している。

委託業務名	地域ブランディング創生事業（オンラインプロモーション）委託業務
委託の内容	ターゲット国（地域）の訪日旅行需要の動向を見極めながら、デジタルプロモーションを実施することで海外における県の認知度向上を図ると共に、国内旅行需要の県への誘客に繋げるための事業を実施する。 (1) 動画サイト「YouTube」の活用 YouTube 動画広告の目標再生回数 220 万回 (2) SNS の活用 Facebook 及び Instagram アカウントを使用して広告を投稿して、視聴者を県が指定するウェブページや YouTube チャンネルへ誘導する。 (3) Google アカウント管理者への技術サポートの実施
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要であり、質の付加価値の増大が求められるため
契約金額	7,733,000 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年8月20日～令和4年3月18日

委託業務名	地域ブランディング創生事業（動画制作）委託業務
委託の内容	新型コロナウイルス感染症の流行で急激に減少した旅行需要に対応するために、アフターコロナのニューノーマル（注）における旅行者ニーズを的確に捉えたデジタルプロモーションを実施し、県への旅行需要の回復・喚起に取り組むため、観光プロモーション動画を新たに制作

	<p>する。</p> <p>ターゲット国（地域）は、東アジア（台湾、香港）、東南アジア（タイ、シンガポール、ベトナム）を想定。</p> <p>（業務内容）</p> <p>プロモーション動画の制作</p> <p>・動画で言語を使用する場合は、英語を必須とする。</p> <p>（納品期限）</p> <p>令和3年9月30日</p>
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要であり、質の付加価値の増大が求められるため
契約金額	1,562,000円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年6月18日～令和3年9月30日

（注）ニューノーマルとは、New（新しいこと）とNormal（正常、標準、常態）を合わせた造語で、「新しい生活様式」と訳されることが多く、コロナ禍の時代に求められる生活様式を指す言葉。

< 予算及び決算の状況 >

（単位：千円）

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
45,584	45,584	45,352

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

みえ観光の産業化推進委員会負担金（注）	36,057
地域ブランディング創生事業（オンラインプロモーション）委託業務	7,733
地域ブランディング創生事業（動画制作）委託業務	1,562

（注）みえ観光の産業化推進委員会負担金（以下「委員会」という。）は、委員会で実施している1.「観光の産業化」の推進」の内の細事業目「三重県版観光スマートサイクル確立事業費」の国費（地方創生推進交付金）以外の財源に充当するために支出している。

事業の詳細は、「第5 II 1 三重県版観光スマートサイクル確立事業費」に記載している。

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ選定要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、企画提案コンペ実施要領、業者選定理由書、随意契約の理由書、消費税及び地方消費税納税証明書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、契約実績証明書、積算内訳、見積書、決裁書、予定価格調書、支出命令書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

1.8 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を被った観光産業が、雇用の維持や事業の継続への課題を克服し、本県の基幹産業としてより一層の成長を図っていくためには、民間の投資を積極的に受け入れ、反転攻勢に転じるための基盤整備や、生産性・収益性の向上を急速に進めていく必要がある。

当事業では、観光経営の変革に意欲のある宿泊施設集積地において、地域の将来を担う地域 DMO や観光施設の次世代経営者たちが主体となり、官民が連携して構造転換に向けた検討や実証事業を行い、地域のポテンシャルを引き上げ、投資ファンドや地方銀行等の投資を呼び込める地域に転換させることを目的としている。

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し、委員会が事業委託を行っている。また、事業の一部については再委託先が行っている。

なお、みえ観光の産業化推進委員会の概要は「第5 I 1 みえ観光の産業化推進委員会の概要」に記載している。

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
15,000	15,000	15,000

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

みえ観光の産業化推進委員会負担金	15,000
------------------	--------

事業の詳細は、「第5 II 4 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費」に記載している。

IV 施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）

1 戦略的営業活動展開推進事業費

(1) 事業内容

県では、県の認知度向上や地域ブランドの向上、さらには、県内の誘客や販路拡大につなげるべく、日本橋地域や他県アンテナショップとの連携を進め、三重の応援団や応援企業といった三重ファンとの連携を強化し、また新たなファンの獲得を図ることによって、首都圏における戦略的な営業活動展開を目指している。

本事業では、関東居住者に対する県の魅力度が47都道府県中23位という状況にある（出典：地域ブランド調査2021）現状を、日本の情報発信の中心地であり、最大の首都圏において、営業活動を総合的に進めることで改善し、県への観光誘客や県産品の販路拡大につなげることを目的としている。

具体的には、以下の各種イベント等を通じて、三重の認知度向上と販路拡大のための事業を実施している。

イベント名	イベントの概要
日本橋・三重テラス寄席	三重テラス2階イベントスペースにおいて三重に因んだ落語会を開催（既に14回開催）
日本橋忍者学校@三重テラス	忍者習志野師範によるオンライン忍者教室や国体デモンストレーションスポーツでもある伊賀流忍者手裏剣打ちに挑戦する忍者体験などの忍者修行プログラムを行う
オンラインモータースポーツ×鈴鹿トークライブ	三重とモータースポーツの関わりを知ってもらうため、モータースポーツジャーナリストの小倉茂徳氏、三重出身のレーシングドライバー松田次生氏を招き、オンラインによるモータースポーツトークライブを開催
三重の宝トーク	首都圏在住者のコアな三重ファン拡大と三重県への誘客を目的に、三重の魅力をテーマにして継続的に開催（本年のテーマは「新年と、伊勢茶。」「私たちのお米ライフ」）
三重テラスワークショップ	伊勢で「暮らしの中に伝統をつなぐ日用品々」をプロデュースしている「伊勢とこわかや」より、講師を招き、三重県の伝統工芸品「伊勢型紙」で染めた「伊勢木綿」を使って、自分だけのオリジナルご朱印帳を作成

なお、三重テラスの概要については、後述の「4 首都圏営業拠点推進事業費」にて説明をしている。



日本橋・三重テラス寄席



オンラインモータースポーツ
×鈴鹿トークライブ



日本橋忍者学校@三重テラス



三重の宝トーク

なお、以下の事業の運営について県は業務を委託している。

委託業務名	第5回日本橋忍者学校準備業務委託
委託の内容	三重テラス内各種体験コンテンツ準備、三重テラス内各種展示物準備、オンラインイベント及び消耗品等準備、情報発信・プロモーション、版下デザイン
外部委託の必要性	忍者教室、忍者クイズ、手裏剣投げ体験機材その他の忍者関連コンテンツを一体的に手配するとともに、広報用チラシをデザインするにあたっては、民間事業者の技術やノウハウが不可欠であるため
契約金額	724,185 円
契約方法	随意契約
委託期間	令和3年7月27日～令和3年8月31日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
7,354	6,237	4,977

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

デジタルサイネージの購入	1,276
第5回日本橋忍者学校準備業務委託	724

(2) 監査手続

- ① 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、見積書、請求書、納品書、完了報告書、決裁書、予定価格調書、落札者決定通知書、支出命令書、協定書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 物品購入の妥当性を検討するために、物品購入契約書、請求書、納品書、決裁書、予定価格調書、落札者決定通知書、物品管理台帳、予算流用協議書、検査記録調書、支出命令書、予算書、首都圏営業拠点「三重テラス」主な設備備品一覧の閲覧及びヒアリングを実施した。

- ③ 各種報酬に対する源泉徴収事務の妥当性を検討するために、報償費支給明細書、相手方情報登録確認票、所得税内訳登録確認票、旅費請求書の閲覧をした。

(3) 意見表明

i 決裁書の訂正方法について【指摘】

決裁書の訂正箇所に二重線を引き、二重線上に担当者が押印の上、正しい文言が書き加えられているが、その二重線及び書き加えられた正しい文言の訂正に用いられた筆記具が鉛筆であったものが数件あった。また、決裁書に項目や金額の加筆が行われているが、この加筆に用いられた筆記具も鉛筆であったものが散見される。これら筆記具は書換えが容易で、後日改ざんも可能であるため、使用すべきではない。

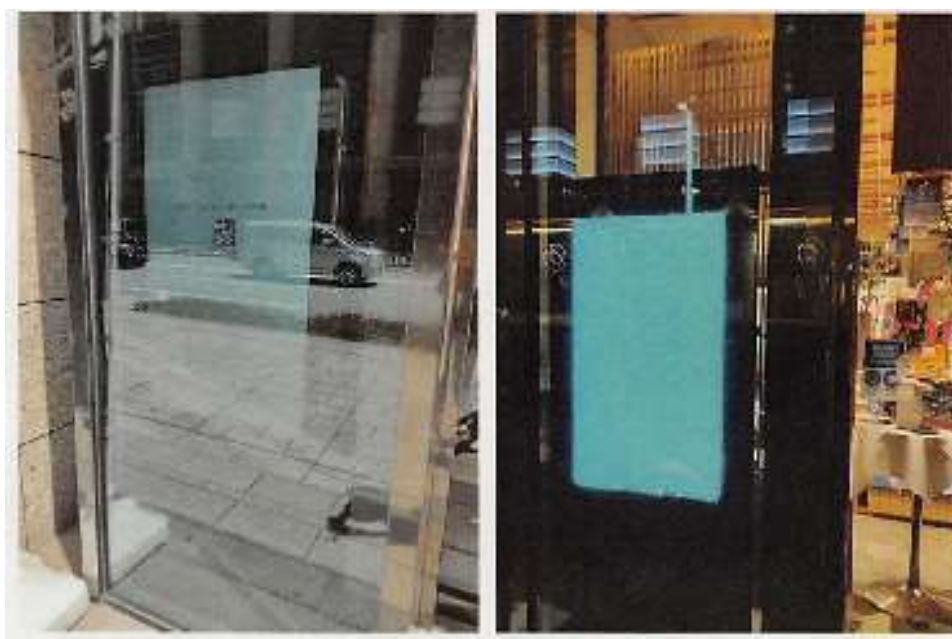
ii 戦略的営業活動展開推進事業費で取得したデジタルサイネージについて【指摘】

もともと三重テラスに4台あったデジタルサイネージ(注)のうち、3台はレストランの限定メニューやショップの特別販売などタイムリーな情報を表示、もう1台が店内の混雑状況やAIによる混雑予報を表示することで「密」を避けたい人に判断材料を提供していたが、事業年度末近くに、この混雑状況を表示するデジタルサイネージの画面が点灯しなくなったため、感染対策の観点からも本年度すぐ必要となることからデジタルサイネージの購入を行っている。そのため、補正予算を組む時間的余裕がなく、事業が実施できなかった委託料(東京オリパラ・とこわか国体等イベント実施委託費用等)予算より、備品購入費への流用を行い、購入を図った。しかし、デジタルサイネージは、三重テラス1階において、店内の混雑状況やAIによる混雑予報を表示するために用いられており、かつ、従前のデジタルサイネージ4台は、首都圏営業拠点「三重テラス」の主な設備備品一覧に掲載されている。簿冊も全て「首都圏営業拠点推進事業」に編綴されており、さらに物品管理台帳では、使用主任者が「雇用経済部 首都圏営業推進班 班長」となっている。これらのことから、「戦略的営業活動展開推進事業」ではなく、三重テラスの運営・管理を行う「首都圏営業拠点推進事業」の費用にすべきである。本来は、「首都圏営業拠点推進事業」から支出すべきところ、この事業からは流用することができる予算がなかったことから、「戦略的営

業活動展開推進事業」から支出したものである。原則は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。

(注) デジタルサイネージ

《signage は記号・標識の意》映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体。屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもの。従来のポスターや看板と異なり、通信ネットワークを利用することで、表示内容をリアルタイムで更新したり、複数の広告を配信したりすることができる。ダイナミックサイネージ。デジタルポスター。デジタルサイン。デジタル看板。電子看板。電子POP(ポップ)。電子公告端末。(出典：デジタル大辞泉 小学館より)



三重テラスのデジタルサイネージ

iii 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】

令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、契約金額1,408,000円中、戦略的営業活動展開推進事業費から308,000円支出されているが、この件については後述の「4 首都圏営業拠点推進事業費」と密接に関連するため、そちらで意見表明を行う。

2 関西圏営業基盤構築事業費

(1) 事業内容

関西圏営業戦略に基づき、5つの営業展開の柱（「情報発信の強化」、「県産品等の販路拡大」、「観光誘客の促進」、「U・I ターン就職及び移住の促進、企業誘致」、「関西圏ネットワークの充実・強化」）で取組を進め、関西圏における県の営業拠点として関西事務所を機能させて、庁内関係課、県内市町・団体、事業者等の取組を支援又は連携して取り組むことで、関西圏における県の認知度や存在感を高め、誘客促進や県産品等の販路拡大につなげていくことを目的としている。

具体的には、抽出した監査対象のなかでは、以下のイベント等を通じて、三重の認知度向上と販路拡大のための事業を実施している。

イベント等	イベント等の概要
三重のPR 動画作成	県出身の落語家三代目林家菊丸氏による三重のPR 動画作成
「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」（バーチャルマーケット）にかかる試行実施	令和3年11月12日（金）に天神橋筋商店街3丁目の空き店舗前にて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、三重から大阪への移動が引き続き困難となることが想定される中、県内事業者の販路を確保するための新たなビジネスの手法として、三重と天神橋筋商店街をオンラインでつなぎ、現地スタッフと対話しながら、リモートで県各地の商品を購入できる物産展として試行実施
#見つけた三重 in 天神橋三丁目商店街	令和4年2月28日から3月13日までの間、天神橋筋商店街にて、県の特産品販売やお楽しみ抽選会、三代目林家菊丸氏による落語会を開催



「見つけた三重 in 天神橋三丁目商店街」
抽選会場の様子

なお、以下の事業について県は業務を委託している。

委託業務名	「見つけた三重 in 天神橋三丁目商店街」イベントにおける天三おかげ館での落語高座設営等実施委託業務
委託の内容	令和4年2月28日から3月13日まで開催する「#見つけた三重 in 天神橋三丁目商店街」イベントで、来場者に三重にちなんだ落語を楽しんでいただくため、その高座設営等にかかる一切の業務を委託
外部委託の必要性	会場での装飾物、音響、照明などの落語の専門設備の設営だけでなく、当日のイベント実施中の運営や機械設備の管理を行うにあたって、専門的な技術を有する事業者には当該業務を委託する必要があるため
契約金額	385,000 円
契約方法	随意契約
委託期間	令和4年2月9日～令和4年3月25日

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
5,305	5,199	3,981

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

展示室雑誌架の購入	528
天神橋イベントにおける落語高座設営等実施業務	385

(2) 監査手続

- ① 委託料他の支出の妥当性を検討するために、業務委託契約書、支出負担行為（整理）書、支出命令書、大阪商工会議所定款、会費基準表、京都商工会議所定款企画書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 各種報酬に対する源泉徴収事務の妥当性を検討するために、支出調書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i イベント「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」における購入先事業者の選定と送料の負担について【意見】

「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」イベントの実施にあたって、購入先事業者が1社選定されているが、道の駅を運営しており、県内特産品を広く取り扱っている事業者というだけで、選定の経緯、事業者との協定書など一切残されていない。県としては事業者との間に支出をともなう契約はないが、購入先事業者として民間企業を選定している以上、選定の経緯を残すとともに、事業者との協定書を締結しておくことが望ましい。

また、選定・購入された県産品は、後日、宅配で送ることになっている。

企画書によると「今回の試行では、本実施に向け、課題や改善点を抽出する目的が大きいため、より多くの方に参加していただけるよう、送料（箱の大きさによらず一律1,000円）は関西事務所負担する。」となっており、実際に送料と

して購入先事業者に 10 件分が支払われている。本来、物品購入の際の送料は、購入者若しくは事業者が支払うのが通例で、試行的イベントであるとはいえ、県が負担すべき合理的理由が見いだせず、それについての協議資料も残されていない。今後、イベントにおける打合せ、協議については議事を残すとともに、支出経費についての合理性を検討することが望ましい。

3 みえモデルワーケーション推進事業費

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりテレワークが急速に普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行うワーケーション（注）が注目されている。

（注）ワーケーション

「ワーク」（仕事）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。テレワークを活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地や温泉地、さらには全国の地域で、仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動を行う取組。

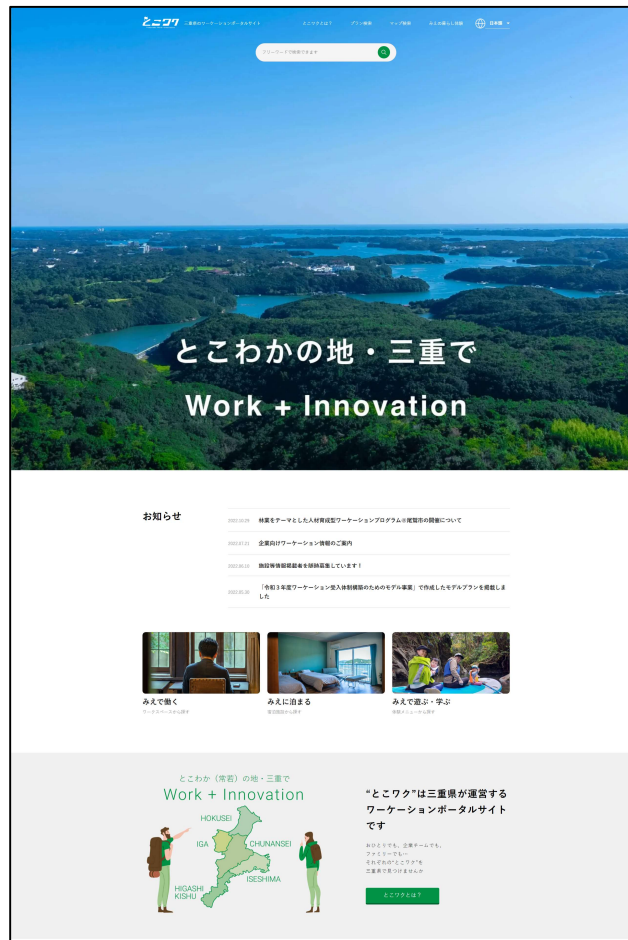
県では、関係人口の増加による県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、首都圏等都市部の企業や個人が県内の自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーションの受け入れを推進している。令和3年3月に「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定し、かかる方針の下で、モデル事業の実施、ウェブサイト等による情報発信、人的ネットワークづくり等に取り組んでいる。

当該事業のうち以下の業務については外部に業務を委託している。

委託業務名	①ワーケーションウェブサイト管理保守業務委託
委託の内容	ワーケーションに関心がある企業・個人と県内受入事業者等とをマッチングし、三重県でのワーケーションの魅力を発信することを目的としたワーケーションポータルサイト「とこワク」 https://workation.pref.mie.lg.jp/ の管理保守業務
契約金額	96,800 円

契約方法	随意契約（少額契約）
委託期間	令和3年4月1日～令和3年7月31日
備考	当該サイトは令和2年度事業として開設されたものである（当該サイトを以下「旧サイト」という。）。令和3年度は機能追加や多言語化を含むサイトのリニューアル（当該サイトを以下「新サイト」という。）及び当該サイトの保守管理を委託（後記②ワーケーションウェブサイト改修等業務）する予定であったが、旧サイト開設が年度末まで遅れ、新サイトの業者選定ができなかったことから、いわば”つなぎ”として、旧サイトの製作会社との間で委託契約を締結したものである。

委託業務名	②ワーケーションウェブサイト改修等業務
委託の内容	ワーケーションポータルサイト「とこワク」の多言語化、マッチング機能の追加、三重県エリアマップのデザイン変更、ワーケーションキーパーソン紹介コーナーの設置、体験レポートページ等の追加、検索ページのデザイン・機能変更、三重の暮らし体験ページの機能変更等のリニューアル モデルプラン体験レポートの作成、公式 SNS アカウントの運用
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び価格や機能だけでなく、当該業務によりアイデアの提供など質の付加価値の増大が求められるものに該当するため
契約金額	8,698,800 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月21日～令和4年3月31日
備考	業者選定までのスケジュールは以下のとおり ※コンペ参加企業4社 公告 令和3年5月27日 企画提案書提出期限 令和3年6月18日 プレゼンテーション 令和3年6月25日



ワーケーションポータルサイト「とこワク」トップ画面
 (https://workation.pref.mie.lg.jp/)

委託業務名	③みえモデルワーケーション研究会運営等業務委託
委託の内容	みえモデルワーケーション研究会の企画・運営 コーディネーター育成のための研修会の企画・運営
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び価格や機能だけでなく、当該業務によりアイデアの提供など質の付加価値の増大が求められるものに該当するため
契約金額	3,405,050円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年8月3日～令和4年3月18日
備考	・業者選定までのスケジュールは以下のとおり ※コンペ参加企業3社 公告 令和3年5月27日 企画提案書提出期限 令和3年6月18日

	<p>プレゼンテーション 令和3年6月24日</p> <p>・事業成果</p> <p>ワーケーション講座の開催（合計3回）</p> <p>…県内の市町・団体の職員、受入施設等の業者34名が参加</p> <p>みえモデルワーケーション研究会幹事会の開催（合計5回）</p> <p>…産学官民の関係者8名で構成</p> <p>みえモデルワーケーション研究会（合計2回）延べ147名参加</p> <p>・研究会から提言された「”とこわか（常若）ワーケーション”への誘いー三重県におけるワーケーション推進に向けた提言ー」をふまえ、今後、魅力あるコンテンツづくりや地域の発展につなげられる人材を確保・育成するなどの取組を進めていく予定であるとのことである。</p>
--	---

委託業務名	④ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託
委託の内容	<p>(1) プロモーション業務</p> <p>三重県でのワーケーションの魅力を発信し、ワーケーション目的での来県を促進するプロモーションを実施すること</p> <p>(2) マッチング業務</p> <p>ワーケーションに関心がある企業・個人と、県内受入市町・事業者とのマッチングを図り、本県でのワーケーション実施につながる取組を実施すること</p>
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合であり、価格や機能だけでなく、当該業務によりアイデアの提供など質の付加価値の増大が求められるものに該当するため
契約金額	9,250,450円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
契約日	令和3年9月30日
委託期間	令和3年9月30日～令和4年3月25日 ※変更契約により、契約期間を令和4年3月31日までと変更
備考	業者選定までのスケジュールは以下のとおり

	<p>※コンペ参加企業 3 社 公告 令和 3 年 8 月 25 日 企画提案書提出期限 令和 3 年 9 月 13 日 プレゼンテーション 令和 3 年 9 月 22 日</p>
--	---

委託業務名	⑤ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託
委託の内容	<p>(1) ワーケーション滞在プランの企画・モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の施設を中心に、市町、その他関連事業者等において、地域内又は地域間を連携させたワーケーションのモニタリングを実施すること ・県内でのワーケーションに関心がある首都圏、関西圏や中部圏等の企業又は個人をモニターとして誘致すること（ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、県内の企業又は個人でも対象とする場合がある） <p>(2) ワーケーションのための環境整備（通信環境、二次交通の整備等）</p>
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合であり、価格や機能だけでなく、当該業務によりアイデアの提供など質の付加価値の増大が求められるものに該当するため
契約金額	<p>998,470 円、953,915 円、976,146 円（3 件）</p> <p>※うち 2 件につき変更契約による金額変更あり（一部業務が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため減額）</p> <p>※採択件数：計 3 件以内</p>
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
契約日	令和 3 年 10 月 25 日、11 月 9 日、12 月 10 日（3 件）
委託期間	<p>契約日～令和 4 年 3 月 25 日</p> <p>※変更契約により契約期間を令和 4 年 3 月 31 日までと変更</p>
備考	<p>業者選定までのスケジュールは以下のとおり</p> <p>※コンペ参加企業 3 社 公告 令和 3 年 8 月 26 日 企画提案書提出期限 令和 3 年 9 月 17 日 プレゼンテーション 令和 3 年 9 月 28 日</p>

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
25,447	25,447	24,168

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

ワーケーションウェブサイト管理保守業務委託	96
ワーケーションウェブサイト改修等業務委託	8,698
みえモデルワーケーション研究会運営等業務委託	3,405
ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託	9,250
ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託	2,710

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書、随意契約理由書等の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書（変更契約書含む）、業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書、業務完了報告書、請求書、支出明細書、事業報告書、履行確認書等の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 商標について【意見】

県のワーケーションウェブサイトの名称「とこワク」については、現時点（令和4年9月6日現在）で商標登録はなされていない模様である。



「とこワク」のロゴマーク

しかし、昨今、商標登録がなされていないことを奇貨として、他人の商標の先取りとなるような出願の事例が多数発生している。この点は、特許庁においても注意喚起を行っているところである。

特許庁 自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ（ご注意）

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/tanin_shutsugan.html

他者によって商標登録がなされた場合、県による「とこワク」の名称やロゴマークの使用が商標権侵害となるおそれがある。業務の成果物に商標（ロゴマークを含む）等の創作が含まれる場合には、業務の内容に商標の取得も含めることとし、出願費用も考慮の上で業務委託料を算定することも可能であると思われる。県において、今後も上記名称等の使用を継続し、認知度アップを図っていくことを予定しているのであれば、商標出願も検討することが望まれる。

ii 外部有識者・専門家等の関与について【意見】

②ワーケーションウェブサイト改修等業務委託、③みえモデルワーケーション研究会運営等業務委託、④ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託、⑤ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託は、企画提案コンペによる随意契約であり、企画提案コンペ選定委員会委員については、企画提案コンペ選定要領に基づき、県の雇用経済部、地域連携部、農林水産部、デジタル社会推進局等の県職員が選任されており、外部委員は選任されていない。

庁内における関連部署の人員が選定されているとはいえ、上記の各委託業務については、ワーケーションという従前にはなかった事業に関する取組であることや、デジタル時代における効果的な広報戦略の検討が必要となることからすれば、外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。

外部委員の設定にあたっては別途条例の手当が必要なようであるが（前記Ⅲ 3（3）iii参照）、今後も県において取組む事業に関しては、より一層高度な専門的な知見が必要とされるケースが増えることが見込まれることからすれば、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。

そして現状においても、外部委員ではなくオブザーバーであれば別途条例の手当がなくとも企画提案コンペ取扱指針（第4の第4項）に基づいて選任し、必要な意見を求めることは可能であるから、その積極的な活用を図ることが望ましい。

また、予定価格の前提となる設計内訳の作成にあたっては、外部業者等の意見

聴取等は特段行わず、例えば人件費に関する単価については、国土交通省発注の公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）を行うための単価を参考にしているとのことである。

しかし、分野も成果物の内容も異なる土木・建築工事等における設計業務の単価を参考にすることについては妥当性に疑問がある。これらの金額の妥当性確保の観点からも、予定価格の設計の段階から外部有識者・専門家等からの意見聴取が可能となるような措置をとることが望まれる。

iii 事業の有効性の検証と継続的な取組の必要性について【意見】

④ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託においては、契約者が発行する雑誌にプロモーション記事が掲載され、内容自体は魅力的なものではある。

しかし、掲載雑誌の表紙のみならず、目次欄にも、当該記事のタイトル等の記載も一切ないため、雑誌の全てのページに目を通さないと当該記事の存在自体に気づかない可能性が高く、掲載効果に疑問があるものと言わざるを得ないものであった。また、作成されたプロモーション動画は、YouTubeの「三重テラスチャンネル」にて令和4年3月13日から公開されているが、当該チャンネルの登録者は543人、当該動画の閲覧数は192回にとどまっている（令和4年11月26日現在）。

前述の各委託業務は、ワーケーションという新しい働き方・ライフスタイルに対応する新たな取組でもあり、直ちに事業の効果が現れるものではなく、また、その検証も必ずしも容易ではないものとは思われるが、今後も引き続き事業の効果ないし有効性の検証を踏まえ、広報面も含め、継続して取組を行っていくことが望まれる。

iv 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。

4 首都圏営業拠点推進事業費

(1) 事業内容

首都圏営業拠点推進事業費は、首都圏における情報発信、営業拠点としての核として、「三重テラス」を効果的に管理・運営し、首都圏において三重の魅力を強力に発信するとともに、県内事業者のテスト販売や商談会などビジネスチャ

ンスの拡大や、三重テラスを訪れた方々に三重の食材や製品に対して愛着や良好なイメージを定着させていくことを通じて、首都圏における三重の認知度を向上させ、さらには県内への誘客や県産品の販路拡大につなげることを目的としている。

具体的には、その事業費の大半が「三重テラス」の家賃、水道光熱費といった運営・管理のための費用に使われているが、その他に、三重テラス運営による経済効果測定、「三重テラス」来館アンケート調査、有識者によるアドバイザリーボードの開催、来館者 450 万人！ご愛顧感謝キャンペーン等イベントを通じて、三重の認知度向上と販路拡大のための事業を実施している。

「来館者 450 万人！ご愛顧感謝キャンペーン」チラシ

＜三重テラスの概要＞

首都圏営業拠点「三重テラス」は、東京日本橋（住所：東京都中央区日本橋室町二丁目4-1 占有面積：135.08 坪[446.55 m²]）に、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」などさまざまな魅力の効果的な情報発信や、「三重フ

ファン」の積極的な拡大、県産品の販路拡大や誘客の増加をめざして、平成 25 年 9 月に開設され、次の 4 つの場の提供を基本コンセプトとしている。

- ① 三重の文化にふれてもらうおもてなしの場
- ② 三重への旅のきっかけ、準備を提供する場
- ③ 三重への共感を呼ぶ三重ファンづくりの場
- ④ 三重県民、県出身者などが「自分ごと」として活用できる場

1 階にはショップとレストラン、2 階はイベントスペースとして機能している。令和 3 年 10 月 2 日には来館者 450 万人を達成し、令和 4 年 3 月末までの累計来館者は約 4,710,281 人となっている。



三重テラス外観



2階イベントスペース



1階レストラン



1階ショップ

1 成果指標の状況 (令和4年3月末現在)

指標①: 三重の魅力体験者数

三重テラス来館者のうち、県産品の購入(ショップレジ客数)、県産食材の飲食(レストラン利用者数)、観光案内の利用やイベントスペースへの入場(2F来館者数)など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数

三重の魅力体験者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	17.1万人	18.8万人	17.6万人	21.5万人	21.8万人
実績値	18.5万人	20.8万人	7.6万人	8.8万人	-

※進捗率 41.0%

指標②: 商品開発・販路拡大件数

三重テラスを活用した新たな商品の提案、首都圏での営業活動の展開等により、商品開発や販路拡大につなげることができた件数

商品開発・販路拡大件数(累計)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	455件	750件	900件	1,050件	1,200件
実績値	606件	969件	1,167件	1,350件	-

※進捗率 128.6%

指標③: メディア掲載件数

三重テラスの関連記事が、首都圏のメディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Webニュース)に掲載された件数

メディア掲載件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	60件	70件	80件	70件	60件
実績値	112件	122件	57件	66件	-

※進捗率 94.3%

指標④: 三重ファン連携取組数

三重の応援団、応援企業といった三重ファンや県内市町、団体、事業者等と連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信に取り組んだ件数

三重ファン連携取組数(累計)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	240件	485件	735件	990件	1,250件
実績値	294件	612件	686件	778件	-

※進捗率 78.6%

出典：首都圏営業拠点「三重テラス」第2ステージの総括評価（最終報告）

なお、以下の事業の運営について県は業務を委託している。

委託業務名	三重テラス運営による経済効果等測定業務
委託の内容	「三重テラス第2ステージ」の運営にかかる経済効果等の調査・測定・分析を行う。
外部委託の必要性	三重テラスショップ・レストランの売上、メディア露出、観光誘客、販路拡大等の経済効果等を調査・測定・分析するとともに、経済効果等測定結果及び社会状況の変化等をふまえた首都圏営業のあり方についての提言を行うにあたっては、民間事業者の専門的知識やノウハウが不可欠であるため
契約金額	2,018,060円
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）

委託期間	令和3年8月16日～令和3年10月29日
委託業務名	令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託契約
委託の内容	「三重テラス」の運営状況や来館者の属性等の把握、課題抽出を行い、今後の運営業務の改善につなげるとともに、首都圏・関西圏における県の認知度等の現状を把握するためアンケート調査を実施
外部委託の必要性	三重テラス来館者だけでなく周辺路上や大阪の通行人に対してアンケートや観察調査を行うことから、県職員よりも調査業務のノウハウを持つ事業者が実施する方が効率的であるとともに、結果分析において民間事業者の専門的知識が不可欠であるため
契約金額	1,408,000円
契約方法	一般競争入札
委託期間	令和3年12月22日～令和4年3月31日

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
96,213	95,299	93,082

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

首都圏営業拠点の不動産賃貸借契約 家賃	68,912
総務事務支払分(顧問報酬・任用職員報酬、手当、社会保険他)	13,213
三重テラス運営による経済効果等測定業務委託	2,018
「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託	1,100

(2) 監査手続

- ① 委託料他支出の妥当性を検討するために、業務委託契約書、業務委託変更契約書、予算書、仕様書、変更仕様書、見積書、予定価格調書、企画提案コンペ選定委員会結果票、三重テラス賃貸借契約書、契約要項、首都圏

営業拠点「三重テラス」運營業務委託契約書、令和2年度三重テラス事業収支、令和3年度三重テラス事業収支の閲覧及びヒアリングを実施した。

- ② 各種報酬に対する源泉徴収事務の妥当性を検討するために、首都圏営業本部顧問設置要綱、辞令、支出負担行為（整理）書、支出負担行為整理兼支出命令書、科目内訳書、債権者内訳表、控除内訳表、所得税内訳登録確認票（支出負担行為整理兼支出命令源泉控除）、支出調書、報償費・旅費支給明細、首都営業に関するアドバイザーボードにおける有識者の謝金・旅費支払明細書、三重県雇用経済部報償費支給基準、口座振込申出書（法人用）、支出金額科目内訳集計表の閲覧をした。

（3）意見表明

- i 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】

令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、契約金額1,408,000円中、首都圏営業拠点推進事業費から1,100,000円、戦略的営業活動展開推進事業費から308,000円支出されている。

首都圏営業拠点推進事業費の予算書をみると、委託料 アンケート調査・分析委託として1,100,000円が計上されているものの、戦略的営業拠点展開推進事業の予算書には、委託料の項目にアンケート調査・分析委託の予算計上はされていない。また、決裁書において、予算をオーバーする部分を他の事業費に付け替える趣旨のメモが残されていた。このことから予算をオーバーする部分を他の事業費に付け替えていると思われる。原則は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。

- ii 戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費の支出負担行為の混同について【意見】

戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費は、ともに首都圏（日本橋地域）における営業活動展開をしていることもあって、その区分けが明確になっていない。

例えば、「日本橋・三重テラス寄席」のチラシ作成費用は、第12回、第13回

は、首都圏営業拠点推進事業費から支出されており、第14回、第15回は、戦略的営業活動展開推進事業費から支出されている。また、「来館者450万人！ご愛顧感謝キャンペーン」のはがき印刷費は、戦略的営業活動展開推進事業費から支出されているが、「来館者450万人！ご愛顧感謝キャンペーン」の賞品は、首都圏営業拠点推進事業費から支出されている。このように、この両事業の支出の基準があいまいで、支出に混同が生じており、明確に区分がされていない。

首都圏営業拠点推進事業費の予算書に三重テラスでの誘客イベント費用が一切計上されておらず、戦略的営業活動展開推進事業費の予算書には多くの誘客イベント費用が計上されていることを鑑み、今後は、各種イベント企画の費用は、戦略的営業活動展開推進事業にて支出し、「三重テラス」の運営・管理・アンケートや効果査定費用・有識者の意見聴取等の費用は、首都圏営業拠点推進事業費にて支出するといったような、明確な基準を設けることが望ましい。

第5 みえ観光の産業化推進委員会について

I みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等

1 みえ観光の産業化推進委員会の概要

みえ観光の産業化推進委員会（以下「委員会」という。）の概要
設立

平成28年3月15日

目的

委員会は、平成28年の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）開催を三重県が脚光を浴びる千載一遇の好機として生かし、本県の強みである「食」を中心としたサービス産業など多様な産業と連携を図るとともに、観光関連産業が地域を牽引する産業として育成することで、「観光の産業化」を推進する。また、本県における日本版DMOの創設やインバウンド対応を含めた受入体制の更なる充実・強化に取り組むことにより、観光客の周遊性・滞在性を向上させることにより、本県の地域活性化や持続可能な観光地域づくりの推進に寄与することを目的とする。（みえ観光の産業化推進委員会規約第2条）

事業

委員会は次の事業を行う。

- (1) 「観光の産業化」推進に関すること
- (2) 日本版DMOの創設に向けた取組に関すること
- (3) 観光客受入体制の整備及び強化に関すること
- (4) 戦略的な観光宣伝活動の実施に関すること
- (5) 関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) その他、この委員会の目的を達成するために必要な事業

（みえ観光の産業化推進委員会規約第3条）

構成員

県、市町、観光協会、観光関連団体（DMO、協会等）、農・水・商工関連団体、交通関係（鉄道、高速道路、空港）、国土交通省（地域）等

役員

委員会の役員は、委員長、副委員長、委員及び監事である。

県職員の兼務の状況は、委員長に観光局長が、委員に観光局次長が、監事に出入局長が就任しており、事務局では事務局長に観光魅力創造課長が、事務局次長に観光魅力創造課課長補佐が就任している。

特徴

官民が連携して観光施策に取り組むことで、必要な施策を一体的に、かつ機動的に展開することが可能。また関係者との意見交換等を踏まえ施策を立案するため、的確な施策を的確なタイミングで実施することが可能となる。

県の役割

事業の企画立案（構成員との協議等を踏まえ）

事業実施に必要な財源確保

委員会事務局の運営

事務局の設置場所

三重県雇用経済部観光局に事務局を置く。

<予算及び決算の状況>

(単位:千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
18,101,219	3,062,905	3,062,905

2 活動財源と実施事業について

令和3年度に実施した各事業の活動財源は、県が受領した国費の各種交付金等に県独自の財源を加えたものを、全額県からの負担金として受領している。

<活動財源>

(単位：円)

(1) 「観光の産業化」の推進

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時 交付金					
664,039,845	⇒	経由	⇒	664,039,845	委員会負担金
		2,766,000	⇒	2,766,000	委員会負担金
			計	666,805,845	
51,718,216	⇒	経由	⇒	51,718,216	国内旅行商品造成・ 販売支援事業費
12,587,000	⇒	経由	⇒	12,587,000	観光デジタルトランス フォーメーション推進 事業費
地方創生推進 交付金					
10,286,897	⇒	経由	⇒	10,286,897	三重県版スマート サイクル確立事業費
		10,510,000	⇒	10,510,000	三重県版スマート サイクル確立事業費
		15,260,000	⇒	15,260,000	三重県版スマート サイクル確立事業費
			計	36,056,897	
地域観光事業 支援補助金					
2,239,843,086	⇒	経由	⇒	2,239,843,086	地域観光産業支援事業費
		15,000,000	⇒	15,000,000	持続可能な観光地づく りに向けた宿泊施設集 積地活性化事業費

(2) 「日本版 DMO」に対する支援

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
地方創生推進 交付金					
2,900,000	⇒	経由	⇒	2,900,000	委員会負担金
		2,900,000	⇒	2,900,000	委員会負担金
		9,153,000	⇒	9,153,000	委員会負担金
			計	14,953,000	

(3) 受入体制のさらなる充実・強化

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
		1,892,000	⇒	1,892,000	委員会負担金

(4) マーケティングに基づくプロモーション

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
		7,670,000	⇒	7,670,000	委員会負担金

令和2年度からの繰越金

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
				令和2年度 繰越金	
				16,378,957	

国		県(拠出)		委員会	受入細事業目
合計		合計		合計	総計
2,981,375,044		65,151,000		16,378,957	3,062,905,001

<実施事業>

令和3年度の実施事業及び支出決算額の内訳は以下のとおりである。

令和3年度 みえ観光の産業化推進委員会 事業費一覧

(単位：円)

		3,016,145,388	
1 「観光の産業化」の推進	三重県版観光スマートサイクル確立事業費	「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務	9,878,000
		「スマホでみえ得キャンペーン」事業運営・利用促進業務	5,520,625
		【一部】アンケートシステム及び参画事業者用アンケートデータ共有システム運用管理・保守委託業務	5,175,170
		チラシ作成	763,400
		VISITMIE AI チャットボットプラットフォーム運用業務	980,001
		「VISITMIE AI チャットボット」スポット情報追加業務委託	99,990
		観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）にかかる負担金	7,000,000
		ミシュランガイド英語版ウェブサイト公開準備事業業務委託	990,000
		ミシュランガイド英語版ウェブサイトバナーリンク設置業務委託	110,000

【新型コロナ関係予算】 県内観光産業支援事業	(仮称) みえ得トラベルクーポン発行業務	432,785,008
	地域観光事業支援クーポン発行業務	1,284,391,218
	県内旅行促進業務	552,279,705
	県内旅行商品割引販売業務	409,427,267
	みえ旅プレミアムキャンペーン(県民限定版)に係るサイトの制作・管理運営委託業務	499,620
	みえ旅プレミアムキャンペーンに係るサイト改修及び管理運営・プロモーション委託業務	1,331,000
	県内旅行商品造成・販売業務	51,718,216
	【一部】アンケートシステム及び参画事業者用アンケートデータ共有システム運用管理・保守委託業務	3,690,500
	みえ旅周遊促進キャンペーン業務	12,099,737
	みえ旅周遊促進キャンペーンに係る特設サイト構築・管理運営業務	1,694,000
	三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に係るアンケートシステム改修委託業務	19,700,918
	【一部】大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務	9,575,300

		「三重とこわか国体」・ 「三重とこわか大会」を契 機とした観光プロモーション・誘客等促進業務	8,402,900
		「日本観光ショーケース in 大阪・関西」三重県ブース 出展料	495,000
		「日本観光ショーケース in 大阪・関西」三重県ブース 出展サポート業務委託	708,400
		「日本観光ショーケース in 大阪・関西」三重県ブース 出展料（リース備品の申し 込み）	228,800
		観光消費喚起に向けた体験 型プログラム利用促進事業 委託業務	29,614,636
		高速道路周遊プランに係る 商品券の造成及び 利用促 進業務委託	20,183,700
		航空事業者と連携した旅行 商品造成業務	7,489,002
		県内教育旅行促進支援業務	121,873,220
	持続可能な観光 地づくりに向け た宿泊施設集積 地活性化事業費	持続可能な観光地づくりに 向けた宿泊施設集積地活性 化事業委託業務	14,999,160
	委員会事務局費		2,440,895

			14,948,450
2 「日本版 DMO」創設に向けた取組	「日本版 DMO」に対する支援	全県 DMO 業務委託	10,152,450
		伊勢志摩地域における外国人旅行者受入体制整備業務委託	4,796,000
			595,000
3 受入体制のさらなる充実・強化	クルーズ振興の取組	四日市港客船誘致協議会負担金	300,000
	新たな体験・学習旅行の誘致に向けた取組	伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金	240,000
		「三重県教育旅行」サイト改修業務	55,000
	新たな観光ニーズに対応したボランティアガイド等の人材育成		0
			6,734,300
4 マーケティングに基づくプロモーション	大都市圏等のプロモーションによる観光地としてのローカルブランディングの推進	【一部】大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進事業	5,534,300
		国内誘客プロモーション事業にかかる負担金	1,200,000
令和4年度への繰越金			24,481,863
事業費計			3,062,905,001

＜令和3年度 事業別収支差額と次年度繰越収支差額＞

みえ観光の産業化推進委員会

令和3年度 事業別収支差額と次年度繰越収支差額

1. 「観光の産業化」の推進 (単位：円)

項目	金額	項目	金額
総支出	3,016,145,388	総収入	3,022,011,044
収支差額	5,865,656		
合計	3,022,011,044	合計	3,022,011,044

2. 「日本版DMO」に対する支援 (単位：円)

項目	金額	項目	金額
総支出	14,948,450	総収入	14,953,000
収支差額	4,550		
合計	14,953,000	合計	14,953,000

3. 受入体制のさらなる充実・強化 (単位：円)

項目	金額	項目	金額
総支出	595,000	総収入	1,892,000
収支差額	1,297,000		
合計	1,892,000	合計	1,892,000

4. マーケティングに基づくプロモーション (単位：円)

項目	金額	項目	金額
総支出	6,734,300	総収入	7,670,000
収支差額	935,700		
合計	7,670,000	合計	7,670,000

次年度繰越収支差額 (単位：円)

項目	金額	項目	金額
令和3年度繰越収支差額	24,481,863	令和2年度繰越収支差額	16,378,957
		1. 「観光の産業化」の推進	5,865,656
		2. 「日本版DMO」に対する支援	4,550
		3. 受入体制のさらなる充実・強化	1,297,000
		4. マーケティングに基づくプロモーション	935,700
合計	24,481,863	合計	24,481,863

預金残高調整表 (注1) (単位：円)

項目	金額	項目	金額
令和4年3月31日現在預金残高	5,057,449	令和4年4月支出負担行為金額(注3)	356,729,654
令和4年4月県負担金受入金額(注2)	1,456,526,044	令和4年5月支出負担行為金額(注4)	1,080,371,976
		令和4年3月31日現在算出残高(注5)	24,481,863
合計	1,461,583,493	合計	1,461,583,493

(注1) 県の資金は令和4年3月31日決算日以降の4月と5月は前年度の資金決裁(収受と支出)が認められている。本表はそれらを考慮し、決算日現在の預金残高として有るべき金額(注5)を算定する表である。

(注2) 令和3年度分の確定予算金額のうち令和4年4月に収受した金額合計

(注3) 令和3年度分の確定予算金額のうち令和4年4月に支出した金額合計

(注4) 令和3年度分の確定予算金額のうち令和4年5月に支出した金額合計

(注5) 令和4年3月31日現在の預金残高に、(注2)(注3)(注4)を考慮して算出した預金残高で、次年度繰越収支差額と符合しなければならない金額を示している。

3 意見表明（指摘・意見）

（1） 問題提起

前述のとおり、令和3年度に被監査対象事業29件の細事業から委員会へ負担金として支出した額は30億1,046万9千円に上る。この金額は監査対象事業費全体の53.3%に相当することを鑑み、独立した項の本稿第5 I 3意見表明（指摘・意見）として意見を表明するものである。

本監査において、監査人が監査対象資料を監査した結果、委員会への負担金等に係る問題提起は以下の項目である。

- i 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について
- ii 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について
- iii 県から交付した負担金の取扱いについて
- iv みえ観光の産業化推進委員会経理規則第24条に定められた決算報告書の内容について
- v 委員会が所有する繰越収支差額金額について
- vi 管理者の職位の二重身分について

（2） 指摘・意見

- i 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について【指摘】

委員会に関する実施事業関係書類が編綴されている簿冊を閲覧したところ、そこには、

- ①委員会が県へ請求してきた「請求書」（委員会事務局長発行者）
- ②①の支出決裁を承認した「決裁書」（決裁課長欄認印は①の事務局長と兼職者の県の課長）（合議欄に他の課長の認印あり）
- ③知事宛「令和3年度みえ観光の産業化推進委員会負担金について（依頼）」（委員会事務局長発行）

があった。

この負担金が県にとって必要か、負担金額は事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかった。

編綴されていた上記①から③の書類は、予算審議で可決承認を受けた予算

額の支出負担行為を執行する書類である。

三重県公文書管理規程には次の規定がある。

「職員は、・・・(中略)・・・経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、・・・(中略)・・・、文書を作成しなければならない。」(第15条)

「相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめること。」(第36条(2))

これらの規定によれば、県は委員会に関する簿冊に、負担金が県にとって必要か、負担金額は事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の判断ができる記録を編綴しておかなければならない。

ii 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】

委員会では、事業資金については月次処理において収入計算書(収入表)と支出計算書(支出表)を別のエクセルシートで集計しており、月次ごとに収入計算書(収入表)の総計から支出計算書(支出表)の合計を差し引きした収支差額は表示されていなかった。

収入計算書(収入表)には前年度からの繰越金が記載されているので、上記月次ごとの収支差引額は専用口座の預金残高と一致する。

しかし、月次の収支差引額と専用口座の預金残高を毎月照合しているか確認したところ、毎月の照合は行っていないとのことであった。

作成した収入計算書(収入表)と支出計算書(支出表)が正しく処理されていることを担保するために、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようにすべきである。

また、決算時に作成される事業収支決算報告書において算出される繰越収支差額と専用口座の残高の照合を行っているか確認したところ、その照合も特に行っていないとのことであった。

決算日の3月31日現在で作成される事業収支決算報告書に記載されている収支差引額は、上記の月次に作成する収支計算の収支差引額と異なり、事業収支決算報告書の作成の根拠となる決算日の3月31日現在で作成している収入計算書(収入表)と支出計算書(支出表)については、現年度に帰属するすべての収入項目とすべての支出項目を計上しており、決算日の3月31日現在未収であったり未払であったりする項目も含まれている。そのため決算日における専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額(繰越収支差額)は一致していない。

それゆえ、決算日において、上記の両者の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。

なお、「預金残高調整表」のフォーム（銀行名と金額は例示）は例えば下記のようなになる。

預金残高調整表 令和〇〇年3月31日現在 (単位:円)

令和〇〇年3月31日現在普通預金残高	1,234,567
出納閉鎖期間に収受される前年度帰属負担金	20,000,000
出納閉鎖期間に支出される前年度帰属支出負担行為額	(-) 15,000,000
令和〇〇年度事業収支決算報告書の繰越収支差額	6,234,567

財産目録 令和〇〇年3月31日現在 (単位:円)

普通預金A銀行甲支店	1,234,567	未執行支出負担行為額	15,000,000
未収負担金	20,000,000	正味財産(注)	6,234,567
合計	21,234,567	合計	21,234,567

(注) 収支計算書の差引残高(次年度繰越金) 6,234,567円である。

以上のように、委員会の専用口座の預金残高と月次の収支差額及び決算報告における繰越収支差額の照合が行われていない問題が見受けられた。委員会の事務の範疇ではあるものの、県職員が事務局として業務を行っていることを鑑み指摘を行うこととした。

iii 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】

令和3年度中に委員会から県に対して複数回負担金を請求していた事績を管理する集計表に「※請求ルール」という指示文が印刷されていた。

- ・ 県費は要・不要にかかわらず、予算を全額受入れ
- ・ 国費は必要分を請求
- ・ 繰越があるものは翌年度に計上
- ・ 繰越ができないものは不要処理

この中で監査人が問題視したのは、「・ 県費は要・不要にかかわらず、予算を全額受入れ」と「・ 繰越ができないものは不要処理」である。

この負担金は、みえ観光の産業化推進委員会規約第3条に規定している6種の事業について、その事業において県として応分の負担をすべき金額を、委員会から請求を受けて支出するものである。

県が応分の負担をしたにも関わらず、仮に特別な事情が生じたとしても、その受領した負担金に残余が生じたならば、それは県は本来負担しなくてもよい金額であったと考えられる。

委員会の側から見ると、下記の表に記載したとおり、未使用の負担金が発生していることから、委員会は結果的に、県に対して過剰な負担金を請求し受領していた、と判断できる。委員会はその残余を「・県費は要・不要にかかわらず、予算を全額受入れ」と「・繰越ができないものは不要処理」ではなく、県と協議をしてその残余の処置を決定しなければならないものであると監査人は考える。

監査の過程で、事業に係る「業務完了報告書」を受領し保管していることや負担金の残余に関する処理について県と委員会が協議した記録は、確認できなかった。

委員会が作成した令和3年度決算の収入の部と支出の部の各事業の詳細な計算書類を参考とし、収支の対比を作成すると以下のとおりである。

【収入の部】		【支出の部】	
三重県版観光スマートサイクル確立事業費		三重県版観光スマートサイクル確立事業費	
	25,770,000円		20,230,289円
持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費		持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業委託業務	
	15,000,000円		14,999,160円
「日本版DMO」に対する支援		「日本版DMO」に対する支援	
	12,053,000円		12,048,450円
受入体制のさらなる充実・強化		受入体制のさらなる充実・強化	
	1,892,000円		595,000円
マーケティングに基づくプロモーション		マーケティングに基づくプロモーション	
	7,670,000円		6,734,300円
みえ観光の産業化推進委員会負担金		委員会事務局費	
	2,766,000円		2,440,895円
令和2年度からの繰越金		令和4年度への繰越金	
	16,378,957円		24,481,863円
(合計)		(合計)	
	81,529,957円		81,529,957円

(注) 当該表は、令和3年度決算収支データを事業目ごとに詳細に委員会が作成した一覧表から、監査人が収入項目と支出項目の個別の合計が対比できるように簡略化して作成した表である。

個々の事業目等の収入金額と支出金額に差額が生じている項目について確認したところ、「コロナ禍で予定事業が執行できなかった。」という口頭の回答しか得られず、予定事業が執行できなかった理由を記した記録は確認できなかった。

この負担金は、県がある事業を行わなければならなくなったときに、県には専門知識やノウハウがなく、外部の事業者へすべてを委託して代行させた方が効率的である場合に支出する委託料と内容的に酷似している。

委託料の場合は、事業終了時に委託事業者から「業務完了報告書」を提出させ、検査員が審査して、問題が無ければ「完成認定書」を発行し、委託料の支出が実行される。

また、委員会は国費から受領した交付金や補助金（県を經由して受領しているが県の支出科目は負担金）について、この新型コロナウイルス感染症の下、実施に至らなかった金額は、国に請求していない。

委託料に酷似した負担金の場合は、事業完了後には、県は委員会から事業終了報告や完了報告を受けてその内容を精査し、自己が負担した負担金に残余が生じている場合は、委員会と協議をして残余の処理を決すべきである。

是正の必要が無いと判断したときには、委員会に対してその結果と負担金が確定した旨を通知することが本来の手續であると、監査人は考える。

決算を迎えて委員会から「事業報告と収支決算」を受け取り内容を精査したときに、当初予算や補正予算において想定していた負担金に満たない事業費で終結していた場合には、応分の負担を超過した負担を県は行ったことになるから、委員会と協議すべきである。

県は委員会に対して、このような負担金について、効率性、有効性の観点から、委託料に準ずる事業完了時の報告とその精査をし負担金の確定手續を行って、その結果、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、委員会とよく協議して残余資金の処理を決しなければならない。その場合の協議記録も確実に保存しておかなければならない。（上記 i 三重県公文書管理規程第 15 条、第 36 条（2））

以上のことから、県は、委員会に対し、未使用となった国費の返金や委託料を支出する委託業者に対し求めている事業完了報告手續などに準ずる一連の確定手續を行うように指導・監督をしなければならないと、監査人は考える。

iv みえ観光の産業化推進委員会経理規則第 24 条に定められた決算報告書の内容について【意見】

令和 4 年 6 月 1 日開催の「みえ観光の産業化推進委員会 令和 4 年度第 1 回

会議」資料として令和3年度事業報告と収支決算（案）があり、収支決算（案）資料として事業収支決算報告書（案）と監査報告書（令和4年5月17日実施）があった。

事業収支決算報告書（案）の内容は、総括表のような形式で、収入の部と支出の部の各項目共に合計金額と備考に主だった事項が記載されていた。

【収入の部】

負担金、繰越金、雑収入、合計

【支出の部】

「観光の産業化」の推進、「日本版 DMO」創設に向けた取組、受入態勢のさらなる充実・強化、マーケティングに基づくプロモーション、合計

【別枠】

収入決算額、支出決算額、収支差引額

みえ観光の産業化推進委員会経理規則第24条（決算書等の提出）では、「事務局長等は、出納員に命じて決算を調整し、出納の閉鎖後3月以内に、証書類及び次に掲げる書類を併せて委員長に提出しなければならない。（1）実施報告書（2）決算報告書」と定められている。

事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額は上記【支出の部】の主だった事業の金額しか情報がなかった。

委員会の経理事務は、県の会計規則に準じた経理規則に基づき運営している。また、一般的な実行委員会組織が単式簿記を採用しているから、委員会経理規則第24条（2）決算報告書には、事業収支決算報告書のみで足りるとのことであった。

そのため、委員会では事業収支決算報告書（案）をもって（2）決算報告書であると報告しており、貸借対照表（財産目録）は作成していない。

しかしながら、委員会は専用の銀行口座を所有していることから、事業収支決算報告書の正確性と取引の網羅性を担保する銀行口座の残高を決算報告しないことについて、監査人は違和感を覚える。

現状の委員会が実施している単式簿記の経理方法では、決算日の翌日から2ヶ月間の出納閉鎖期間に発生する決算日以前の会計期間に帰属する取引の計上を失念してもその脱漏のチェックができない。また、令和3年度では出納閉鎖期間に発生した取引の金額は相当多額であった。それらの多額な取引について未収入金や未払費用として把握しておらず貸借対照表（財産目録）を作成していないので、仮に貸借対照表（財産目録）を作成した場合の正味財産と事業収支決算報告書の次年度への繰越金が不一致となっても検証できない。よって、現状

では会計処理の正確性は担保されていないことになる。

そのようなリスクを回避するためにも、委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書には正式な形式の「収支計算書」と「貸借対照表」（「財産目録」）が含まれると解することが望ましい。

現行の委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には上記「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう、委員会の事務局業務を担う県は検討することが望まれる。

v 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】

委員会は平成 28 年 3 月 15 日に設立されている。設立以来、毎期の 3 月 31 日現在の次年度への繰越収支差額が平成 31 年 3 月 31 日現在を除き増加している。

年度別繰越収支差額金額
(次年度への繰越金額)

設立年月日 H28.3.15 (単位:円)

年度	期数	決算日	繰越収支差額金額 (次年度への繰越金額)
H27	1	H28.3.31	0
H28	2	H29.3.31	8,436,038
H29	3	H30.3.31	13,520,793
H30	4	H31.3.31	10,664,533
H31(R1)	5	R2.3.31	10,868,787
R2	6	R3.3.31	16,378,957
R3	7	R4.3.31	24,481,863

令和 4 年 3 月 31 日現在、委員会が所有している未使用の負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863 円という多額になっている。

(注) 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症により実施できなかった事業があり、予算額と支出執行額とに大幅な差異が生じ、繰越収支差額金額が多額になっていると回答を得ている。

なお、他の地方自治体の定期監査においても、このような負担金受領団体に滞留している多額の繰越収支差額は望ましくないとして、負担金受領団体に対して負担金の適正な使用を求め、支出側の地方自治体に対しては負担金算定時の厳格な審査が求められているところである。

県は委員会より毎決算ごとに各負担金の「事業報告と収支決算」を受領しているが、簿冊の閲覧やヒアリングを通してそれらの審議記録を確認できなかったため、担当部局が負担金について精緻な審査を実施しているか、不明である。

委員会が所有する繰越収支差額金額の金額について、当該金額について公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しない。

ただ、県としては予算執行において、委員会から請求がある負担金について、請求額をそのまま支出する姿勢は望ましくなく、経済性・効率性・有効性を常に意識して、上記iiiに述べた例えば①から③の協議を進めることにより、過年度から累積している繰越金（県民が納付した貴重な税金）を事業の財源に充当してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれるところである。

vi 管理者の職位の二重身分について【意見】

委員会は県雇用経済部観光局内に事務局が設置されている。役員構成は委員会の概要（第5 I 1）の役員に記載しているが、本稿に関わる職位は、委員会の事務局長と監事である。委員会の事務局長は、県では観光魅力創造課長である。委員会の監事は、県では会計管理者兼出納局長である。

事務局長の職位・職務権限は、委員会では請求書発行責任者であり、専用口座の委員会を代表した名義人である。県では支出決裁書の決裁欄に承認の意思表示の押印を行う決裁者のひとりである。

県における決裁書では合議の形態を採っているため、観光政策課長や雇用経済総務課予算経理班長なども合議の意思表示をするが、事務局長が委員会の請求書を発行し、自分で支出決裁書の承認ができることに、監査人は違和感を覚える。

また、合議で参加している観光政策課長は観光魅力創造課長と同じ観光局中の職位を有している。

委員会への委託事業は億単位という高額な資金が動くが、決裁が合議制とはいえ、組織的には、事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるため、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会での資金の不正に目を光らせる監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持っていることになる。

委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該2名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。

また、県での決裁者について、具体的には、委員会から県の負担金の請求書を発行する者である事務局長は委員会側の職位に属すると考え、県においてその請求書に基づく決裁については、支出許可を与える決裁者の筆頭に位置するのは望ましいとはいえず、この決裁だけは決裁者に加わらず、他者を決裁者とする配慮が望ましいといえる。

また、監事については、現在は県の出納局長と民間から1名が就任している。委員会に県の公金を送金した者が委員会で監査をすることは、他の民間の監事のチェックが入るとはいえ、自己監査に類似する行為になると思われるので、監事には出納局長ではなく県の他の職位の者が就任するように配慮することが望ましいといえる。

【参考】

なお、委員会の支出に関する一連の職位者は下記のとおりである。

委員会の支出伝票の行使には事務局長の承認が必要である。

委員会の事務局次長は、出納員、検査員、資金前渡受者である。

支出に関して、以下の職位の者で事務を行っている。

支出負担行為の起案者は事務局員である。

支出命令書作成者は、事務局員である。

支出伝票承認者は事務局長、事務局次長である。

II みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業について

1 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

(1) 事業内容

本事業は、「第4 III 17 三重県版観光スマートサイクル確立事業費」において委員会へ支出された負担金を活用した内容である。

なお、事業内容の概要は、「第4 III 17 三重県版観光スマートサイクル確立事業費」を参照されたい。

本監査では、三重県版観光スマートサイクル確立事業費のうち、「スマホでみえ得キャンペーン」事業に係る「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務と「スマホでみえ得キャンペーン」事業運営・利用促進業務の2件の委託業務を抽出した。

当該事業の運営については委員会が業務を委託している。

委託業務名	「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「スマホでみえ得キャンペーン」事業の利用・周遊促進に繋がる取組を実施すること ・各協力施設が「スマホでみえ得キャンペーン」事業の利用促進に向けて取り組むような取組を実施すること ・協力施設の増加に繋がる取組を実施すること ・みえ旅の魅力発信や「スマホでみえ得キャンペーン」の認知拡大が図られるような取組を実施すること
外部委託の必要性	SNS を活用し、国内及び国外の本県への旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげられるよう効果的に実施する専門知識やノウハウ等が必要であるため
契約金額	当初 9,988,000 円→変更後 9,878,000 円
契約方法	随意契約（企画提案コンペ方式）
委託期間	令和3年5月28日～令和4年3月30日

当該事業の運営については委員会が業務を委託している。

委託業務名	「スマホでみえ得キャンペーン」事業運営・利用促進業務
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「スマホでみえ得キャンペーン」公式サイト の運用・管理 ・情報発信ツールを活用した利用促進を図る ・プレゼントの検討及び選定、手配、配送 ・電話・メール等の問合せや窓口対応
外部委託の必要性	受託事業者が「スマホでみえ得キャンペーン」公式サイト の運用・管理者であるため
契約金額	5,520,625 円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月30日(過年度からの継

	続事業)
--	------

<予算及び決算の状況>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
30,508	30,517	30,517

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務	9,878
観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）にかかる負担金（注1）	7,000
「スマホでみえ得キャンペーン」事業運営・利用促進業務	5,521
【一部】アンケートシステム及び参画事業者用アンケートデータ共有システム運用管理・保守委託業務（注2）	5,175

（注1）観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）にかかる負担金は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対する負担金（AIチャットボットを活用してオンライン上で観光情報を提供する事業の負担金）である。

（注2）【一部】アンケートシステム及び参画事業者用アンケートデータ共有システム運用管理・保守委託業務」に記載されている【一部】とは、委員会が実施した他の事業目の【新型コロナ関係予算】県内観光産業支援事業の中の「【一部】アンケートシステム及び参画事業者用アンケートデータ共有システム運用管理・保守委託業務」として実施した事業資金の一部を合算事業として負担した意味である。

<県から負担金として受領した金額>

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
36,280	36,057	36,057

なお、県から負担金として受領した金額には、国費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金 10,286 千円が含まれている。

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペの審査について、企画提案コンペ選定要領、企画提案コンペ参加仕様書、プロモーション業務仕様書、県ホームページ（企画提案コンペ告知）、契約理由及び契約方法の考え方（随意契約の理由）、事業者選定理由書、みえ観光の産業化推進委員会経理規則、法人税及び消費税及地方法人税納税証明書（国税）の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 県から受領した負担金の内容を確認するために、令和3年度収支予算（案）、令和3年度収支補正予算（案）、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、業務委託契約の一部を変更する契約書、見積書、契約実績証明書、予定価格調書、積算表、令和3年度収支予算（案）、令和3年度収支補正予算（案）、実績報告書、完成認定書、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。

（3）意見表明

- i 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。
- ii 積算表及び見積書における諸経費について、「第6 3」へ統合して記載している。

2 地域観光産業支援事業費

（1）事業内容

当事業は、「第4 Ⅲ 9 地域観光産業支援事業費」において委員会へ支出された負担金を活用した内容である。

事業内容の概要は、「第4 Ⅲ 9 地域観光産業支援事業費」を参照されたい。

なお、事業の補足すべき事項について以下に述べる。

監査対象事業について

当事業では、以下の4件の委託業務を行っている。

- ・みえ得トラベルクーポン発行業務
- ・地域観光事業支援クーポン発行業務
- ・県内旅行促進業務
- ・県内旅行商品割引販売業務委託契約

当事業4件の委託業務の財源は、全額国費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と地域観光事業支援補助金の交付を受けている。

それら4件のうち、監査において抽出した委託業務は、みえ得トラベルクーポン発行業務、地域観光事業支援クーポン発行業務及び県内旅行促進業務である。

当事業のクーポン利用の概要について

県が公表している「令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）」によれば、当事業を第1弾～第3弾に分けて実施している。

クーポンを利用した県民は、延べ41万7千人である。

第1弾 令和3年7月8日から8月31日まで

第2弾 令和3年10月15日から11月30日まで

第3弾 令和3年12月1日から12月31日まで

クーポン利用者数 延べ約41万7千人

うち宿泊旅行：約24万7千人

日帰り旅行：約17万人

クーポン発行の条件は、以下のとおりである。

- ・旅行割引「みえ得トラベルクーポン」
旅行代金の2分の1を上限に1人（1泊）につき最大5,000円を宿泊及び日帰り旅行代金から割引する。
- ・地域応援クーポン「みえ得トラベル地域応援クーポン」
「みえ得トラベルクーポン」利用者に対し、県内の土産物店・飲食店・観光施設等約1,800店舗で利用可能な消費促進クーポンを1人（1泊）につき2,000円配布する。

(仮称) みえ得トラベルクーポン発行業務と地域観光事業支援クーポン発行業務の委託先の事業共同体について

当事業はクーポン発行対象者が非常に多く事業規模が大きいので、応札希望企業3社が共同事業体を結成し、企画提案コンペに参加してきた。

みえ得トラベルクーポン発行事業共同体の構成は、

代表構成団体 A社 (代表して企画提案コンペに応札)

構成団体 B社

構成団体 C社

の旅行業者3社である。

3社は「共同事業体協定書兼委任状」を取り交わし、委員会へ提出している。

委員会は、事業規模と3社が持つノウハウや経験値等を総合的に考慮して、みえ得トラベルクーポン発行事業共同体の構成3社と特命随意契約を結び事業委託先に選定した。

当該事業の運営についてはみえ得トラベルクーポン発行事業共同体に業務を委託している。

委託業務名	(仮称) みえ得トラベルクーポン発行業務
委託の内容	<p>宿泊クーポン及び応援クーポンの発行、精算等に関するすべての業務を実施することである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊クーポン (@4,000円) 80,000枚 320,000千円 地域応援クーポン (@500円) 80,000枚 40,000千円 <p>の発行業務と精算等管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設サイト制作と維持運営 ・効果測定 ・運営スタッフの確保
外部委託の必要性	準備期間も限られ、膨大な処理が要求されるため
契約金額	当初 499,679,790円 → 変更後 432,785,008円
契約方法	随意契約 (企画提案コンペ方式)
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月25日
財源 (国費)	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 65,000,000円</p> <p>地域観光事業支援補助金 367,785,008円</p>

当該事業の運営についてはみえ得トラベルクーポン発行事業共同体に業務を委託している。

委託業務名	地域観光事業支援クーポン発行業務
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを介した宿泊クーポンの発行 ・宿泊クーポンを利用した旅行者への応援クーポンの配布 ・参加宿泊施設や取扱店舗の管理 ・コールセンターの設置と運営 ・各種精算業務 ・みえ得トラベル地域応援クーポン @1000円×150万枚 総額15億円
外部委託の必要性	短期間で当事業の制度設計を行い、かつ、緊急、複雑、的確及び多数を処理し事業運営を実施するため
契約金額	当初1,815,820,000円→変更後1,284,391,218円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年7月1日～令和4年3月30日
財源（国費）	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 254,181,612円 地域観光事業支援補助金 1,030,209,606円

令和3年度 みえ得トラベルクーポン地域観光事業支援

クーポン実績等

(単位：千円)

回数	配布期間	利用枚数	人泊数	取扱額（旅行代金）
第1弾	令和3年7月8日	13,122	34,184	451,466
	令和3年8月31日			
第2弾 県民割	令和3年10月15日	21,543	48,706	621,621
	令和3年11月30日			
第3弾 県民割	令和3年12月1日	12,511	25,153	276,106
	令和3年12月31日			
教育 旅行	令和3年10月15日	487	487	2,455
	令和4年2月28日			
合計		47,663	108,530	1,351,647

クーポンの配付方法

旅行会社の窓口で旅行の申込みをした場合

→ 旅行会社が旅行者にクーポンを配布

旅行会社予約サイトで旅行を申込み（宿泊予約）をした場合

→ チェックイン時に宿泊施設が旅行者にクーポンを配布

「VISIT 三重県」でみえ得トラベルクーポンを取得して宿泊予約をした場合

→ チェックイン時に宿泊施設が旅行者にクーポンを配布

当該事業の運営については業務を委託している。

委託業務名	令和3年度県内旅行促進業務
委託の内容	・会員など各旅行会社において各種販売ネットワークを活用し、県内の住民を対象に旅行代金の一部を割引いて販売し、県内の観光地等へ送客を実施する。 ・観光地等での消費喚起を目的とした地域応援クーポンを各旅行商品購入者に対し配布すること。
外部委託の必要性	短期間で商品造成、販売の仕組みの構築が必要であるため
契約金額	当初 190,958,500 円→変更後 552,279,705 円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年7月1日～令和4年3月30日
財源（国費）	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 71,332,500 円 地域観光事業支援補助金 480,947,205 円

令和3年度県内旅行促進業務の旅行代金割引利用額は、旅行者への支援額の総額が、492,515,000 円であった。その旅行者の送客人数合計は 125,582 人で、旅行代金の総額は 1,262,553,291 円であった。

事業の実施期間は、

「もっと観光みえ Ver. 2」 令和3年7月8日～令和3年8月31日

「もっと観光みえ Ver. 3」 令和3年10月15日～令和3年12月31日

（教育旅行は令和4年2月28日まで）

令和3年度県内旅行促進業務の旅行代金割引利用額 (単位：円)

令和3年度県内旅行促進業務	当初	変更後	名称/範囲	1枚当@ (円)	付与枚数 (枚)	クーポン金額 (円)
(条件) 三重県居住住民	190,958,500	552,279,705	地域応援クーポン	1,000	248,614	248,614,000
旅行代金割引原資	350,000,000	500,000,000	-	1人1泊 につき		
制度設計	証明書	宿泊旅行	1泊1人 10,000円以上	5,000		
	旅行会社 販売証明書		1泊1人5,000円以上 10,000円未満	2,500		
	宿泊施設 利用証明書		1泊1人10,000円以上 金泊土泊以外	6,000		
	証明書	日帰り旅行	旅行代金1人 10,000円以上	5,000		
	旅行会社 販売証明書		旅行代金1人5,000円 以上10,000円未満	2,500		
	事業期間	宿泊旅行	日帰り旅行	-		
旅行代金割引原資利用 額(旅行者への支援 額)	令和3年7月8日～ 令和3年8月31日	33,957,500	101,057,500	-		
総合計(円)	令和3年10月15日～ 令和3年12月31日	79,247,500	278,252,500	-		
492,515,000	合計	113,205,000	379,310,000	-		

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
3,778,196	2,678,883	2,678,883

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

地域観光事業支援クーポン発行業務	1,284,391
県内旅行促進業務	552,280
(仮称) みえ得トラベルクーポン発行業務	432,785
小計	2,269,456
県内旅行商品割引販売業務委託契約	409,427
合計	2,678,883

<県から負担金として受領した金額>

(単位：千円)

令和3年度6月補正予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
3,778,196	2,239,843	2,239,843
—	439,040	439,040

なお、当事業は令和3年6月補正予算として議決されたものである。

当事業の財源は、全額国費で、地域観光事業支援補助金(2,239,843千円)と新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金(439,040千円)の合計(2,678,883千円)である。この合計金額が、上記4事業の決算額の合計(2,678,883千円)と一致する。

委員会の資料では、令和3年度6月補正予算額3,778,196千円と令和3年度決算額2,239,843千円との差額1,538,353千円は、令和4年度へ繰越処理がされており、令和4年度に地域観光産業支援事業費として事業を継続する財源となっている。

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、共同事業体協定書兼委任状、事業者選定理由書、業務仕様書、契約目的及び契約方法(随意契約の理由)、事業者選定理由書、みえ観光の産業化推進委員会経理規則、起案書、法人税及び消費税及地方法人税納税証明書(国税)、個人情報取扱いに関する特記事項、個人情報の責任体制等報告書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 県へ負担金を依頼した内容を確認するために、令和3年度収支予算(案)、令和3年度収支補正予算(案)、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、業務委託契約の一部を変更する契約書、見積書、契約実績証明書、予定価格調書、経費積算、令和3年度収支予算(案)、令和3年度収支補正予算(案)、実績報告書、業務完了報告書、完成認定書、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

- i 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。

3 県内旅行商品造成・販売支援事業

(1) 事業内容

事業内容の概要は、「第4 Ⅲ 10 県内旅行商品造成・販売支援事業費」を参照されたい。

なお、事業の補足すべき事項は以下のとおりである。

旅行商品の造成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえ、対象を県民とした県内発着の旅行とするとともに、鉄道・バス・タクシー等の交通事業者の活用、お土産店・飲食店・体験施設への立ち寄りなどを含めることで、さまざまな観光関連事業者における消費を喚起した。

旅行参加者については、当初は県民限定であったが、令和3年11月以降は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、東海4県（三重県・愛知県・岐阜県・静岡県）及び関西2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・兵庫県）へと対象を拡大し、近隣府県から三重県への誘客を図った。しかし、新型コロナウイルス感染症の第6波を受け、令和4年1月以降は県外在住者への販売を中止した。

なお、当該事業の運営については業務を委託している。

委託業務名	県内旅行商品造成・販売業務
委託の内容	旅行事業者が交通事業者と連携し、感染防止対策を徹底するなど、より安全・安心な旅行環境の提供に資する県内を発着かつ目的地とする県民向けの旅行商品の造成・販売を行う。 ・鉄道、バス、タクシー、及びレンタカー等を活用した旅行商品の造成 ・県内の土産物店、飲食店及び体験施設等に立ち寄る旅行商品の造成
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合に該当するため
契約金額	当初 136,237,736 円→変更後 51,718,216 円

契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年8月11日～令和4年3月25日

<販売実績>

販売期間：令和3年10月～令和4年2月

造成数：68コース（329回催行）

送客数：8,001人（日帰り：7,296人、宿泊：705人）

	県内発着		県外発着		合計
	日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
10月	0人	0人	0人	0人	0人
11月	3,202人	118人	66人	2人	3,388人
12月	1,785人	244人	462人	43人	2,534人
1月	835人	80人	711人	133人	1,759人
2月	7人	42人	228人	43人	320人
合計	5,829人	484人	1,467人	221人	8,001人



県内旅行商品「魅力再発見！安心 ええとこみえの旅」のホームページ画面

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コン

へ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書の閲覧及びヒアリングを実施した。

- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、業務完了報告書、支出明細書、事業報告書、履行確認書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

- i 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。

4 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

(1) 事業内容

事業内容の概要は、「第4 III 18 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費」を参照されたい。

なお、事業の補足すべき事項は以下のとおりである。

観光地における構造課題の解決に向けて意欲のある地域（志摩市）において、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）（注）との連携を見据えた新たな魅力創出の以下の実証事業を実施した。

（注）株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）

平成21年に設立された経営不振事業者の事業再生を支援する官民ファンドであり、以下の取組を行っている。

- ① 特定専門家派遣業務
- ② 活性化ファンド業務
- ③ 再チャレンジ支援業務（特定支援）
- ④ 事業再生支援業務
- ⑤ ファンド出資業務（特定組合出資）
- ⑥ 事業再生ファンド業務

実証事業の取組

① クラウド・キッチン「がけっぷちカフェ」

場所	八幡さん公園（志摩市大王町波切 111）
日時	令和3年11月6日から令和4年1月10日までの土・日・祝日（10時～15時45分）…稼働日数20日間
実施概要	八幡さん公園のベンチ付近に掲示された二次元コードをスマートフォンで読み取り、注文サイトから地元の食材等を活用したグルメを注文すると、10分以内を目途に、地元学生が商品を届ける
実施結果	目標売上：1,500,000円 実績売上：496,200円（達成率33%） 注文件数408件、販売個数981個

② 真珠・伊勢えびGET!! 伊勢志摩ナゾトキスタンプラリー@大王崎

場所	八幡さん公園を起点とした大王崎周辺地区
日時	令和3年11月6日から令和4年1月10日（9時～16時） …稼働日数66日間
実施概要	7つのタッチポイントに掲示された二次元コードをスマートフォンで読み取り、タッチポイントで表示される地域の文化にちなんだナゾトキを行い、全部のスタンプを集めると伊勢えびや真珠のアクセサリーなどの豪華賞品が当たる抽選に参加できる
実施結果	目標人数：3,300人 実績人数：1,145人（達成率34.7%） 内訳 県内58%、中部19%、関西16%、その他7%

③ 地域の特産物が購入できる無人店舗「良心市」

場所	志摩市大王町波切 164-1
日時	令和3年11月6日から令和4年1月10日（10時～16時） …稼働日数66日間
実施概要	陳列商品に加え、カプセルトイやロッカータイプの販売機を活用した無人タイプのお土産屋として運営
実施結果	実績売上：350,800円（うち、カプセルトイ234,500円） 販売個数484個

三重県「持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業」実証事業



行くぞ、大王崎

～伊勢志摩の青と白に出逢う旅～

2021年11月6日(土)～2022年1月10日(月/祝)
三重県志摩市大王町波切 大王崎周辺地区

がけっぷちカフェ
志摩の絶景スポットをまるごとカフェに

青い海と白い灯台を眺める絶好のビュースポット「八幡さん公園」で地元の食材を使用した魅力のグルメをご賞味ください。スマホからオーダーすれば元気いっぱいの学生スタッフが全速力でお届けします。

- ★ 八幡さん公園（三重県志摩市大王町波切111）
- ★ 期間中、毎週土曜日・日曜日・祝日オープン 10:00～15:45（L.O.）
※11月6日（土）のみ10:00～19:45（L.O.）
※年末年始は休業します。（特設サイトでご確認ください。）
※雨天等により臨時休業する場合がございます。（特設サイトでご確認ください。）
- ★ ペンチ付近に掲示された二次元コードより注文サイトへアクセスしてください。



真珠・伊勢えび Get!!
伊勢志摩ナゾトキ
スタンプラリー@大王崎

絵かきのまち「大王」を散策しながら謎を解くデジタルスタンプラリーです。スタンプを集めてゴールすると抽選会にご参加いただけます。伊勢えびや真珠のアクセサリ、宿泊券など伊勢志摩ならではの豪華な賞品をGet!!してください。

- ★ 参加無料：どのファーストポイントからでも参加できます。
ラリーポイントに記された二次元コードより専用サイトへアクセスしてください。
- ★ 期間中、毎日開催 9:00～16:00
※16時以降は抽選会に参加できませんのでご注意ください。
- ★ 抽選会場：大王崎観光駐車場（三重県志摩市大王町波切276）



良心市（リョウシンイチ）

期間限定の無人販売所がオープン!! カプセルトイレやロッカータイプの販売機、陳列台で地域の名産品を販売します。

- ★ 志摩市大王町波切164-1
- ★ 期間中、毎日オープン 10:00～16:00

主 催：あま観光の産業化推進委員会（三重県観光局観光魅力創成課内）
問合せ先：志摩市観光課 TEL 0599-44-0005 9:00～17:00（平日のみ）
志摩市観光協会 TEL 0599-46-0570 9:00～17:00

特設WEBサイト
<http://iko-daiozaki.com/> 

実証事業のチラシ

④ 利用促進策

ア. 宿泊者向けツアーの実施

都リゾート奥志摩アクアフォレストの宿泊者を対象に大王崎周辺まで無料バスで送迎を実施

実施日：12月25日（4組8人）、12月26日（0人）、
1月9日（0人）

イ. 「がけっぷちカフェ」（大王崎）を活用したツアーの実施

実施日：3月5日（17人）、3月6日（中止）、3月20日（中止）、
3月21日（中止）

ウ. 観光協会や交通機関との連携

エ. メディアでのPR

なお、上記の実証事業についてはすべて業務を委託している。

委託業務名	令和3年度持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業委託業務
委託の内容	観光地における構造課題の解決に向けて意欲のある地域において、民間の投資を見据えた新たな魅力の創出の実証事業を行い、その成果を県内に広く周知し、県全体の持続可能な観光地づくりを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド・キッチンを活用したデリバリーサービスの実証事業 ・まち歩き型滞在コンテンツの実証事業 ・実証事業の利用促進 ・実証事業の成果報告書の作成及び報告会の実施
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	14,999,160円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和3年9月22日～令和4年3月29日

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、事業者選定理由書、随意契約の理由書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、委託業務仕様書、個人情報取扱いに関する特記事項、見積書、再委託承認申請書、覚書、再委託承認書、業務完了報告書、完成認定書、支出明細書、事業報告書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

i 実施事業の結果と今後の課題について【意見】

当事業では、投資ファンドや金融機関からの投資を呼び込める、オール三重の先駆けとなる持続可能な観光地のモデルを創出するため、志摩市においてスタ

ートアップに向けた実証事業を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響で事業開始が遅れ、肌寒い晩秋から冬の時期に実証事業を開始することとなり屋外で展開する「がけっぷちカフェ」や「ナゾトキスタンプラリー」には厳しい状況であった。約1カ月半と短い準備期間で十分な検証が出来ずに事業を開始したため運用面で課題が生じ、目標値に対して実績値が30%台と目標値を大きく下回る結果となったが、地域の方々の協力も得て運営方法を模索しながら事業を進め、目標値をもとに事業継続に向けて何を改善すべきか課題を明確化することができたのは成果と考えられる。

実証事業の利用促進策として企画した志摩市内宿泊施設へのPRチラシの配布や宿泊者限定特典の駐車料無料券付きチラシ配布等の宿泊者向けの誘客策については宿泊者の参加率は高く、誘客取組全体としては成功したと考えられるが、宿泊者向けツアーについては半数以上が参加者0人または催行中止となっており参加してもらったための工夫が十分ではなかった印象を受けた。

また、実証事業後に地元商店街を対象に行ったアンケート（対象14件、回答率100%）では、事業の成果を評価する意見が多数あったが、「客数に変化なく、事業の効果は感じられなかった」という回答も半数（7件）あり、今後の改善に向けた取組が望まれる。

当事業は単年度事業であるが、当事業の経験を生かして引き続き伊勢志摩の各地域において株式会社地域経済活性化機構（REVIC）との連携による持続可能な観光地づくりの推進に向けて取り組んでいくことが望ましい。

ii 業務委託料の積算について、「第6 2」へ統合して記載している。

5 県内教育旅行促進支援業務等

(1) 事業内容

事業内容の概要は、「第4 III 8 みえ観光の産業化推進委員会負担金」を参照されたい。

なお、事業の補足すべき事項は以下のとおりである。以下事業の運営については、全て業務を委託している。

<みえ旅プレミアムキャンペーン事業>

委託業務名	みえ旅周遊促進キャンペーン業務
委託の内容	県内で宿泊、周遊する観光客を対象としたキャンペーンを実施し、県内周遊の促進、県内消費の拡大を図る。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	12,099,737 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年7月7日～令和4年3月31日

<三重のあそび体験利用促進事業>

委託業務名	観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進事業委託業務
委託の内容	観光客の県内の周遊促進を図るため、体験施設の利用促進事業（遊び体験利用促進キャンペーン）を実施し、県内消費の喚起、平日利用・連泊利用の促進を図る。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	29,614,636 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年4月26日～令和4年3月23日

<驚得、激得、スゴ得三重周遊プラン>

委託業務名	高速道路周遊プランに係る商品券の造成及び利用促進業務委託
委託の内容	中日本高速道路株式会社（NEXCO 中日本）と連携して高速道路を活用した周遊プランを造成し、県内消費の喚起、平日利用・連泊利用の促進を図る。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	20,183,700 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年4月26日～令和4年3月23日

< 県内教育旅行促進支援業務 >

委託業務名	県内教育旅行促進支援業務
委託の内容	県内の学校が南部地域以外の県内地域を訪問先・宿泊先として修学旅行等の教育旅行を実施することを支援するため、生徒数に応じて補助金を支給する。 *南部地域：伊勢志摩・紀勢地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町及び大紀町）及び東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町）をいう。
外部委託の必要性	高度の専門知識、特殊な技術が必要な場合及び広範なデータの収集、多角的な分析が必要な場合に該当するため
契約金額	121,873,220 円
契約方法	随意契約（公募型企画提案コンペ）
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月25日

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、企画提案コンペ実施要領、企画提案コンペ参加仕様書、企画提案コンペ選定要領、事業者選定理由書の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 委託料の支出について妥当性を検討するために、委託契約書、業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書、再委託承認書、業務完了報告書、支出明細書、事業報告書、履行確認書の閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

6 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費

(1) 事業内容

事業内容の概要は、「第4 III 2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費」を参照されたい。

なお、事業の補足すべき事項は以下のとおりである。

観光におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、県を訪れた観光客の情報を収集・蓄積する仕組みと蓄積した情報を活用し、利用者のニーズに沿った情報をタイムリーに発信するための仕組みを構築する「三重県観光マーケティングプラットフォーム」において、旅ナカでの観光客の情報を収集する仕組みとして「スマホでみえ得キャンペーン」を活用するために必要な改修を実施する。

「三重県観光マーケティングプラットフォーム」についての機能も、「第4 III 2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費」に記載している。

なお、当該事業の運営については業務を委託している。

委託業務名	三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に係るアンケートシステム改修委託業務
委託の内容	三重県観光マーケティングプラットフォームを構成する各種機能のうち、周遊促進機能及びアンケートによる旅ナカのデータを収集する機能を構築することを目的とし、本システムの改修作業を実施する。
外部委託の必要性	本システムは三重県版観光スマートサイクル確立事業の実施のために、受託事業者であるA社が設計開発したシステムであるため、現行システムの安定稼働のための保守業務と改修後のシステムへの移行作業をA社なら円滑に行うことができ、かつ本業務に起因する不具合が生じた場合も迅速な原因究明及び対処を行うことができるため
契約金額	19,700,918円
契約方法	特命随意契約
委託期間	令和4年1月14日～令和4年3月29日

<予算及び決算の状況>

(単位:千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
0	19,700	19,700

決算額の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に係るアンケートシステム改修委託業務	19,700
--	--------

県から負担金として受領した金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

令和3年度当初予算額	令和3年度最終予算額	令和3年度決算額
0	12,587	12,587

国費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を県経由で受領している。

(2) 監査手続

- ① 業務委託について業者の選定の妥当性を検討するために、業務の契約目的及び契約方法（随意契約の理由）、事業者選定理由書、会議事項書、会議議事概要、みえ観光の産業化推進委員会経理規則、個人情報取扱に関する特記事項の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 県へ負担金を依頼した内容を確認するために、令和3年度みえ観光の産業化推進委員会負担金について（依頼）、請求書、令和3年度収支予算（案）、令和3年度収支補正予算（案）、県負担金請求計画、県発行支出命令書の写し、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 委託料の支出について妥当性を検討するために、業務委託契約書、業務委託仕様書、見積書、契約実績証明書、予定価格調書、積算表、業務完了報告書、令和3年度収支予算（案）、令和3年度収支補正予算（案）、決裁書、請求書、支出明細書、事業報告書、完成認定書、令和3年度事業収支決算見込みの閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 意見表明

この事業について、関係書類の閲覧及び関係部署のヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

第6 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について

第6は、第4と第5において多くの個別監査対象事業と関係性がある3項目の内容について、個別には記載せず本項に集約して記載している。

1 契約保証金免除について【指摘】

県が締結する業務委託等の契約において、契約の相手方となる者は原則として契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付することとなっているが（三重県会計規則第75条第1項）、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき」（同条4項3号）には、契約保証金の納付を免除することができる。本監査手続の対象とした業務委託契約においても、その多くがこの要件に該当するものとして契約保証金の納付が免除されている。

この要件該当性に関し、県は、本監査対象事業において、契約者に「契約実績証明書」（その一例を後掲）の提出を求めているケースが多い。当該書式に記載する契約実績は、県以外の官公署や民間事業者でもよいことになっているが、記載の実績に関する裏付資料の提出が必須とされていない。そのため、契約相手方が県以外のものについては、そもそも実績の真偽の確認ができない。契約相手方が県保有の不適合者データベースに含まれているか否かの確認は行っている例はあるものの、契約相手方が県のものも含め、契約実績証明書に記載された実績の真偽についての確認も特段行われていない模様である。

しかしながら、契約保証金は、契約の完全な履行を確保することを目的とするものである。あくまで納付が原則で、一定の要件を満たした場合に例外として納付の免除が認められるものである。

にもかかわらず、単なる提出者の自己申告のみにとどめている運用は、上記条項における「契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」（下線は監査人が付した）との要件充足性に疑義があるものと言わざるを得ない。

この点に関し、例えば、前記「第4 IV 3 みえモデルワーケーション推進事業費」の内、①ワーケーションウェブサイト管理保守業務委託（＝旧サイトの管理保守）に関連する令和2年度の「ワーケーション推進のための広報・

- 2 契約実績は、契約の種類、契約の相手方（官公署のみでなく民間事業者も含む。）は問いません。また、複数年契約については、過去3年の間にその履行を終了したもの又は現在も履行中であるもの（契約の相手方から検査により履行実績を確認された部分に限る。）を含みます。履行金額が同規模程度のものを1件以上、記載してください。
- 3 1件以上の契約実績が認められた場合は、契約保証金の免除要件となります。
- 4 本様式に代えて、契約書の写し及び履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類を提出していただいても構いません。
- 5 契約実績のない場合も「該当なし」と記入してこの証明書を提出してください。

< 契約実績証明書記載の注意書き >

2 業務委託料の積算について【指摘】

当該指摘に係る事業は次のとおりである。

- 第4 III 1 観光事業推進費
 - 2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費
 - 3 安全・安心な観光地づくり推進事業費
 - 5 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費
- IV 3 みえモデルワーケーション推進事業費
- 第5 II 1 三重県版観光スマートサイクル確立事業費
 - 2 地域観光産業支援事業費
 - 3 県内旅行商品造成・販売支援事業
 - 4 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

それぞれの事業で企画提案コンペや特命随意契約等を行うに際し、契約上限額の積算が行われている。

当該積算に際して、人件費に関する単価は、国土交通省（大臣官房技術調査課・港湾局技術企画課・航空局航空ネットワーク部空港技術課）が公表する同省発注の公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）を行うための単価を参考としているものが多く見受けられた。しかしながら、それぞれの事業の業務内容は、土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。

また、過去の事業の積算単価を参考に人件費に関する単価を算出しているものの、業務内容が異なるものもあった。

これらの中には、委託先からの見積書に記載された人件費の単価と比較すると高額になっているものもあった。

こうしたことから、業務委託料の契約上限額の積算が適切に行われていると

はいえず、業務内容に沿った適切な人件費の単価を用いることが必要である。

補記 <監査対象事業を事例とする技術者単価と業務内容との比較検討>

本稿では、「第4 III 2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費」の簿冊に編綴されていた積算表に記述があった技術者単価と業務内容とを事例として比較検討する。

県は本事業の委託契約の契約上限額を算定するための積算表作成において、委託先の技術者等の人件費の見積額の基礎となる技術者等単価は、令和2年度設計業務委託等技術者単価（国土交通省大臣官房技術調査課、港湾局技術企画課、航空局航空ネットワーク部空港技術課）（以下「技術者単価」という。）を採用していた。

この令和2年度技術者単価に記載されている設計業務等技術者である「主任技術者」、「理事、技師長」、「主任技師」及び「技師（A）」の職種区分定義は、以下のとおりである。

「主任技術者」（基準日額：69,800円）

先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。

工学以外に社会、経済、環境等の多方面の分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。

「理事、技師長」（基準日額：64,800円）

複数の非定型的な業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。

「主任技師」（基準日額：55,300円）

定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

「技師（A）」（基準日額：48,700円）

一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。

県が各社への業務委託事業の契約上限額算定のために作成した積算表に記載された技術者単価と業務内容を対比すると以下（1）と（2）の表になる。ただし、A社とB社は業務委託先を表している。

(1) <技術者単価と業務内容が乖離していると思われる事例>

A社 観光情報プラットフォーム構築に向けた技術支援業務

1. 施策目標達成に向けての調査及び課題整理・分析・提案

既存業務の整理、 課題の調査	・現状調査 ・関係者へのヒアリング ・報告資料作成	主任技術者 技師 (A)
	・打ち合わせ・報告・説明	主任技術者 技師 (A)
観光施策の目標 達成に向けての 手段の整理	・課題の整理の体系化 ・解決策の検討、提案 ・業務フロー、報告資料の作成	主任技術者 技師 (A)
	・打ち合わせ・報告・説明	主任技術者 技師 (A)
県内市町・観光地 域づくり法人 (DMO)の現状調 査・ニーズの把握	・現状調査 ・関係者へのヒアリング ・業務フロー、報告資料作成	主任技術者 技師 (A)
各自治体事例、パ ッケージ商品等 の調査	各自治体の調査 ・調査、分析、評価 ・報告資料の作成	主任技術者 技師 (A)
	パッケージソフトの調査 ・調査、分析、評価 ・報告資料の作成	主任技術者 技師 (A)
職員向け人材育 成	・資料作成 ・職員への説明	主任技術者 技師 (A)

2. プラットフォーム構築に向けての整理・詳細調査・分析

プラットフォー ム構築に向け ての方向性の整理	・構築に向けての仕組み整理 ・関係者へのヒアリング ・業務フロー、報告資料作成 ・活用方針の策定	主任技術者 技師 (A)
	・打ち合わせ・報告・説明	主任技術者 技師 (A)
プラットフォー ムの調達方法の 調査・分析、詳細	・調達方法の調査・分析 ・業務フロー、報告資料の作成	主任技術者 技師 (A)
	・機能要件・非機能要件の定義の	主任技術者

設定	策定、報告	技師（A）
	・ サービスレベルの設定、報告	主任技術者 技師（A）
連携する事業やシステムとの協議支援	・ 策定に向けた県との協議	主任技術者
	・ 市町との連携方針の策定	技師（A）
	市町・DMO等との支援 ・ 打ち合わせ ・ 資料作成 ・ 関係先訪問同行 ・ スケジュール管理 ・ 結果を踏まえた提案	主任技術者 技師（A）
プラットフォーム構築に向けての環境調査	・ 環境調査の実施	主任技術者
	・ 課題への対応案の作成 ・ 報告資料整理	技師（A）

3. プラットフォーム構築の際の導入支援

プラットフォーム導入への支援	・ 県への助言	主任技術者
	・ 成果品の確認 ・ テストへの参画・支援	技師（A）

4. プラットフォーム構築後の活用の検討支援

プラットフォーム構築後の活用の検討支援	・ 関係者へのヒアリング	主任技術者
	・ 専門家からの意見聴取	技師（A）
参画事業者を増やすための内容検討	・ プラットフォームの試用実証	主任技術者
	・ 関係者へのヒアリング ・ 参画事業者増加に向けた内容検討	技師（A）

県がA社へ業務委託した事業における契約上限額を算定するために作成した積算表に記載された業務内容は、国土交通省の公開している設計業務の職種区分定義の技術者単価とは合致しない。

よって、契約上限額を算定するために作成する積算表に採用する技術者単価は、国土交通省の公開している設計業務の技術者単価ではなく、業務の実態に即した技術者単価を採用すべきである。

個別の監査対象事業において、積算表における人件費単価の内容が参考にした技術者単価と明らかに乖離している場合には、【指摘】とした。

(2) <技術者単価と業務内容が類似の事例>

みえ観光の産業化推進委員会が委託した時に作成した積算表で、技術者単価と業務内容が比較的類似していると思われる事例である。

B社 三重県観光マーケティングプラットフォーム構築に係るアンケートシステム改修委託業務

(i) 観光マーケティングプラットフォームとのデータ連携機能構築

機能構築	システム要件定義・設計	主任技術者
		技師 (A)
	API 構築	主任技術者
		技師 (A)
	既存データ移行処理、データ調整	主任技術者
		技師 (A)
	運用テスト	主任技術者
		技師 (A)

(ii) アンケートシステム機能改修

機能改修、ツール改修	システム要件定義・設計	主任技術者
		技師 (A)
	システム改修	主任技術者
		技師 (A)
	システム画面再構築	主任技術者
		技師 (A)
	管理画面改修、画面テキスト修正、多言語対応等	主任技術者
		技師 (A)
	システム移行処理	主任技術者
		技師 (A)
	QR コード発行、ツール制作	主任技術者
		技師 (A)
	運用テスト、結合テスト	主任技術者
		技師 (A)

(iii) 参画事業者対応

事業者対応	マニュアル作成、動画作成	主任技術者
		技師 (A)
	ツール発送、着荷確認、現地訪問	主任技術者
		技師 (A)

このB社の事例では、業種は建設業の設計業務と事業内容の事例のコンピュータシステム設計開発とは異なるが、設計業務という点では類似の範疇もあり、このような場合は、国土交通省が公開している設計業務等技術者単価を準用することは、許容の範囲内と類推できると思われる。

よって、この事例の場合、県が入札において設定する契約上限額を算定する人件費単価として設計業務等技術者単価を準用しても認容できると思われる。

3 積算表及び見積書における諸経費について【意見】

当該意見に関係する事業は次のとおりである。

- 第4 III 2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費
- 第5 II 1 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額を算定するために作成する積算表に計上されている諸経費について、県は積算表で計上された当該事業の設計費用等諸費用の合計金額に対して10%を見込んでいます。

一方、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載されている諸経費は、各参加者の事情によりその金額は種々記載されている。その金額は、総見積費用の10%であったり、10%未満の金額や10%を大幅に超過した金額であったり、千差万別である。企画提案コンペ参加者が見積書へ記載する諸経費は、当然のことながら、いくらで記載しても自由である。

県は、契約上限額をホームページで公開している。事業内容が特殊でごく限られた事業者しか応札できないと思われる事案もある。この場合、応札者がこの事業では自社しか応札者が無いと推定できたとしたら、契約上限額と同額か、契約上限額に近似である金額で応札してくることも考えられ、その場合、その契約上限額を超過しないように諸経費を調整金額として掲載している場合が多いと思われる。

企画提案コンペ形式の随意契約や特命随意契約では、県が契約上限額を算定するために行う積算で、前述した積算表の金額のように高額な技術者単価に基づき算出されたものであった場合には、応札者がこの高額な契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を記載した見積書を提出して業務委託契約を締結しようとするのが懸念される。

よって、県は随意契約により業務委託契約を締結する時は、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないために、その内容や根拠の説明を求める必要があると考える。

第7 監査対象事業に関する補足等

「包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事件の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である。いわゆる「行政監査」は含まない。・・・(中略)・・・財務監査であっても、地方自治法（監査人加筆）第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」（松本英昭著「新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）1489頁 第13章 外部監査契約に基づく監査（第252条の37）」）と記されている。

本監査においては、上記解説にいう事務事業の有効性などについて監査を行うことも可能という趣旨と同じ思いを込め、また、最も重視したのは県民だったらどう考えるかという、いわゆる県民目線での監査を心がけた。

よって、財務監査の監査資料の中で目にした項目や事項について、一見行政監査の内容と思われる項目や事項であっても、財務監査の延長線上にある内容は、事務事業の有効性などの判断の上で重要と判断した内容について、資料の提示を求め、提供された資料について内容を検討し、この監査報告書へ記載している。

本監査における「指摘」は23件（個別表明で同じ「指摘」を表明した件数が8件あり、延合計数は31件）であった。「意見」は32件（個別表明で同じ「意見」を表明した件数が4件あり、延合計数は36件）であった。

「指摘」と「意見」の両者の合計は55件（延合計数は67件）であった。

監査関連資料の提供やヒアリングに協力いただいた被監査部局に対し、謝意を表す。

1 新型コロナウイルス感染症禍における観光事業の切実な状況と県の施策

令和3年度の観光事業は、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受け、県内の観光事業者にとっても個々の事業ベースでは、存続の危機といえるほど厳しい状況であった。

特に、外国人観光客を主なターゲットとした事業では瀕死の状況であったと推察できる。

日本政府観光局が公表している「月別訪日外客数の推移」を加工して、令和3年から直近5年間を表にまとめた。

年別 訪日外客数の推移

年		旅行者数	
		訪日外客数（*1）	伸率
		人	%
2017	平成29年	28,691,073	19.3
2018	平成30年	31,191,856	8.7
2019	平成31年/令和元年	31,882,049	2.2
2020	令和2年	4,115,828	△87.1
2021	令和3年	245,862	△94.0

- ◆注 （*1）： 法務省資料に基づき、
外国人正規入国者のうちから
日本に永続的に居住する外国人を除き、
さらに一時上陸客等を加えて集計した。
- （*2）： 値はすべて確定値である。
- （*3）： （*1）（*2）はJNTOのデータの注記の略記。

出典： 日本政府観光局（JNTO）年別統計データより監査人が加工

令和元年における1年間の外国人訪日観光客数は、31,882千人であったが、令和3年では、僅か245千人であった。

県の伊勢市や鳥羽市などを監査人が実際に訪問したが、外国人観光客には会えなかった。これも水際対策で入国制限を厳しく行っている証左であるとはいえ、瀕死の状況である観光事業者に対して、この厳しさを正しく表現する言葉を見つけれない。観光ガイド通訳業の方はほぼ廃業状態であるという情報を目にした。

県はこのような状況を鑑み、アフターコロナに向けた多くの海外誘客に向けた様々な事業を実施している。

監査対象である令和3年度に県は、本監査報告書「第4 III 施策331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）」の中の以下の事業を実施した。

- 1 1 海外プロモーション推進事業費
- 1 2 日台観光交流推進事業費
- 1 3 海外誘客推進プロジェクト事業費
- 1 4 海外MICE誘致促進事業費

- 1 5 観光デジタルファースト推進事業費
- 1 6 アフターコロナ・インバウンド復活事業費
- 1 7 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

特に、「1 7 三重県版観光スマートサイクル確立事業費」は令和元年度からの継続事業であるが、海外における県の認知度向上を図る動画サイト「YouTube」と SNS を活用し、ターゲット国（地域）の東アジア（台湾、香港）、東南アジア（タイ、シンガポール、ベトナム）を想定し、プロモーション動画の制作を行っている。なお、動画で言語を使用する場合は、英語を必須としている。

事業の詳細は、「第4 III 施策331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）」の各稿を参照されたい。

2 監査対象事業の意見表明等について補足したいこと

監査対象事業における内容や意見表明は、本監査報告書の「第4 外部監査の結果 施策番号別の監査の結果」、「第5 みえ観光の産業化推進委員会について」、「第6 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について」において、詳細に述べている。

監査を実施し感じたことや、監査人が県の観光地を訪れ気づいたこと等、【指摘】や【意見】には至らない内容であっても、今後の県の観光事業において留意してほしいと思われるところなどを、所感として本稿で述べる。

（1）新型コロナウイルス感染症禍の観光事業者に対する支援事業等について

新型コロナウイルス感染症の蔓延の下、国の補助金に基づく宿泊事業者感染防止対策等支援金事業で、488 施設に対する総額 16 億 930 万円余の補助金交付事務に加えて、観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえエリア）に基づく「みえ安心おもてなし認証」の認証マーク（ステッカー）を交付した 1,217 事業者に対する「認証」事務が重なり、担当部局では県内宿泊事業者や観光事業者並びに県民の福祉の向上のために想像を絶する事務量を処理された。

さらに、県内教育旅行支援事業では、南部地域への訪問が 629 校、児童・生徒 39,411 人、南部地域以外への訪問が 1,001 校、児童・生徒 74,941 人に対し、旅行代金の補助を実施した。

また、みえ観光の産業化推進委員会の事業では、「地域観光事業支援補助金」で実施された地域観光産業支援事業費があるが、これは県内旅行者に対して地

域応援クーポンを配布等する事業で、総額 22 億 6,945 万円余でクーポン利用者数は延べ約 41 万 7 千人に上っている。

上記は、コロナ禍で令和 3 年度に被監査部局が、緊急、迅速、膨大な事務量を県民及び観光事業者支援のために、必死に処理されたことを、監査を通して理解した。

(2) 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費

県は、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度(あんしん みえリア)」を創設して新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む宿泊施設や観光施設等を県が認証する事業を実施した。その事業において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む条件に合った宿泊施設や観光施設等に対し、申請により、認証マーク(ステッカー)「みえ安心おもてなし認証 COVID-19 SAFE 三重県」を交付している。

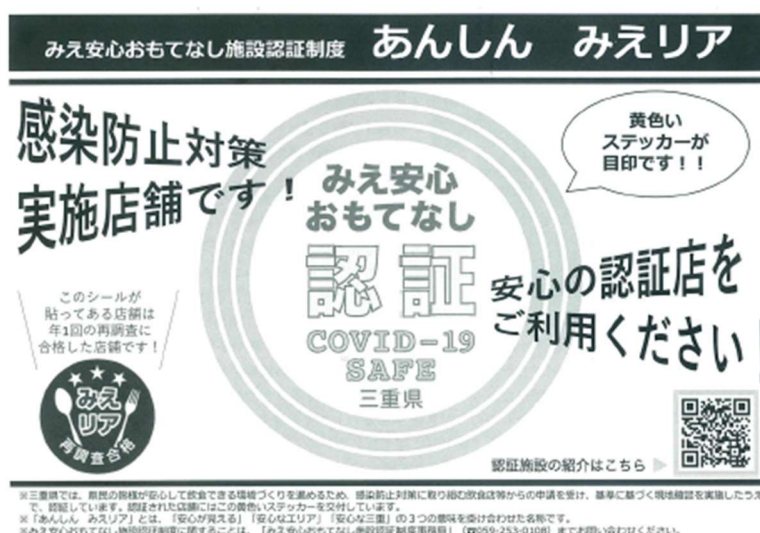
認証マーク(ステッカー)の交付を受けた宿泊施設や観光施設等は、その認証マークを宿泊施設や観光施設等へ入店する際に確認できる場所の目立つ所に貼付することになっている。

監査人は伊勢神宮(内宮)に近接する「おかげ横丁」を訪問して、この認証マーク(ステッカー)の貼付状況を視察した。その感想は以下のとおりである。

- ① 認証マーク(ステッカー)のデザインカラーが落ち着いた配色の黄色を基調にしていることと他のステッカーも多く貼付されており、目立たず、観光客が気づきにくい印象を受けた。
- ② 思いのほか貼付している店舗が少ない。
- ③ 入り口でなく、店舗内のレジ横に貼付している店舗があった。

以下添付した下記の画像は、三重県経営者協会の機関誌「みえ経協」2022 年 10 月号 Vol.70 表紙であるが、「感染防止対策実施店舗です」「安心の認証店をご利用ください」「黄色いステッカーが目印です」「このシールが貼ってある店舗は年 1 回の再調査に合格した店舗です」と、観光客に必死に訴えている姿勢が感じられる。

年1回の再調査
に合格した店
舗の証



<出典>

みえリアホームページ

<出典>

三重県経営者協会 機関紙「みえ経協」

2022年10月号 Vol.70 表紙

この認証マーク（ステッカー）は、この観光施設等は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が施された安全・安心な施設であると観光客や宿泊客に訴えている大切な手段であるにも関わらず、観光客や宿泊客がその情報に触れられない状況が散見されることを残念に感じた。潜在的な観光客への広報としてウェブコンテンツでの掲載拡大も含め、認証マーク（ステッカー）についてより有効で効果的な活用ができるような検討を期待したい。

（3） 監査対象事業で締結された多数の随意契約

本監査で監査対象として抽出した事業に係る契約方法等を集計した結果、非常に多くの随意契約が締結されていた。

被監査部局の契約事業及び補助金・負担金等

委託業務 数合計	随意契約 35				一般競争 入札	指名競争 入札	補助金・ 負担金等
	通常	コソパ ^o 方式	特命	少額			
49	4	27	3	1	1	0	13

みえ観光の産業化推進委員会の契約事業及び補助金・負担金等

委託業務 数合計	随意契約 12				一般競争 入札	指名競争 入札	補助金・ 負担金等
	通常	コンペ方式	特命	少額			
13	0	7	5	0	0	0	1

本監査全体の契約事業及び補助金・負担金等

委託業務 数合計	随意契約 47				一般競争 入札	指名競争 入札	補助金・ 負担金等
	通常	コンペ方式	特命	少額			
62	4	34	8	1	1	0	14

本監査で監査対象として抽出した事業に係る委託業務の契約方法は、補助金・負担金等を除くと、48件中47件が随意契約（97.9%）であった。この内、企画提案コンペ方式の委託契約が34件であり、特命随意契約が8件であった。

監査を実施した企画提案コンペ方式の委託契約は、県の部局契約分が27件（合計金額729,762,587円、1件平均27,028,244円）であり、みえ観光の産業化推進委員会契約分が7件（合計金額678,152,517円、1件平均96,878,931円）であった。

企画提案コンペ方式 契約金額の階層別分布は、以下のとおりである。

階層 万(億)円	部局	産業化委員会	合計件数
以上 未満	—	—	—
0～500	9	0	9
500～1,000	8	1	9
1,000～2,500	5	2	7
2,500～5,000	1	1	2
5,000～1(億)	3	1	4
1(億)～3(億)	0	1	1
3(億)～5(億)	1	1	2
合計	27	7	34

(注) 表中の「産業化委員会」は、みえ観光の産業化推進委員会を表している。

監査を実施した特命随意契約は、県の部局契約分が3件（合計金額24,624,220円、1件平均8,208,073円）であり、みえ観光の産業化推進委員会契約分が5件（合計金額1,876,891,626円、1件平均375,378,325円）であった。

特命随意契約 契約金額の階層別分布は、以下のとおりである。

階層 万(億)円	部局	産業化委員会	合計件数
以上 未満	—	—	—
0～ 500	2	—	2
500～1,000	—	1	1
1,000～2,500	1	2	3
2,500～4(億)	—	—	—
4(億)～5(億)	—	—	—
5(億)～6(億)	—	1	1
12(億)～13(億)	—	1	1
合計	3	5	8

(注) 表中の「産業化委員会」は、みえ観光の産業化推進委員会を表している。

監査対象事業の内容は、コロナ禍で疲弊した観光事業支援に向けて多角的にシステムを構築して、県へ観光客を誘客できるようにすることを目指している。

企画提案コンペ方式の委託契約も特命随意契約による委託契約も、上記のとおり、個々の契約金額が非常に高額である。

公募型企画提案コンペ方式では、応募者が1社から2社のものが多く見受けられた。中には、県が委託業務について色々助言を受けている団体から推薦された事業者が応募し選定された例もあった。

公募型企画提案コンペ方式の委託業務も特命随意契約による委託業務も専門性が非常に高いとはいえ、公募型企画提案コンペ方式は応募者が少数であり、特命随意契約は特定の1社と契約するために、事業遂行の確実性は担保できるが、契約金額も企画提案も競争原理が働く可能性が低くなる。

監査において、「随意契約理由」を閲覧した。そこには高度な専門知識を有し特殊かつ高度な技術やシステム開発能力の優れた業者を選定するために「調査委託契約実施要領」に基づき最優秀提案者を選定している旨記載されている。

選定手続は正当に行われているが、委託者選定に当たって考慮された具体的な理由は分かりづらい印象を持った。個々の契約金額が多額であるので、より具体的な理由書を作成し保存しておくことが、情報開示請求などを受けたときに対抗できる手段となり得るから、必要な手続であると思われる。

(4) 企画提案コンペ選定委員会の代理出席について

上記(3)の監査を行ったところ、選定委員会開催日に突然の欠席者が出た選

定委員会が何件か散見された。選定委員会開催日は事前に入念な調整を行って決定されている。企画提案コンペ選定要領では、出席者が4名であれば定足数を満たすことになる。

ただし、選定委員会で審議されるコンペ参加者の提案金額は、上記(3)のとおり相当高額な契約も多く内包している。よって、相当高額な契約金額の企画内容を審査する重要な選定委員会では、より多様な意見により審査できるように、できれば、選定委員5名全員の出席が望まれる。

また、代理出席については、選定委員会設置要領により認めている場合と、記述がなく認めていない場合があり、差異が見受けられたので、統一した取扱いが行われるようにしていくことが望まれる。

(5) 本監査報告書の執筆中に判明した補助金の不正受給について

国の補助金に基づく県内宿泊事業者感染防止対策等支援金事業で、補助金の不正受給が判明した。これは申請した感染対策のエアコンなどの更新工事ができなかったにも関わらず偽装写真を貼付した虚偽の工事完了報告書を提出してきたものであった。

この補助金は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な設備投資の全額を国費で補助する制度であった。

県は緊急性とコロナ対策の重要性を考慮し、工事予定の計画に基づき補助金を支給し、工事完了報告書でその事業の実施を確認していた。

この不正受給は工事完了報告書へ偽装写真を貼付するなど悪質性が極めて高い事案であったため、県は不正受給者に対して補助金全額返済を求め、加えて加算金を科した。その結果、不正受給者からは全額弁済を受けた。

今後このような不正受給の再発が防止できるよう、対策を検討することが望まれる。

3 新型コロナウイルス感染症の下での包括外部監査

令和4年度の包括外部監査はコロナ禍で行った。実地監査では、簿冊の閲覧、ヒアリング等において、3密を避けるために県から十分な配慮を受けた環境の中で監査が行えたことに対して、被監査部局及び総務部総務課に対して謝意を述べる。

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。